

# 法科大学院認証評価

## 自己評価書

東北大学大学院法学研究科総合法制専攻

平成20年6月

東北大学

## 目 次

I	対象法科大学院の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
	第1章 教育目的	3
	第2章 教育内容	8
	第3章 教育方法	19
	第4章 成績評価及び修了認定	33
	第5章 教育内容等の改善措置	48
	第6章 入学者選抜等	53
	第7章 学生の支援体制	64
	第8章 教員組織	73
	第9章 管理運営等	94
	第10章 施設、設備及び図書館等	109

## I 対象法科大学院の現況及び特徴

### 1 現況

#### (1) 法科大学院（研究科・専攻）名

東北大学大学院法学研究科総合法制専攻

#### (2) 所在地

宮城県仙台市青葉区片平2丁目1-1

#### (3) 学生数及び教員数(平成20年5月1日現在)

学生数：265人

教員数：24人（うち実務家教員7人）

### 2 特徴

東北大学大学院法学研究科は、平成12年4月、大学院重点化に際して、従来の公法学・私法学・基礎法学・政治学という伝統的な4専攻を、「総合法制専攻」、「公共法政策専攻」、「トランスナショナル法政策専攻」の新たな3専攻へと全面的に再編した。これまで多数の法曹を輩出してきた学部・大学院における教育を見直し、法曹をはじめとする広義の法律専門家の養成を目的とする「総合法制専攻」を中核として提示した。法科大学院を先取りする形で、学部・大学院を通じた法学教育の充実を目指す「選択的6年制構想」は、法科大学院の創設をも含む司法制度改革の動きの中、平成16年4月、東北大学法科大学院の開設に結実した。

東北大学法科大学院の特徴として、次の諸点を挙げよう。

#### ① 理論的基礎の確実な修得。

東北大学法科大学院は、「優れた法曹」を養成するため、その教育において、理論的基礎を確実に修得させることを重視する。

各実定法学の分野において優れた研究成果を有し、教育経験も豊富な研究者教員が担当する科目においては、判例や、判例の事案を加工し作成した事例を素材として、実務運用の理論的基盤を明らかにするとともに、その社会的・経済的な背景にまでも遡り、多角的な分析と検討を加える。

理論的基礎の修得は、実務関連科目の内容の編成に当たっても明確に意識され、2年ないし3年にわたる法科大学院における教育を通じ、理論的基礎に裏打ちされた思考能力の錬成が図られる。

#### ② 紛争解決の実態に即応した総合的・横断的な科目編成。

現実の社会では、法的紛争は、民法の問題、商法の問題、民事訴訟法の問題として、各別に生起するわけではないから、その解決には複数の法領域における議論を有機的に関連づけ、解決を図

る必要がある。将来、実務法曹としてそのような紛争に対処する学生の能力を育むためには、第1年次に配当されている憲法・行政法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法の科目を通じて、個々の法律の基本的な体系的な理解を深めていくとともに、総合的な問題解決能力を高めることが重要である。

そこで、東北大学法科大学院では、第2年次に、分野横断的な内容を取り扱う「実務民事法」、「実務刑事法」及び「実務公法」の3科目を配置し、理解の深化と能力の涵養を図っている。

これら3科目は合計28単位という量的側面からみて全カリキュラムの中心に位置することとみならず、民事法・刑事法・公法という大きな枠組のなかで、判例の考え方を実務及び理論双方の観点から総合的に分析するために、複数の教員（研究者及び実務家）が共同して担当するという点で、質的側面からみても全カリキュラムの中心というにふさわしいものである。

#### ③ 法学教育における実務と理論の架橋。

東北大学法科大学院は、実務経験が豊富であるばかりでなく、理論面にも秀でた、多くの法曹を実務家教員として擁している。

「実務民事法」、「実務刑事法」など、研究者教員と実務家教員が共同して担当する科目においては、授業の前後に、授業内容に関する綿密な検討・調整を行い、その結果を踏まえ、授業が行われる。教壇に立つ教員や学生の質問に対応するため、別の教員も授業に出席し、適時の疑問の解消に寄与している。異なる職業的背景を有する教員同士がよりよい教育を目指して、日常的に意見を交換し議論を行うことは、理論と実務の断絶・乖離が指摘されていた分野における相互理解を深める契機であり、随時行われる授業の打ち合わせは、授業内容の改善に向けられたファカルティ・ディヴェロプメントの日常的な実践ということができる。

#### ④ 実務的・先端的・学際的・現代的・国際的科目の充実。

東北大学法科大学院において開講される科目は、教員団を構成する研究者教員・実務家教員の多様性を反映して、実務的・先端的・学際的・現代的・国際的な分野に関するものも充実している。

これらの科目を履修することを通じて、学生は、視野を広げ、将来専門的な分野で活躍するための素地を作ることができる。

なお、東北大学法科大学院の「心理学的法曹実務教育プログラムの構築」が平成19年度文部科学省「専門職大学院等教育推進プログラム」に採択されるに至っている。

## II 目的

東北大学法科大学院の目的は、法曹養成制度の中核を成す法科大学院の創設を提言した『司法制度改革審議会意見書』(平成13年6月12日)の趣旨に沿い、「優れた法曹」を養成することにある。

東北大学法科大学院は、次のような能力と資質を備えている者が「優れた法曹」であると考えている。すなわち、①現行法体系全体の構造を正確に理解していること、②冷静な頭脳と温かい心をもって社会を観察し、そこに問題を発見することができること、③具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察できること、④緻密で的確な論理展開ができること、⑤他人とのコミュニケーションをするための高い能力(理解力・表現力・説得力)を持っていること、⑥知的なエリートとしての誇りを持ち、それに伴う責務を自覚していることである。

このような資質と能力を備えた者であれば、職種や仕事の内容にかかわらず、社会に貢献することができ、また、今後の社会の進展に伴って様々な形で生じるであろう、具体的な職種や仕事の内容の必要性に関する変化に適応することができると考えられる。

このような「優れた法曹」を養成するため、東北大学法科大学院では、その教育において、まず、理論的基礎をしっかりと身につけさせることを重視する。法曹にとって、法曹実務についての知識とともに、法理論についての確実な理解がきわめて重要である。とりわけ、上記①に述べたように、現行法体系全体の構造を正確に理解していることは不可欠である。理論的基礎の修得が不十分であれば、法曹実務についての知識は上滑りのものとなり、新しく生起する問題に実務法曹としての的確にまた創造的に対処することは困難となる。このような理論的基礎の教育は、各実定法学の分野において優れた研究成果を有し、教育経験も豊富な研究者教員を中心に、実務家教員とも綿密な連携を図りつつ、主として1年次科目と2年次の実務民事法・実務刑事法・実務公法において、特に重点的に行われる。

他方、法曹実務教育についても、理論的な問題との架橋を十分に意識しつつ、学生の関心を育み、実務家として必要な一定の知識を修得させることを重視する。司法修習期間が短縮されることなどからも、実務法曹を養成するためには、法科大学院において、このような法曹実務について一定の教育を行うことが不可欠である。その任に当たるのは、当該分野に関する豊富な実務経験を積んだ実務家教員である。

そして、理論教育及び実務教育のいずれについても、教育方法として、少人数教育制を採用し、教員・学生の対話を多用することを基本とする。これによって、理論や実務についての理解を効率的に深めるとともに、法曹にとって重要なコミュニケーション能力を向上させることが目指される。そこでは、教員と学生、学生同士の交流が活発となることから、学生が、教員(とりわけ実務家教員)の経験に触れることや、将来の法曹である同級生と討議することによって、法曹倫理等の新しい実務基礎科目による成果とも相俟って、法曹としての心構えや責務について、自覚を深めることが期待できることとなる。

さらに、東北大学法科大学院は、基本的法分野の理論的基礎及び実務法曹としての基本的な知識の確実な修得を目指し、「優れた法曹」を養成するための教育を基本に据えるため、広範にわたる法曹の仕事のうち、特にどれかを重視して、それに強い法曹を養成するという方針はとらない。しかしながら、それは、応用的な分野に関する教育の軽視を意味するものではない。これらの分野を専門とする、多彩な研究者教員・実務家教員を擁していることを活かして、先端的・学際的・現代的・国際的な分野に関する科目を充実させていることは、東北大学法科大学院のひとつの特徴であり、このような科目の履修を通じて、学生は、視野を広げ、将来専門的な分野で活躍するための素地を作ることが可能となっている。

このような理念に基づいて、社会のひとびとの要請に応える「優れた法曹」を養成し、社会に輩出することが、東北大学法科大学院の目的である。

### Ⅲ 章ごとの自己評価

#### 第1章 教育目的

##### 1 基準ごとの分析

###### 1-1 教育目的

###### 基準 1-1-1

各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

(基準1-1-1に係る状況)

本法科大学院の教育の目的は、「優れた法曹」として活躍する人材を養成することにある。

表 1 1 1 1

###### ○「東北大学法科大学院目的と特色」

一口に法曹といっても、裁判官、検察官、弁護士は、それぞれに異なった役割を担っています。たとえば、裁判官であれば民事・刑事・家事のいずれを担当するか、また、同じく民事と呼ばれるものの中でも、行政事件・知的財産権関係事件など特別な分野を担当するか、検察官であれば捜査・公判のいずれを主に担当するか等によって、仕事の内容は大いに異なってきます。さらに、弁護士も、裁判を中心とした仕事(一般民事事件・家事事件・商事事件・刑事事件等)から企業法務や渉外契約交渉の仕事に至るまで、実にさまざまな分野をカバーしなければなりません。

東北大学法科大学院は、このように広範囲にわたる法曹の仕事のうち、とくにどれかを重視してそれに強い法曹を養成するという方針をとるものではなく、むしろ具体的にどの職種についてどのような分野の仕事に従事するかにかかわりなく、以下のような能力と資質を備えている者を21世紀の「優れた法曹」と位置づけた教育を行うものであります。

(出典：東北大学法科大学院概要(パンフレット)2ページ及びウェブサイト  
<http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/gaiyou/mokuteki.html>)

###### ○アドミッション・ポリシー

東北大学法科大学院は、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、国際的視野を持つ者で、将来の司法の担い手としての法曹(裁判官・検察官・弁護士)に必要とされる法的思考に対する適性と、正義と公正についての基本的な考え方を有する者を学生として受け入れるために、次の要領で学生募集を行います。東北大学法科大学院の修了者には、「法務博士(専門職)」の学位が授与され、新司法試験の受験資格が付与されます。

(出典：平成20(2008)年度東北大学法科大学院学生募集要項1ページ及びウェブサイト“入試情報”)

本法科大学院が考える「優れた法曹」とは、①現行法体系全体の構造を正確に理解していること、②冷静な頭脳と温かい心をもって社会を観察し、そこに問題を発見することができること、③具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察できること、④緻密で的確な論理展開ができること、⑤他人とのコミュニケーションをするための高い能力(理解力・表現力・説得力)を持っていること、⑥知的なエリートとしての誇りを持ちそれに伴う責務を自覚していること、これらの資質と能力を備えた者のことである。

「優れた法曹」の養成という目的を実現するために、本法科大学院では、研究者教員と実務家教員とが互いの特性を生かし合いながら、体系的な法理論教育、及び法曹実務教育を実施している。すなわち、優れた研究成果をもち教育経験も豊富な本法科大学院の研究者教員を中心として、第1年次科目(憲法、行政法、民法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法)と第2年次の基幹科目(実務民事法、実務刑事法、実務公法)においては基本的な法分野に関する理論教育を、第3年次を中心に開講されている基礎法・隣接科目及び展開・先端科目においては、先端的・学際的・現代的・国際的な法分野に関する教育を積極的に展開している。

また、第3年次を中心とした実務基礎科目では、法曹としての十分な経験を積んだ実務家教員により、実務法曹の養成にとって不可欠である、法曹実務に関する基礎的教育が実施されている(本法科大学院における専任の実務家教員は7人であり、このうち実務法曹は裁判官2人、検察官1人、弁護士3人の計6人である。)。なお、そこにおける教育方法の検討・教材の開発、また、理論と実務の架橋のため、研究者教員と実務家教員の共同討議等がなされる場として、法律及び政策に関する高度な実務教育方法の研究開発を行う附属教育研究施設である法政実務教育研究センターが活用されている。

上記の教育を支える制度的背景として、本法科大学院では、厳格な成績評価と、第1年次科目あるいは基幹科目のうち原則として1科目でも単位修得ができないときは原級留置となるという厳しい進級制を採用している。(例外については基準4-1-3参照)

○別添資料2

平成20年度法科大学院学生便覧P34

東北大学法科大学院規程 第9条, 第10条参照

○別添資料2

平成20年度法科大学院学生便覧P41

東北大学法科大学院履修案内 第8条参照

○別添資料11101

平成19年度修了認定資料

(出典: 法科大学院運営委員会資料)

○別添資料11102

平成19年度進級認定資料

(出典: 法科大学院運営委員会資料)

以上に鑑みれば、本法科大学院においては、「優れた法曹」として活躍するために必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていると認められる。

**基準 1-1-2**

各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準 1-1-1 に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

(基準1-1-2に係る状況)

本法科大学院の教育理念及び目標は、東北大学法科大学院概要(パンフレット)、学生募集要項、本法科大学院ウェブサイトにおいて、受験生のみならず、社会に対して広く公表されている。また、それらの理念を効果的に実現するため、入学者に対して、学生便覧において個別の志望に応じた履修モデルを提示するとともに、新入院生に対してオリエンテーションを実施しているほか、年度当初における履修相談において、具体的な履修計画につきアドバイスを実施している。

さらに、本法科大学院の教育理念及び目標を踏まえた教育課程(カリキュラム)を編成し、効果的な教育を実施することができるよう努めている。すなわち、各年次にわたって理論教育から実務教育・先端教育に至るまでの層をなした教育システム(段階的教育システム)を導入している。

段階的教育システムにおいては、学生は、第1年次において理論的な法律の基礎を、第2年次においては実体法と手続法相互の有機的連関が意識され、また、理論と実務の架橋が図られた総合的な授業科目を履修し、最終年次である第3年次を中心として、法曹実務教育の基礎、及び、先端的・学術的・現代的・国際的な法理論科目を履修することとなっている。

○「東北大学法科大学院目的と特色」

基準 1-1-1 表 1 1 1 1 参照

○アドミッション・ポリシー

基準 1-1-1 表 1 1 1 1 参照

○別添資料 2

平成 20 年度法科大学院学生便覧 P 4 3

東北大学法科大学院モデルカリキュラム参照

○別添資料 1 1 2 0 1

平成 20 年度履修相談実施揭示

(出典：教育研究支援システム揭示文(平成 20 年 3 月 24 日付け))

○別添資料 2

平成 20 年度法科大学院学生便覧 P 4 8

平成 20 年度東北大学法科大学院開講科目一覧

なお、平成19年度各年次の学生が修得した授業科目及びその成績は、資料「平成19年度進級認定資料」「平成19年度修了認定資料」のとおりである。

AAからCに至る各授業科目の合格者のうち、とくに必修科目について、AAは僅少、Aは若干名、BとCはほぼ同数あるいはCのほうがやや多い。これは、「成績評価の客観的基準」にしたがったことによる結果であると思われる。詳細は基準4-1-1参照。

こうして、本法科大学院は、平成19年度に93人の修了を認定した(9月修了生1人を含む。)うち、標準修業年限で修了した者(平成17度未修者として入学した者及び平成18年度既修者として入学した者)は83人(入学当初計102人)、その他の年度の入学生10人である。

○別添資料11102

平成19年度進級認定資料

(出典：法科大学院運営委員会資料)

○別添資料11101

平成19年度修了認定資料

(出典：法科大学院運営委員会資料)

○別添資料8

成績評価の客観的基準

○別添資料11202

平成20年度総合履修指導配布資料 P3【7条について】

(出典：平成20年度総合履修指導配布資料)

以上に鑑みれば、本法科大学院の目的とする「優れた法曹」の養成にかなった教育が実施され、成果をあげていると認められる。【解釈指針1-1-2-1】

修了後の進路状況は、平成18年度修了生79人中司法試験出願者数79人、合格42人、平成19年度修了生93人中司法試験出願予定者93人という結果であった。修了生のうち司法試験不合格の者は、次年度以降の司法試験を受験するものと考えられる。

平成18年度修了生のうち司法修習修了者について、進路先の把握を努めるとともに、アンケートを実施するなど、進路調査を行う予定である。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### (1) 優れた点

まず、挙げられるべきは、段階的教育システム(前掲5頁)の導入である。すなわち、第1年次において、実定法分野の基礎である主要七法の授業科目を通じて基礎理論を学生に修得させた上で、第2年次に、実体法と手続法との有機的連携が図られた総合的授業科目を開講している。しかも、第2年次の基幹科目は、研究者教員による理論的教育のみならず、実務家教員による実践的法解釈技法にも触れうる総合科目としての特性を有している。そして、これら1・2年次の理論的・実務的授業科目を履修した上で、第3年次を中心として、「優れた法曹」として活躍するために必要となる先端的・学際的・現代的・国際的かつ高度に理論的な授業科目や、現在の実務が直面している諸課題に関する発展的な授業科目が多数開講されている。

次に、これらの授業科目を担当する実務家教員を多数抱えている点も特筆すべきである。すなわち、本法科大学院は、仙台高等裁判所、仙台高等検察庁及び仙台弁護士会館が近在する仙台市青葉区片平に位置しているが、専任教員としての実務法曹は裁判官2人、検察官1人、弁護士3人の計6人である。これに加えて、平成19年度には派遣裁判官及び派遣検察官をはじめ、エクスターンシップなどにも多くの弁護士が教員として配置された。

さらに、このような優れた教育課程の有効性を担保するものとして、厳しい進級制が採用されていることも優れた点の一つである。本法科大学院では2年をかけても年次進級ができない場合には除籍となるため、学生たちは相当な緊張感をもって学修に臨んでいる。

最後に、パンフレット、学生募集要項、ウェブサイト、学生便覧において教育理念・目的が提示され、新入生へのオリエンテーション・履修相談において周知がなされている。

### (2) 改善を要する点

研究者教員と実務家教員との有機的な連携による効果的な教育を、さらに充実させていくことが課題としてあげられる。優れた法曹像につき研究者教員と実務家教員との間に異同があるかなんかを確認し、双方が優れた法曹像について一定の理解を共有した上で、いかなる教育を、いかなる段階で、いかなる科目において、いかなる手法で行うべきであるのかを、春季休業期間等においてインテンシブに討議し、次年度以降の教育方法に反映させるための取組をさらに継続するとともに、その制度的枠組みの必要性を検討する余地がある。

## 第2章 教育内容

### 1 基準ごとの分析

#### 2-1 教育内容

##### 基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

「プロセス」としての法曹養成における中核的教育機関として、本法科大学院では、司法試験及び司法修習との有機的連携に留意しながら、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるために、段階的教育システムを導入している。すなわち、第1年次及び第2年次においては、法曹として活動する上で不可欠の基盤をなす専門的な法知識及び法理論を確実に修得させるため、第1年次科目(憲法、行政法、民法Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法)及び基幹科目(実務民事法、実務刑事法、実務公法)を必修科目として提供している。第1年次科目は基本的な法典に即した科目毎の編成であるが、第2年次に提供される基幹科目は、実務上現れる事案に適切な解決を与える能力を養うため、民事法、刑事法、公法を対象とする総合的な科目として提供され、理論的教育と実務的教育との架橋が段階的かつ完結的に行われている。さらに、実務基礎科目では、こうして培われた理論的基盤と有機的に結びついた法律実務教育科目として、法曹として必要な基礎的な知識、技能が教授されるとともに、特に、法曹倫理では、弁護士としてのみならず、裁判官及び検察官として必要とされる倫理が、経験豊富な実務家教員によって幅広く教授され、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観の涵養が図られている。また、第2ないし第3年次に提供される基礎法・隣接科目や展開・先端科目では、先端的・学術的・現代的・国際的な諸問題に関する学生の視野を拡げ、法律基本科目の履修を通じて習得した法知識や能力をもとに、将来専門的な分野で活躍するための素地を作ることを主眼とした理論的かつ実践的な教育が積極的に展開されている。

これらの授業科目では、内容において、理論的教育と実務的教育の、段階的かつ完結的な架橋を図るとともに、方法において、科目の性質に応じて、双方向又は多方向的な討論、現地調査、事例研究その他適切な手段を用いることとして、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい教育課程を編成し、学生が、今後法曹として、社会に生起する様々な法律問題に主体的に取り組み、的確かつ創造的に対処する能力を育成している。

○別添資料2  
平成20年度法科大学院学生便覧P48  
平成20年度東北大学法科大学院開設科目一覧

○別添資料4  
平成20年度法科大学院シラバスP26  
法曹倫理授業概要参照

○「東北大学法科大学院目的と特色」  
基準1-1-1 表1111参照

一般に、従来の法学部教育では、法律学の基礎的素養を有し、社会の各部門で活躍すべきジェネラリストの養成を主眼とし、特別に、実務法曹としての活動に必要、また、有益であるか、という観点からの授業科目の編成は行われてこなかった(このことは東北大学法学部にも当てはまる。)

○別添資料21101  
東北大学法学部開設授業科目一覧  
(出典:平成20年度(2008年度)学生便覧東北大学法学部・法学研究科)

本法科大学院においては、上述した段階的教育システムを採用することにより、法学部における、ジェネラリスト養成のための理論的基礎教育とは異なる、実務法曹の養成に特化した理論面、実践面において高度に専門的な教育を行うものとし、法知識の確実な修得や事案解決の能力の育成と並んで、法情報の調査や法的文書の作成に関する技術の習得、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観の涵養を内容とする、体系的で効果的な教育課程が編成されている。

このような本法科大学院の教育課程は、理論的基礎に関わる出発点においては、学部における教育内容と共通性ないし連続性を有しながらも(本法科大学院において、第1年次科目として教授される内容は、東北大学法学部においては、「基幹講義科目」として提供されるものと共通する部分が多く、本法科大学院に法学既修者として入学することを希望する者が、入学試験の段階で習得していることを期待されているものである。)、実務法曹の養成という側面がより強くなる第2年次以降においては、学部での法学教育に見られない、法律実務を強く意識した内容が、それにふさわしい方法で教授されるものとなっている(したがって、学部での履修結果を用いて、既修者認定とは別に、基幹科目の履修を免除するなどの措置はとることは想定されていない。また、本法科大学院において、学部と合同で授業を行い、また、学部生の履修を認めることもない。)

表 2 1 1 1

○法科大学院入学試験法学専門科目筆記試験選抜方針

法学専門科目筆記試験は、実定法についての基礎的な学力（3年間での修了を希望する者が、法科大学院1年次に習得すべき学力）を有しているかどうかについて判定する試験です。

(出典：平成20(2008)年度東北大学法科大学院学生募集要項3ページ)

以上のように、本法科大学院の教育課程は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、学部での法学教育との関係を明確にした上で、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。【解釈指針2-1-1-1】

**基準 2-1-2**

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

- (1) 法律基本科目  
(憲法，行政法，民法，商法，民事訴訟法，刑法，刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)
- (2) 法律実務基礎科目  
(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)
- (3) 基礎法学・隣接科目  
(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)
- (4) 展開・先端科目  
(応用的先端的な法領域に関する科目，その他の実定法に関する多様な分野の科目であって，法律基本科目以外のものをいう。)

(基準2-1-2に係る状況)

本法科大学院では，第1年次科目，基幹科目，実務基礎科目，基礎法・隣接科目，及び展開・先端科目という科目群を設け，それぞれにつき必要な授業科目を開講している。

基準2-1-2の各科目群のうち，法律基本科目は第1年次科目及び基幹科目に，法律実務基礎科目は実務基礎科目に，基礎法学・隣接科目は基礎法・隣接科目に，そして，展開・先端科目は展開・先端科目に，それぞれ対応する。

## ○別添資料 1

平成19年度法科大学院学生便覧 P 56

平成19年度東北大学法科大学院開講科目一覧

## ○別添資料 2

平成20年度東法科大学院学生便覧 P 48

平成20年度東北大学法科大学院開講科目一覧

法律基本科目については，第1年次科目として，憲法，行政法，民法Ⅰ，民法Ⅱ，民法Ⅲ，刑法，商法，民事訴訟法，及び刑事訴訟法，また，基幹科目として，実務民事法，実務刑事法，及び実務公法が開講されている。

第1年次科目が，基本的な法典に即した科目毎の編成であるのに対して，基幹科目は，実務上生ずる事案の解決に即した総合的・融合的な科目として編成される(民法，商法及び民事訴訟法に関わる理論並びにその実務を融合した内容を教授するのが実務民事法，刑法及び刑事訴訟法に関わる理論並びにその実務を融合した内容を教授するのが実務刑事法，憲法及び行政法に関わる理論並びにその実務を融合した内容を教授するのが実務公法である。)。これらは，法曹としての実務に共通して必要とされる，基本的な教育内容となっている。【解釈指針2-1-2-1】

## ○別添資料 4

平成20年度法科大学院シラバス P 1～P 25

第1年次科目，基幹科目授業概要参照

法律実務基礎科目については，実務基礎科目として，法曹倫理，民事・行政裁判演習，刑事裁判演習，民事要件事実基礎，刑事事実認定論，リーガル・リサーチ，リーガル・クリニック，ローヤリング，エクスターンシップ，及び模擬裁判が開講されている。

これらの科目は，上記の法律基本科目(第1年次科目及び基幹科目)において修得した知識や思考力を前提に，理論との有機的結びつきを強く意識した法律実務教育として，豊富な実務経験を有する専任教員及び兼任教員(非常勤講師)によって担当されており，法律実務に携わ

る者に対する導入講義として、ふさわしい教育内容となっている。【解釈指針2-1-2-2】

○別添資料4  
平成20年度法科大学院シラバスP26～P38  
実務基礎科目授業概要参照

基礎法学・隣接科目については、基礎法・隣接科目として、日本法曹史演習、西洋法曹史(隔年開講)、実務法理学Ⅰ・Ⅱ、実務外国法、ヨーロッパ法(EU法)、現代アメリカの法と社会、法と経済学、及び外国法文献研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲが開講されている(一部隔年開講)。

これらの授業科目は、社会に生起する様々な問題を素材として、外国法との比較を行い、また、哲学、歴史学、社会学、経済学、政治学等の、様々な隣接学問領域との関係を踏まえつつ、法現象の持つ意義を教授することを通じて、人間や社会の在り方に関する学生の思索を深め、法に対する理解の視野を広げることに寄与するものであり、将来の法曹を養成する大学院にふさわしい専門的な教育内容となっている。【解釈指針2-1-2-3】

○別添資料4  
平成20年度法科大学院シラバスP39～P49  
基礎法・隣接科目授業概要参照

展開・先端科目については、展開・先端科目である消費者・家族と法、民事特別法、民事法発展演習、医事法、環境法Ⅰ・Ⅱ、金融商品取引法、経済法理論、経済法実務、企業法務演習Ⅰ・Ⅱ、商取引法演習、民事執行・保全法、倒産法、応用倒産法、国際民事訴訟法発展、実務労働法Ⅰ・Ⅱ、社会保障法、知的財産法Ⅰ・Ⅱ、知的財産法発展、租税法基礎、刑事実務演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、少年法・刑事政策、国際法発展、国際法発展演習、国際人権・刑事法、トランスナショナル情報法、実務国際私法Ⅰ・Ⅱ、ジェンダーと法演習、比較憲法発展、及びリサーチペーパーが開講されている(一部隔年開講)。

これらの授業科目は、それぞれ、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、法学の高度化・複雑化・専門化に対応する広い視野と実務的専門性を涵養することを目的としている。また、教育内容に関しては、理論と実務の架橋の観点も強く意識されており、現に、一部の科目では、研究者教員と実務家教員との共同授業も行われるなど、関連分野に関わる理論と実務の融合が積極的に図られている。【解釈指針2-1-2-4】

○別添資料4  
平成20年度法科大学院シラバスP50～P98  
展開・先端科目授業概要参照

上記科目において、内容的に法律基本科目に当たる授業科目が、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目、その他の科目として開講されていることはない。【解釈指針2-1-2-5】

なお、平成18年度の予備評価において改善を要する点として、「授業科目……する必要がある」との指摘を受けた。これを受けて、平成19年度にカリキュラムの見直しを行い、「現代家族法」「現代契約法」「現代不法行為法」を廃止し、「消費者・家族と法」「民事特別法」の二科目を展開・先端科目として開設した。この二つの科目においては、民事法分野に属する特別法にかかわる題材がとり扱われており、法律基本科目に属する内容は講じられていない。

○別添資料4  
平成20年度シラバス P50～P51  
シラバス「消費者・家族と法」、シラバス「民事特別法」

**基準 2-1-3**

基準 2-1-2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2-1-3 に係る状況)

本法科大学院では、第1年次に、法律基本科目に当たる授業科目で、基礎的な内容を有する憲法、行政法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、及び刑事訴訟法が第1年次科目として、また、第2年次には、同じく法律基本科目にあたる授業科目で、総合的・融合的な内容を有する実務民事法、実務刑事法、及び実務公法が基幹科目として開講されている。そして、法律実務基礎科目に当たる実務基礎科目、基礎法学・隣接科目に当たる基礎法・隣接科目、及び、展開・先端科目に当たる展開・先端科目がそれぞれ開講されている(これらの科目については、第1年次にはリーガル・リサーチのみを、また、第2年次には8単位を限度として履修することができる)。

修了要件は、「第1年次科目 30 単位、基幹科目 28 単位、実務基礎科目のうち必修科目 10 単位及び選択必修科目 2 単位以上、基礎法・隣接科目 4 単位以上、並びに、展開・先端科目 22 単位以上を修得し、かつ、96 単位以上を修得しなければならない。」(東北大学法学部履修案内第9条第1項)と定められており、学生の授業科目の履修が、上記科目のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていると同時に、学生による各科目の段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されている。

## ○別添資料 2

平成 20 年度法科大学院学生便覧 P 4 1  
東北大学法科大学院履修案内 第 9 条参照

## ○別添資料 2

平成 20 年度法科大学院学生便覧 P 4 8  
平成 20 年度東北大学法科大学院開講科目一覧

## ○別添資料 4 平成 20 年度シラバス巻末

平成 20 年度時間割表 (前期) (後期)

授業科目のうち、法律基本科目については、公法系科目が、憲法(4単位)、行政法(2単位)、実務公法(6単位)の計 12 単位が、民事法系科目が、民法Ⅰ(4単位)、民法Ⅱ(4単位)、民法Ⅲ(4単位)、商法(4単位)、民事訴訟法(2単位)、実務民事法(14 単位)の計 32 単位が、刑事法系科目が、刑法(4単位)、刑事訴訟法(2単位)、実務刑事法(8単位)の計 14 単位が、それぞれ開講されている。【解釈指針 2-1-3-1】

## ○別添資料 4

平成 20 年度法科大学院シラバス P 1 ~ P 2 5  
第 1 年次科目、基幹科目授業概要参照

法律実務基礎科目については、第1に、法曹としての責任感や倫理観を涵養するため、法曹倫理(2単位必修、第2ないし第3年次配当)が開講されている。第2に、要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、民事要件事実基礎(2単位、第2年次配当)及び民事・行政裁判演習(3単位必修、第3年次配当。2単位相当が民事訴訟実務の学修にあてられている。)が開講されている。第3に、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、刑事裁判演習(3単位必修、第3年次配当)が開講されるとともに、選択

必修科目として、刑事事実認定に特化した刑事事実認定論(2単位, 第2ないし第3年次配当)も設けられている。【解釈指針2-1-3-2(1)】

上述の法曹倫理は、独立の授業科目として開設され、また、ローヤリングやエクスターンシップにおいても、法曹としての責任感や倫理観の涵養に留意した教育が行われているほか、民事・行政裁判演習や刑事裁判演習においても、法曹倫理に関する事項への言及が適宜なされている。

【解釈指針2-1-3-2(2)】

○別添資料4  
平成20年度法科大学院シラバスP26～P38  
実務基礎科目授業概要参照

○別添資料21301  
佐藤裕一教授作成の「ローヤリング教材」  
○別添資料21302  
官澤里美教授作成の「エクスターン事前指導教材」等。

法情報調査については、リーガル・リサーチ(2単位)が、選択必修の実務基礎科目として、第1年次ないし第2年次に開講されている。また、新入生に対するオリエンテーションの際に、ネットワーク利用について、担当教員から説明を行った上で、新入生を第1年次生と第2年次生とに分け、TKCにおける判例データベース等の使用方法等に関する、全員参加の説明会を実施している。

【解釈指針2-1-3-2(3)ア】

○別添資料4  
平成20年度法科大学院シラバスP31  
リーガル・リサーチ授業概要参照

○別添資料21303  
平成20年度オリエンテーション資料(式次第及び配付資料一覧)  
平成20年度TKCにおける判例データベース等の使用方法等の説明会について

法文書作成については、第3年次に必修の実務基礎科目として開講される民事・行政裁判演習(3単位)において、担当の弁護士教員による指導が行われている。このほか、選択必修の実務基礎科目として開講される、リーガル・クリニック、ローヤリング、及びエクスターンシップ(いずれも2単位)においても、担当の弁護士教員による指導が行われている。【解釈指針2-1-3-2(3)イ】

○別添資料4  
平成20年度法科大学院シラバスP27, P33～P36  
民事・行政裁判演習, リーガル・クリニック, ローヤリング, エクスターンシップ授業概要参照

○別添資料21304  
藤田紀子教授作成の「民事・行政裁判演習教材」

本法科大学院では、実務基礎科目のうち、必修科目として法曹倫理(2単位, 第2ないし第3年次配当), 民事・行政裁判演習(3単位, 第3年次配当), 刑事裁判演習(3単位, 第3年次配当) 民事要件事実基礎(2単位, 第2年次配当)が開講されている(計10単位)。これに加えて、学生は、法曹としての技能及び責任等の修得を目的とする授業科目のうち、選択必修科目である、刑事事実認定論, リーガル・リサーチ, リーガル・クリニック, ローヤリング, エクスターンシップ, 及び模擬裁判(いずれも2単位)から2単位以上履修しなければならない。このように、実務基礎科目について、修了要件として、必修10単位, 選択必修2単位以上の計12単位以上の履修が求められている。【解釈指針2-1-3-2(4)】

○別添資料4  
平成20年度法科大学院シラバスP26～P38  
実務基礎科目授業概要参照  
○別添資料2  
平成20年度法科大学院学生便覧P35  
東北大学法科大学院規程 第12条参照

公法系の諸問題を含む訴訟実務に関する科目としては、民事・行政裁判演習(3単位必修・第3年次配当)を開設しており、1単位相当が行政訴訟実務の学修にあてられている。【解釈指針2-1-3-2(5)】

○別添資料4  
平成20年度法科大学院シラバスP27  
民事・行政裁判演習授業概要参照

基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目を確保すべく、基礎法・隣接科目として、日本法曹史演習、西洋法曹史、実務法理学Ⅰ・Ⅱ、実務外国法、ヨーロッパ法(EU法)、現代アメリカの法と社会、法と経済学、及び外国法文献研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ(いずれも2単位)が選択必修科目として開講され、修了要件として、4単位以上の履修が求められている。【解釈指針2-1-3-3】

○別添資料4  
平成20年度法科大学院シラバスP39～P49  
基礎法・隣接科目授業概要参照

展開・先端科目については、本法科大学院の目標とする、社会のひとびとの要請に応える「優れた法曹」の養成という目的に適った内容を有する展開・先端科目として、消費者・家族と法、民事特別法、民事法発展演習、医事法、環境法Ⅰ・Ⅱ、金融商品取引法、経済法理論、経済法実務、企業法務演習Ⅰ・Ⅱ、商取引法演習、民事執行・保全法、倒産法、応用倒産法、国際民事訴訟法発展、社会保障法、知的財産法Ⅰ・Ⅱ、知的財産法発展、租税法基礎、刑事実務演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、少年法・刑事政策、国際法発展、国際法発展演習、トランスナショナル情報法、実務国際私法Ⅰ・Ⅱ、ジェンダーと法演習、比較憲法発展及びリサーチペーパー(いずれも2単位)が選択必修科目として開講され、豊富な選択肢を提供している。これら展開・先端科目については、修了要件として、22単位以上の履修が求められている。【解釈指針2-1-3-4】

○別添資料4  
平成20年度法科大学院シラバスP50～P98  
展開・先端科目授業概要参照

また、新司法試験選択科目(倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法(公法系)、国際関係法(私法系))に対応する授業科目については、当該法分野において必要とされる基礎的な知識の修得を可能とするため、知的財産法については6単位、租税法については租税法基礎の2単位、それ以外の科目については4単位の履修を可能とした。

**基準 2-1-4**

各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

(基準2-1-4に係る状況)

本法科大学院では、平成19(2007)年度の東北大学法科大学院授業日程(学年歴)に従って授業を行った。1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週を超えている。

授業科目に対する単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、各授業科目については、15時間の授業(定期試験を含む)を行うことで1単位としている(リサーチ・ペーパーは、学修の成果を評価して単位を授与することが適切であることから、必要な学習を考慮して、2単位を授与することとしている。)。休講となった授業については、対応する回数の補講を行った。

各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとし、教育上特別の必要があると認められる場合は、夏期授業期間等に、集中して授業を行うこととしている。

以上に鑑みれば、各授業科目における授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切である。

表 2 1 4 1

○平成19(2007)年度東北大学法科大学院授業日程

授業等の区分	授業等の日程
オリエンテーション	4月4日(水)
履修相談	4月5日(木)午後～4月6日(金)
前期授業	4月9日(月)～7月26日(木)
前期補講期間	7月27日(金)～7月28日(土)
試験準備期間	7月29日(日)～7月30日(月)
前期試験期間	7月31日(火)～8月6日(月)
夏季授業Ⅰ	8月7日(火)～8月10日(金)
夏季休業	8月11日(土)～8月19日(日)
夏季授業Ⅱ	8月20日(月)～9月28日(金)
後期授業Ⅰ	10月1日(月)～12月21日(金)
後期補講期間	12月25日(火)～12月26日(水)
冬季休業	12月27日(木)～1月6日(日)
後期授業Ⅱ	1月7日(月)～1月28日(月)
試験準備期間	1月29日(火)～1月30日(水)
後期試験期間	1月31日(木)～2月6日(水)
学位記授与式	3月25日(火)

※4月5日(木)：東北大学入学式

(出典：平成19年度法科大学院学生便覧表紙裏)

○別添資料21401  
平成19年度休講補講状況一覧  
(出典：事務資料)

○別添資料3 (平成19年度東北大学法科大学院シラバス巻末)  
平成19年度時間割表

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### (1) 優れた点

まず、教育内容が年次及び科目群において体系的な重層構造となっていることを挙げることができる(段階的教育システム)。そこでは、法学の基礎的素養を涵養するための科目である第1年次科目、実体法と手続法の有機的な結合を行うとともに、理論と実務とを総合ないし融合した視点から問題を把握し、講義が展開される基幹科目、それら中心となる7つの法分野に関する理論的知識を基礎とし、現代社会が直面している様々な法問題に対して主体的に取り組むことを可能にする基礎法・隣接科目、展開・先端科目を、学修の段階に応じた、適切な教育内容を持つものに調製し、提供している。

次に、本法科大学院が目標とする「優れた法曹」を養成するために、裁判官教員・検察官教員・弁護士教員が共同で担当する法曹倫理をはじめ、民事要件事実基礎、民事・行政裁判演習及び刑事裁判演習において、民事訴訟実務、刑事訴訟実務のみならず行政訴訟実務の基礎に関する十分な教育を提供している点を挙げることができる。例えば、刑事裁判演習では、専任教員である派遣検察官を中心に、派遣裁判官、弁護士教員との連携が緊密に図られ、刑事訴訟実務の基礎が、手続の進行に留意しながら、体系的に教育されている。また、本法科大学院開設以来、派遣検察官は、基幹科目である実務刑事法の授業を担当していることから、刑事裁判演習の授業内容は、基幹科目との連続性にも十分配慮したものとなっており、上記の段階的教育システムと、これら実務基礎科目が有機的に結合することにより、未知の問題を含む紛争を、適切かつ創造的に解決することのできる、優れた能力と識見を備えた人材を生み出すことの可能な態勢となっている。

さらに、実務基礎科目については、必修科目及び選択必修科目として、学生に対して、豊富な選択肢を提供していることも、本法科大学院の優れた点として挙げることができる。上記の民事訴訟実務・行政訴訟実務・刑事訴訟実務の基礎に関する授業科目のほかにも、ローヤリング、リーガル・クリニック、エクスターンシップ、リーガル・リサーチが開講され、法情報調査や法文書作成という教育内容に対する指導態勢が整えられている。このうち、エクスターンシップについては、年々、その拡充が図られており(平成18年度8クラス16名、平成19年度9クラス18名)、平成18年からは仙台のみならず、東京の弁護士事務所にも学生を派遣している。また、模擬裁判では、派遣検察官を中心に、裁判官、弁護士の経験を有する教員との緊密な連携の下、刑事裁判における実務法曹の活動について、丁寧な指導を行っており、履修者の満足度は非常に高い。

また、展開・先端科目においては、法学の高度化・複雑化・専門化に対応する広い視野と実務的専門性を涵養するために、基準の要求する12単位よりも10単位多い22単位以上を選択必修としていることを、優れた点として挙げることができる。また、新司法試験選択科目(倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法(公法系)、国際関係法(私法系))に対応する授業科目として、当該法分野において必要とされる基礎的な知識の修得を可能とするため、各科目4単位分の科目(知的財産法については6単位、租税法に対応する科目は2単位分である。)を開講し、学生に対して、豊富な選択肢を提供している。

### (2) 改善を要する点

実務基礎科目について、豊富な選択肢を提供しているが、選択必修2単位以上の履修を修了要件としているため、例えば、第1年次にリーガル・リサーチを修得した学生には、その他の実務基礎科目(選択必修科目)を履修する誘因がないのではないかと懸念が生じている。

そこで、平成17年度から、最終年次(第3年次)の最大履修登録単位数を36単位から44単位に引き上げるとともに、履修指導において、より多くの実務基礎科目を履修するよう積極的に指導するなどの対応をとったが、平成19年度は、リーガル・クリニックや模擬裁判の履修登録者数の伸びが鈍く、さらなる対応の要否や具体的方法等について、さらに検討の必要がある。

## 第3章 教育方法

### 1 基準ごとの分析

#### 3-1 授業を行う学生数

##### 基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

本法科大学院では、特に、法律基本科目(第1年次科目及び基幹科目)及び実務基礎科目のうち必修科目においては、法的思考能力・分析能力を涵養する上で、教員と学生及び学生同士の双方向的又は多方向的な討論を中心とした授業方法が有効であると考え、それを可能にする学生数の規模として、1クラス50人を標準とし、同一科目につき2つのクラスを開設している。それ以外の授業科目においては、一の授業科目について同時に授業を行う学生数の規模に標準を設けていないが、大多数の授業科目については、上記法律基本科目等に準じた学生数の規模が維持されている。展開・先端科目のいくつかの授業科目については、1クラスの学生数が100名を若干超えるものも生じているが、当該法律分野を初めて学ぶ者も多いことから、専門的な法知識の伝達・確認とのバランスにも留意しつつ、双方向的又は多方向的な討論を通じた教育の重要性に十分配慮した授業を行っている。【解釈指針3-1-1-1】

表 3 1 1 1

○平成20年度履修登録者数一覧

科目群	科目名	履修登録者数
第1年次科目	憲法	49
	行政法	50
	民法Ⅰ	49
	民法Ⅱ	49
	民法Ⅲ	49
	刑法	51
	商法	52
	民事訴訟法	51
	刑事訴訟法	53
	基幹科目	実務民事法 1組
実務民事法 2組		48
実務刑事法 1組		49
実務刑事法 2組		47
実務公法 1組		44
実務公法 2組		47
実務基礎科目	法曹倫理 1組	46
	法曹倫理 2組	46
	民事・行政裁判演習 1組	56
	民事・行政裁判演習 2組	56
	刑事裁判演習 1組	56
	刑事裁判演習 2組	56
	民事要件事実基礎 A組	50
	民事要件事実基礎 B組	46
	刑事事実認定論	20
	リーガル・リサーチ	46
	リーガル・クリニック	0
	ローヤリング	22
	エクスターンシップ	15
	模擬裁判	28
基礎法・隣接科目	日本法曹史演習	2
	実務法理学Ⅰ	69
	実務法理学Ⅱ	25
	実務外国法	32
	ヨーロッパ法(EU法)	9
	現代アメリカの法と社会	13
	法と経済学	31
	外国法文献研究Ⅰ(英米法)	0
	外国法文献研究Ⅱ(ドイツ法)	0
	外国法文献研究Ⅲ(フランス法)	0

科目群	科目名	履修登録者数
展開・先端科目	消費者・家族と法	87
	民事特別法	64
	民事法発展演習(石井・谷村)	16
	民事法発展演習(佐藤)	38
	民事法発展演習(藤田・内田)	25
	医事法	76
	環境法Ⅰ	17
	環境法Ⅱ	13
	金融商品取引法	26
	経済法理論	102
	経済法実務	49
	企業法務演習Ⅰ	30
	企業法務演習Ⅱ	22
	商取引法演習	34
	民事執行・保全法	85
	倒産法	108
	応用倒産法	52
	国際民事訴訟法発展	47
	実務労働法Ⅰ	101
	実務労働法Ⅱ	74
	社会保障法	103
	知的財産法Ⅰ	23
	知的財産法Ⅱ	31
	知的財産法発展	16
	租税法基礎	37
	刑事実務演習Ⅰ	12
	刑事実務演習Ⅱ	20
	刑事実務演習Ⅲ	12
	少年法・刑事政策	103
	国際法発展	29
	国際法発展演習	14
	国際人権・刑事法	11
	トランスナショナル情報法	69
	実務国際私法Ⅰ	42
実務国際私法Ⅱ	37	
ジェンダーと法演習	77	
比較憲法発展	19	
リサーチペーパー	2	

(出典:事務用資料)

本法科大学院において、第1年次科目、基幹科目、実務基礎科目のうち必修科目の単位を修得できなかった者は、単位を修得できなかった授業科目の授業を再履修しなければならない。また、上記科目以外の授業科目の単位を修得できなかった者は、当該科目を再履修することができる。さらに、進級要件を満たさず、原級に留置された第1年次生については、すでに単位を修得した授業科目を履修することが認められている。上記履修登録者数には、当該授業科目を再履修している学生及び単位修得済み科目を履修する第1年次生(原級留置者)が含まれている。

**【解釈指針3-1-1-2(1)】**

**○別添資料11202**

**平成20年度総合履修指導配布資料 P1【5条について】、P3【8条について】**

(出典：平成20年4月3日総合履修指導配布資料)

本法科大学院において、他専攻の学生が履修できる授業科目として、公共政策大学院(公共法政策専攻)との共通授業科目及び研究大学院(法政理論研究専攻)との共通授業科目がある(なお、本法科大学院は、他研究科の学生が履修できる授業科目を設けていない。また、科目等履修生の制度も設けていない。)。公共政策大学院との共通授業科目(実務労働法Ⅰ・Ⅱ、社会保障法、経済法実務、経済法理論、環境法Ⅰ・Ⅱ、トランスナショナル情報法、ジェンダーと法演習の9科目である)は、法科大学院及び公共政策大学院の学生に対して、両専門職大学院の有機的な連携の下、専門性の高い科目を提供するために置かれたものである。該当する授業科目は、公共法政策に関連する内容であり、公共政策大学院の学生の履修は、当該授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている(なお、実際に履修する者の数は、例年、各科目につき数名に留まっている。)。研究大学院との共通授業科目(外国法文献研究Ⅰ(英語)、同Ⅱ(ドイツ語)、同Ⅲ(フランス語)の3科目である)は、実務と理論研究の有機的な連携を図り、国際性と専門性の高い科目を提供するために置かれたものである。これらは、比較法研究の基礎的能力を涵養するための科目であり、研究大学院の学生の履修は、当該授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている(なお、これまで、履修した者はいない。)。下記履修登録者数には、当該授業科目を認められている他専攻の学生が含まれている。**【解釈指針3-1-1-2(2)】****【解釈指針3-1-1-3】**

**○別添資料31101**

**東北大学公共政策大学院履修内規**

(出典：平成20年度東北大学公共政策大学院学生便覧)

表 3 1 1 2

○平成20年度履修登録者数一覧（公共政策大学院学生含む）

科目群	科目名	履修登録者数	科目群	科目名	履修登録者数
第1年次科目	憲法	49	展開・先端科目	消費者・家族と法	87
	行政法	50		民事特別法	64
	民法Ⅰ	49		民事法発展演習(石井・谷村)	16
	民法Ⅱ	49		民事法発展演習(佐藤)	38
	民法Ⅲ	49		民事法発展演習(藤田・内田)	25
	刑法	51		医事法	76
	商法	52		環境法Ⅰ	25
	民事訴訟法	51		環境法Ⅱ	18
	刑事訴訟法	53		金融商品取引法	26
	基幹科目	実務民事法 1組		46	経済法理論
実務民事法 2組		48		経済法実務	49
実務刑事法 1組		49		企業法務演習Ⅰ	30
実務刑事法 2組		47		企業法務演習Ⅱ	22
実務公法 1組		44		商取引法演習	34
実務公法 2組		47		民事執行・保全法	85
実務基礎科目	法曹倫理 1組	46		倒産法	108
	法曹倫理 2組	46		応用倒産法	52
	民事・行政裁判演習 1組	56		国際民事訴訟法発展	47
	民事・行政裁判演習 2組	56		実務労働法Ⅰ	105
	刑事裁判演習 1組	56		実務労働法Ⅱ	74
	刑事裁判演習 2組	56		社会保障法	104
	民事要件事実基礎 A組	50		知的財産法Ⅰ	23
	民事要件事実基礎 B組	46		知的財産法Ⅱ	31
	刑事事実認定論	20		知的財産法発展	16
	リーガル・リサーチ	46		租税法基礎	37
	リーガル・クリニック	0		刑事実務演習Ⅰ	12
	ローヤリング	22		刑事実務演習Ⅱ	20
	エクスターンシップ	15		刑事実務演習Ⅲ	12
	模擬裁判	28		少年法・刑事政策	103
基礎法・隣接科目	日本法曹史演習	2		国際法発展	29
	実務法理学Ⅰ	69	国際法発展演習	14	
	実務法理学Ⅱ	25	国際人権・刑事法	11	
	実務外国法	32	トランスナショナル情報法	69	
	ヨーロッパ法(EU法)	9	実務国際私法Ⅰ	42	
	現代アメリカの法と社会	13	実務国際私法Ⅱ	37	
	法と経済学	31	ジェンダーと法演習	77	
	外国法文献研究Ⅰ(英米法)	0	比較憲法発展	19	
	外国法文献研究Ⅱ(ドイツ法)	0	リサーチペーパー	2	
	外国法文献研究Ⅲ(フランス法)	0			

(出典:事務資料)

**基準3-1-2**

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準3-1-2に係る状況)

本法科大学院は、法的思考能力・分析能力の育成を効果的に行うため、法律基本科目の講義においては1クラス50人を標準として、双方向的又は多方向的で、密度の高い、少人数教育を行っている。法律基本科目に該当する第1年次科目及び基幹科目の授業科目の、過去2年間の履修登録者数は以下のとおりであり、1クラスの最大学生数は、平成19年度に通年開講された実務刑事法2組の63人であり、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は80人を超えていない。【解釈指針3-1-2-1】

表 3 1 2 1

○平成19・20年度第1年次科目、基幹科目履修者数一覧

平成19年度  
第1年次科目、基幹科目  
履修者数一覧

科目群	科目名	受講者数
(第1年次必修科目)	憲法	46
	行政法	46
	民法Ⅰ	46
	民法Ⅱ	46
	民法Ⅲ	46
	刑法	47
	商法	46
	民事訴訟法	46
	刑事訴訟法	46
(基幹必修科目)	実務民事法1組	56
	実務民事法2組	57
	実務刑事法1組	56
	実務刑事法2組	63
	実務公法1組	56
	実務公法2組	55

平成20年度  
第1年次科目、基幹科目  
履修者数一覧

科目群	科目名	受講者数
(第1年次必修科目)	憲法	49
	行政法	50
	民法Ⅰ	49
	民法Ⅱ	49
	民法Ⅲ	49
	刑法	51
	商法	52
	民事訴訟法	51
	刑事訴訟法	53
(基幹必修科目)	実務民事法1組	46
	実務民事法2組	48
	実務刑事法1組	49
	実務刑事法2組	47
	実務公法1組	44
	実務公法2組	47

(出典：事務用資料)

○別添資料1

平成19年度法科大学院学生便覧P56  
平成19年度東北大学法科大学院開講科目一覧

○別添資料2

平成20年度法科大学院学生便覧P48  
平成20年度東北大学法科大学院開講科目一覧

### 3-2 授業の方法

#### 基準3-2-1

法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3-2-1に係る状況)

本法科大学院では、次のような教育方針の下に、教育課程を編成している。すなわち、①専門的な法知識の確実な習得、②法的思考能力・問題解決能力の育成、③段階的教育システムの採用、④実務を意識した理論教育の充実、⑤理論との架橋を意識した基礎的実務教育の充実、⑥基礎法・隣接科目及び展開・先端科目における選択肢の充実と高度の専門性の確保、⑦双方向及び多方向的な高い密度の教育を可能とする少人数教育の実践、である。

このうち、専門的な法知識の確実な習得と法的思考能力・問題解決能力の育成を、体系的かつ効果的に行うことを目的とした、段階的教育システムの基盤をなす法律基本科目(第1年次科目及び基幹科目)においては、各法分野について、法曹として一般に必要な水準及び範囲の法知識を確実に修得させるため、判例の分析に重点を置いて、その理論的基礎と実務的合理性に関する検討を精力的に行っている。そして、学生の修得した基本的な法分野に関する専門的な法知識及び法的思考能力・問題解決能力を前提に、基礎法・隣接科目、展開・先端科目においては、発展的ないし周辺の法分野に関する上記水準及び範囲の法知識を修得できるよう、理論的、実務的に高度の専門性を有する教育を行っている。【解釈指針3-2-1-1】

#### ○別添資料4

#### 平成20年度法科大学院シラバス

本法科大学院の授業科目においては、判例や実務慣行に内在する論理を分析することによって、実定法に関する理解を深化させる一方、比較法や隣接諸科学の知見を援用することによって、我が国の法律実務の前提自体を批判的検討の俎上に載せ、新たな視点や分析方法を提示することを通じて、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力、その他の法曹として必要な能力を涵養し、日常的に生じる具体的な法律問題を適切に解決することができるとともに、新たな事例にも的確に対応することのできる人材の育成に努めている。【解釈指針3-2-1-2】

#### ○別添資料4

#### 平成20年度法科大学院シラバス

本法科大学院で開講されている、第1年次科目、基幹科目、実務基礎科目、基礎法・隣接科目、及び展開・先端科目においては、上記のような専門的な法知識の確実な習得と、同じく上記のような、法曹として必要な種々の能力を涵養するために、授業科目の性質に応じた適切かつ効果的な方法がとられている。

まず、法律基本科目のほか、実定法に関する展開・先端科目においては、設問の掲載されたケースブック等を用いて、判例の分析等を通じた事例研究を行い、上記設問や予習課題、さらにそこから展開・派生した問題について双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が、確実に実

施されている(上記以外の授業科目でも、双方向的又は多方向的な討論が、効果的な授業方法として採用されている)。また、実務基礎科目のうち、事実認定の基礎的能力の涵養を目的とする科目では、記録教材等を活用し、法曹倫理やリーガル・リサーチでは、研究者教員と実務家教員が協力して作成した独自の教材を「オン・デマンド」型教材として提供している。そのほか、模擬裁判においては、公判演習教材を用いて、刑事公判手続に関与する者の役割を実際に体験する方法により、また、エクスターンシップにおいては、現地調査の方法により、実務法曹の職務に関する理解を深めることが目指される。

これらの授業科目を履修するに際しては、予習・復習のために資料が配布され、また、授業の目的を効果的に達成するためにインターネットを用いた TKC 教育研究支援システムを導入し、予習・復習課題の掲示のみならず、同システムを通じて、授業の補足を行ったり、学生からの質問に応じたりすることを可能とするなど、学生の自学自習を支援している。【解釈指針3-2-1-3】

なお、1年間の授業の計画、各科目の授業内容、方法、成績評価の基準と方法については、シラバスのなかに「目的」「授業内容・方法」「教科書・教材」「成績評価の方法」「その他」という各科目共通の項目を設け、開講科目一覧、授業時間割と合わせて年度のはじめに学生に周知している。

○「東北大学法科大学院目的と特色」  
基準 1-1-1 表 1 1 1 1 参照

○別添資料 2  
平成 20 年度法科大学院学生便覧 P 4 8  
平成 20 年度東北大学法科大学院開講科目一覧

○別添資料 4  
平成 20 年度法科大学院シラバス

○別添資料 3 2 1 0 1  
配付レジュメの例

○ T K C 教育研究支援システム

The screenshot shows the '東北大学法科大学院' (Tohoku University Faculty of Law) website. The page title is '履修科目についてのお知らせ' (Notice about course selection). It features a search bar on the left and a table of notices on the right. The table lists 9 items with columns for '行' (No.), '掲載日' (Posting Date), '件名' (Title), '科目名' (Course Name), and '掲載者' (Poster).

行	掲載日	件名	科目名	掲載者
1	2008/05/30	6月10日(火)の実務公法(行政法)の補講について <b>NEW</b>	実務公法	稲葉 馨
2	2008/05/30	内容証明参考起案 <b>NEW</b>	ローヤリング	佐藤 裕一
3	2008/05/26	授業で使ったスライドについて	経済法理論	滝澤 紗矢子
4	2008/05/23	5月30日の実務公法(行政法)の授業について	実務公法	稲葉 馨
5	2008/05/22	医療協会参考起案の件	ローヤリング	佐藤 裕一
6	2008/05/19	第14回授業日の変更について	経済法理論	滝澤 紗矢子
7	2008/05/16	5月23日の実務公法(行政法)の授業について	実務公法	稲葉 馨
8	2008/05/16	意見書参考起案の件	ローヤリング	佐藤 裕一
9	2008/05/15	5月16日の実務公法(行政法)の授業について	実務公法	稲葉 馨

(出典：T K C 教育研究支援システムウェブサイト)

本法科大学院では、平成17年度より、法科大学院学生から、法律実務基礎科目において指導されるべき法令遵守及び守秘義務に関する誓約書を徴している。さらに、東北大学法科大学院履修案内を改正し(平成18年4月1日施行)、第14条に、守秘義務に関する明文の規定を設けた。また、エクスターンシップの履修者からは、法令遵守及び守秘義務に関する誓約書を別途徴するとともに、事前指導講義において、学生の注意を喚起している。【解釈指針3-2-1-4(1)】

表 3 2 1 2

○別添資料2

平成20年度法科大学院学生便覧P42

平成20年度東北大学法科大学院履修案内 第14条参照

○誓約書(年度当初に全員に提出させたもの)

誓約書

東北大学大学院法学研究科  
研究科長 稲葉 馨 殿  
東北大学法科大学院  
院長 坂田 宏 殿  
平成 年 月 日  
住所

氏名(学生) 印

私は、貴法科大学院の課程における授業等を受講するにあたり、以下の事項を遵守することを誓約します。

- 1 大学院、担当教員及び関係者からの指導に従うこと。
- 2 法令を遵守するのみならず、社会人としてのマナーにも注意して行動すること。
- 3 授業、教材等で知った秘密、プライバシー等を授業終了後も含めて一切他に漏洩しないこと。

また、貴法科大学院の課程における授業等履修するにあたり、各種法令等に違反し、または、上記事項を遵守しなかったときは、東北大学の行う処分(停学、退学等)に服します。また、法令違反または上記事項の不遵守により、私が東北大学、担当教員、その他第三者に対して損害賠償責任及び求償責任を負うに至ったときは、誠実に、損害賠償債務を履行することを誓約いたします。以上を誓約するため、本書面を差し入れます。

以上

表 3 2 1 3

○エクスターンシップ誓約書

誓約書

東北大学法科大学院  
院長 坂田 宏 殿  
エクスターンシップ担当教員  
官 澤 里 美 殿  
坂 田 宏 殿

平成 年 月 日  
住所

氏名(学生) 印

住所

氏名(連帯保証人) 印

私(学生)は、貴大学院のエクスターンシップを受講するにあたり、次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 大学院、担当教員及び関係者からの指導に従うこと。
- 2 法令を遵守するのみならず、社会人としてのマナーにも注意して行動すること。
- 3 エクスターンシップの際に知った秘密、プライバシー等をエクスターンシップ終了後も含めて一切他に漏洩しないこと。

エクスターンシップを履修するにあたり、各種法令等に違反し、または、上記事項を遵守しなかったときは、東北大学の行う処分(停学、退学等)に服します。また、法令違反または上記事項の不遵守により、私が東北大学、担当教員、その他第三者に対して損害賠償責任を負うに至ったときは、連帯保証人と連帯して、誠実に、損害賠償債務を履行することを誓約いたします。

以上を誓約するため、本書面を差し入れます。

以上

なお、リーガル・クリニックについては、相談者からの相談に対してクリニックを行った内容に誤りがあった場合などに関し、その損害賠償額が定まらないために、その危険を負担する保険会社もなかったことから、当面の間、現実の紛争に関する法律相談は行わないこととした。同科目については、弁護士教員の作成した事例を素材として模擬法律相談を内容とすることとしたため、エクスターンシップのような措置はとらなかった。

○別添資料4  
平成20年度法科大学院シラバスP33  
リーガル・クリニック授業概要参照

エクスターンシップについては、法科大学院の弁護士教員と研究者教員がコーディネータとなり、研修先の弁護士(実務指導者)と緊密な連絡をとりつつ適切に指導・監督し、事前指導、事後指導に関与することを通じて、単位認定についても責任を負う体制となっている。

○別添資料4  
平成20年度法科大学院シラバスP36  
エクスターンシップ授業概要参照

○別添資料32102  
エクスターンシップ受入先、実施状況一覧

○別添資料21302  
エクスターンシップ事前指導講義レジュメ

また、エクスターンシップによる単位認定を受ける学生は、研修先からの報酬を一切与えられていない。なお、東北大学法科大学院履修案内を改正し、第13条に、研修先からの報酬受領の禁止に関する明文の規定を設けた。【解釈指針3-2-1-4(2)】

○別添資料2  
平成20年度法科大学院学生便覧P42  
平成20年度東北大学法科大学院履修案内 第13条参照

学生が事前事後の学習を効果的に行うため、履修科目として登録できる単位数の上限を、第1年次32単位、第2年次36単位、第3年次44単位と定めるとともに、授業科目を時間割上適切に配置することにより、学生が十分な自習時間を確保することができるよう配慮している。【解釈指針3-2-1-5(1)】

○別添資料2  
平成20年度法科大学院学生便覧P34  
東北大学法科大学院規程 第6条参照

○別添資料4 平成20年度シラバス巻末  
平成20年度授業時間割表(前期)(後期)

また、担当教員は、授業に関する資料がある場合、授業の際に直接、又は専門職大学院助教室又は専門職大学院係を通じてこれを配布し、予習事項については、授業の際に直接、又はTKC教育研究支援システム等を通じて、事前に周知している。また、予習又は復習に関する教員の指示も、同様の方法で、適切に行われている。【解釈指針3-2-1-5(2)(3)】

さらに、授業時間外の自習が可能となるよう、キャンパス内の建物(片平第2~4号棟)に学生自習室を設けているほか、教材、データベース等の施設・設備及び図書が備えられている法政実務図書室を片平第2号棟に開設した。これらは、いずれも第10章の各基準に適合している。【解釈指針3-2-1-5(4)】

表 3 2 1 4

○ T K C 教育研究支援システム

東北大学法科大学院 法学 次郎

TOP MENU 授業の詳細 科目の参照 全体のお知らせ **お知らせ一覧** ロー・ライブラリー ログアウト HELP

お知らせ 【TOPMENUへ】

●現在、掲載されているお知らせ一覧です。件名をクリックすると、お知らせの確認ができます。  
○キーワードによる検索が可能です。

【件数: 40件】

1 / 4 << 戻る 法へ >>

行	掲載日	件名	掲載者
1	2008/06/16	「ジェンダーと法演習」(6月19日)教材配布のお知らせ <b>NEW</b>	専門職大学院助教室
2	2008/06/16	実務憲法の予習について <b>NEW</b>	中林 暁生
3	2008/06/13	「消費者・家族と法」教材配布のお知らせ <b>NEW</b>	専門職大学院助教室
4	2008/06/12	6月17日民事・行政裁判演習(石井)の問題・予習事項 <b>NEW</b>	石井 彦壽
5	2008/06/12	平成20年度日本学生支援機構奨学金採用者 各位 <b>NEW</b>	専門職大学院係
6	2008/06/11	社会保障法(6月11日)教材配布のお知らせ <b>NEW</b>	専門職大学院助教室
7	2008/06/11	実務法理学Ⅰ(6月16日)教材配布のお知らせ <b>NEW</b>	専門職大学院助教室
8	2008/06/11	「刑事実務演習Ⅰ」教材の配付について <b>NEW</b>	専門職大学院係
9	2008/06/11	実務公法(行政法)第2回基礎力判定試験について <b>NEW</b>	稲葉 馨
10	2008/06/06	「実務法理学Ⅰ」(6月9日)教材配布のお知らせ	専門職大学院助教室

東北大学法科大学院 法学 次郎

TOP MENU 授業の詳細 科目の参照 全体のお知らせ ロー・ライブラリー ログアウト

カリキュラム > 科目: リーガル・リサーチ

●現カリキュラムの一覧です。授業タイトルをクリックすると授業内容の詳細情報を確認できます。 最終更新日: 2008/05/30

行	授業日	タイトル	更新日
1	2008/04/11	ガイダンス	2008/04/07
2	2008/04/18	法科大学院教育支援システムの構成と使い方・注意事項	2008/04/18
3	2008/04/25	民事法調査課題	2008/04/25
4	2008/05/02	実務家教員による講演(石井裁判官)	2008/04/25
5	2008/05/09	公法判例の検索と課題	2008/05/07
6	2008/05/16	文献の所在検索、入手方法	2008/05/16
7	2008/05/23	法令・立法資料の探し方	2008/05/23
8	2008/05/30	判例の探し方 <b>NEW</b>	2008/05/30
9	2008/06/06	評釈・学説の探し方、データベース資料の利用方法 <b>NEW</b>	2008/05/30
10	2008/06/13	実例1(公法)	2008/04/07
11	2008/06/20	実例2(民法)	2008/04/07
12	2008/06/27	実例3(刑事法)	2008/04/07
13	2008/07/04	補論(リサーチ法律情報調査)(芹澤)	2008/04/07
14	2008/07/11	補論(国際法・ヨーロッパ法律情報調査)(権島)	2008/04/07
15	2008/07/18	最終課題の出題と解説	2008/04/07
16			2008/04/07
17			2008/04/07

(出典: T K C 教育研究支援システムウェブサイト)

集中講義については、その履修に際して、授業時間外の、学生の予習・復習に必要な時間を十分に確保するため、平成18年度より、授業開始の1週間前までに予習事項の案内をなすべきこと、及び、授業終了から1週間を経た後でなければ試験を行わないこととした。なお、集中講義の時間割上、学生は、同一の週に、複数の授業科目を履修することはできない。【解釈指針3-2-1-6】

○集中講義担当教員への連絡文書

平成19年度東北大学法科大学院・集中講義担当教員各位

東北大学法学研究科専門職大学院係です。

ご多用中にもかかわらず、本校の集中講義をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

標記の件につきまして、ご希望の日程を、添付の別紙によりお知らせ下さい。

提出〆切は、2月20日（火）とさせていただきます。

また、日程をご決定いただくに際しまして、以下の点にご留意下さい。

- ① 標準的授業時間は1日に3限を限度としておりますため、2単位の講義ですと、5日が標準となります。ただし、4日ではしか授業のスケジュールが組めない場合には、ご相談に応じます。
- ② 予習時間を確保するため、授業で用いる教材等がございましたら、授業開始日の1週間前までに専門職大学院係までお届け下さい。
- ③ 復習時間を確保するため、試験は授業終了日から数えて1週間後にいたします。もちろん、試験日にお越しいただく必要はございません。

（出典：法科大学院事務担当から非常勤講師へのメール文書）

○平成20年度集中講義の日程

授業科目	担当教員	日 程	備 考	試験方法	試験日時
エクスター ンシップ		8/22（水）	事前指導		
		9/3（月）～9/7（金）	期間①		
		9/10（月）～9/14（金）	期間②		
		9/28（金）	事後指導		
実務外国 法Ⅱ	中村	9/10（月）～9/14（金）		筆記試験	9/21
環境法Ⅱ	大塚	8/9（木）、10（金）、20（月）、21（火）		レポート試験	9/20
金融法	弥永	8/27（月）～8/31（金）		レポート試験	9/24
国際民事訴 訟法発展	芳賀	8/27（月）～8/31（金）		筆記試験	9/7
実務労働 法Ⅰ	水町	9/20（木）、21（金）、 25（火）～27（木）		筆記試験	10/5
少年法・ 刑事政策	廣瀬	9/3（月）～9/7（金）		筆記試験	9/18

○別添資料32103

平成19年度集中講義日程

（出典：学生への掲示文書）

○別添資料32104

平成19年度連続講義試験日程

（出典：学生への掲示文書）

### 3-3 履修科目登録単位数の上限

#### 基準3-3-1

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

(基準3-3-1に係る状況)

本法科大学院では、授業時間外の事前・事後の学習時間が十分に確保されるよう、履修科目として登録できる科目数の上限を、第1年次は32単位、第2年次は36単位、第3年次(最終年次)は44単位とした(最大履修登録単位数)。これは前期授業、夏季授業、後期授業の期間におけるすべての授業科目に適用される。【解釈指針3-3-1-1】

また、東北大学法科大学院履修案内を改正して、最終年次における最大履修登録単位数を44単位に増加させた。その理由は、本法科大学院の教育課程では、第1年次科目(30単位)、基幹科目(28単位)、実務基礎科目(12単位)、基礎法・隣接科目(4単位)及び展開・先端科目(22単位)を最小限修得すれば修了要件の96単位に達することに照らし、最終年次における選択科目の履修可能性を拡大する(特に、学生の履修動向から、実務基礎科目の選択必修科目について2単位を超えて修得する必要が薄れているものと判断されたことから、実務基礎科目を修得する誘因を与える)点にある。【解釈指針3-3-1-2】

○別添資料2

平成20年度法科大学院学生便覧P34  
東北大学法科大学院規程 第6条参照

○別添資料2

平成20年度法科大学院学生便覧P40  
東北大学法科大学院履修案内 第5条参照

○平成20年度履修登録者数一覧  
基準3-1-1 表3111参照

原級留置となった者については、第1年次生は配当授業科目(第1年次科目30単位及びリーガル・リサーチ2単位)に限られていることから、履修登録単位数が最大履修登録単位数32単位を超えることはない。これに対して、第2年次生については、最大履修登録単位数36単位から基幹科目(実務民事法、実務刑事法、実務公法)のうち単位を修得できなかった授業科目の単位数を減じた単位数につき、第2年次・第3年次科目とされている授業科目の履修を認めている(最大履修登録単位数に算入されない単位はない)。なお、上記の履修登録可能単位数には、基準4-2-1(1)アにしたがって履修の認められる授業科目の単位数が含まれている。【解釈指針3-3-1-3】

○別添資料11202

平成20年度総合履修指導配布資料 P1【3・4条について】  
(出典：平成20年4月3日総合履修指導説配布資料)

本法科大学院では、3年を超える標準修業年限は定めていない。【解釈指針3-3-1-4】

○別添資料2

平成20年度法科大学院学生便覧P39  
東北大学法科大学院履修案内 第2条参照

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### (1) 優れた点

第1に、法律基本科目(第1年次科目及び基幹科目)、実務基礎科目のうち必修科目においては、1クラス50人を標準とした少人数教育を徹底している点を挙げることができる(平成19年度においては、再履修者を含めて、1クラスの最大学生数は63人であった。)

第2に、法曹として一般に必要なと考えられる水準・範囲の専門的な法知識を教授し、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決するに必要な法的分析能力及び法的議論を展開する能力、その他法曹として必要とされる能力を教授するためにふさわしい教員を配し、研究者教員と実務家教員の協働態勢の下、段階的に、理論と実務の架橋を基礎とした理論的教育から実務的教育への展開が図られていることを挙げることができる。

第3に、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていることを挙げることができる。法律基本科目をはじめ多くの科目においては、少人数による双方向・多方向の討論を確実に実施するほか、実務基礎科目である法曹倫理やリーガル・リサーチにおいては、TKC教育研究支援システムを通じて、研究者教員と実務家教員が協力して作成した独自の教材を提供するなど、適切な教材を用いることによって、専門的な法知識、思考能力、法曹として必要な種々の能力の育成が図られている。さらに、学生が事前事後の学習を効果的に行うため、キャンパス内に自習室スペース及び必要な資料・設備等を備えた図書室が確保されるとともに、TKC教育研究支援システムをはじめとするインターネット環境が整備されるなど、授業時間外の学習支援に関する施設面での基盤が整えられている。

第4に、法令遵守及び守秘義務に関わる問題を、法律実務基礎科目の範囲にとどめることなく、平成17年度より、学生全員から、これに関する誓約書を徴している点を挙げることができる(なお、守秘義務については、東北大学法科大学院履修案内第14条に明文の規定を設けている。)。さらに、エクスターンシップの履修者については、別途誓約書を提出させるとともに、法令遵守及び守秘義務につき、事前指導において注意を喚起するなど、当該問題に関する紛争が発生しないよう万全の体制を整えている。

### (2) 改善を要する点

第1に、平成20年度において、展開・先端科目のいくつかについて、100名を超える規模の科目が生じている。双方向的又は多方向的な密度の高い教育を今後も維持するため、法律基本科目及び実務基礎科目のうち必修科目以外の科目についても、同時に授業を行う学生数の規模の標準を定めた上、必要に応じて、履修制限を行うなどの措置を講じることとし、その旨を学生に周知する必要がある。

第2に、現在、リーガル・クリニックにおいて、実際の事件を扱っていないため、法令遵守・守秘義務に関しては、指導を行っているものの、誓約書等の具体的措置は講じていない。今後は、そのような事件を扱う可能性を検討するとともに、その場合に備え、エクスターンシップに対するのと同様の措置を講じる態勢を整える必要がある。

## 第4章 成績評価及び修了認定

### 1 基準ごとの分析

#### 4-1 成績評価

##### 基準4-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

本法科大学院では、成績評価の客観的基準として、「(1)成績は、中間及び期末の試験(レポート試験等も含む。)、授業への出席状況、授業での発言内容、課題の成績を総合評価して、これを定める。(2)筆記試験については、たとえば、以下のような能力等を総合的に評価する。事実認識能力、鋭い問題意識と問題分析解決能力、主要な判例・学説の知識(基礎的・専門的法知識)、論理的一貫性(法的分析による推論)、批判的検討能力と発想の柔軟性、文章構成能力(法的な議論を説得的に表現する能力)。(3)成績は、以下の基準による。AA…90～100点：若干名。A…80～89点：20%を上限とする。B…70～79点：40%を標準とする(±20%)。C…60～69点：40%を標準とする(±20%)。D…59点以下：不合格。ただし、授業科目の特性・内容、受講者数等により、上記の比率と異なる取扱いを認めるべき授業科目は、この限りでない。」と定め、学生に周知している。【解釈指針4-1-1-1】

##### ○別添資料11202

平成20年度総合履修指導配布資料 P3【5条について】、【8条について】

(出典：平成20年4月3日総合履修指導配布資料)

このうち、成績のランク分けにつき、AAからCは相対評価、Dは絶対評価であるとの説明が、本法科大学院運営委員会の席上、口頭で行われている。さらに、「成績評価の客観的基準の補足」として、採点基準について、「各授業科目の総合成績は、定期試験の成績、中間試験・小テスト・課題レポート等の客観的平常点の成績、及び、質疑応答に対する主観的平常点の成績を総合評価して、これを行う。定期試験の成績は、総合成績の50%以上を占めるものとする。出席点を出席評価に勘案する場合は、出席点の占める割合が総合成績の10%を越えないものとする。」との内容の申し合わせを、本法科大学院運営委員会において行った。

○法科大学院採点基準に関する申し合わせ

2. 採点基準について(成績評価の客観的基準の補則:運営委員会申し合わせ)

プロセスとしての教育における平常点の加味は、むしろ当然のことと考えるが、中間テスト、小テストまたは課題レポートのような客観的採点が可能である部分と、ソクラテス・メソッドによる質疑応答のように担当教員の主観的印象を採点の対象とする部分とに分かれるものと考えられる。そこで、おおよそ以下のような基準で採点を考えてゆきたい。なお、出席状況は、原則として、受験資格の制限という方向で考えるものとする。

・各授業科目の総合成績は、定期試験の成績、中間試験・小テスト・課題レポート等の客観的平常点の成績、及び、質疑応答に対する主観的平常点の成績を総合評価して、これを行う。

・定期試験の成績は、総合成績の50%以上を占めるものとする。

・出席点を成績評価に勘案する場合は、出席点の占める割合が総合成績の10%を越えないものとする。

(出典：平成17年7月 法科大学院運営委員会配布資料)

以上の成績評価基準は、授業科目毎に、シラバスの「成績評価の方法」の項目において、原則として、評価項目毎に、配点の比重を明示して記載する方法で、学生に周知されている。なお、平成18年度においては、一部の授業科目について成績評価の考慮要素の合計点がシラバス上100%を越えるものがあったが、その後シラバスにおける「成績評価の方法」の記述が合計100%となるように周知徹底を行い、平成19、20年度では不適切なシラバスの記載はなくなった。

○別添資料4

平成20年度法科大学院シラバス

これらの基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置として、まず、定期試験後に、試験問題に関する解説・全体講評のほか、説明を希望する学生に対しては、オフィス・アワーを利用して、個別講評を実施している。また、第1年次科目、基幹科目を不合格となった者に対しては、その申出に基づいて、当該科目の開講された年度中に、担当教員による講評・指導を実施するものとしている。さらに、不合格者に対しては、成績評価不服申立て制度を設けている。【解釈指針4-1-1-2(1)】

○別添資料4 1 1 0 1

「第1年次科目・基幹科目の授業科目を不合格となった学生諸君へ」

(出典：TKC教育研究支援システムウェブサイトにて掲載 2008/3/5 付)

○別添資料4 1 1 0 2

「成績評価不服申立て制度」について

(出典：TKC教育研究支援システムウェブサイトにて掲載)

表 4 1 1 2

○ T K C 教育研究支援システム（定期試験の個別講評案内の例 1）



○ T K C 教育研究支援システム（定期試験の個別講評案内の例 2）



(出典：TKC教育研究支援システムウェブサイト)

○別添資料 4 1 1 0 3

オフィス・アワーに関する説明文

(出典：平成20年4月3日開催総合履修指導配布資料)

また、筆記試験の採点時の匿名性を確保するため、第1年次・第2年次の必修科目である第1年次科目、基幹科目については、定期試験と再度の試験の答案用紙に、学生には学籍番号・氏名を記載させる一方、採点者に交付する時点で、学生番号・氏名欄を見せないようにする措置（いわゆるマスキング）を施している。なお、これ以外の科目については、科目の特性や試験の実施方法からしてマスキングによる採点を行うに適さないものも含まれるため、マスキングを実施していない。【解釈指針4-1-1-2(2)】

表 4 1 1 3

○法科大学院答案マスキングに関する申し合わせ

1. 前期期末試験について

(1) マスキング

- ・マスキングを第1年次科目、基幹科目について行う。
- ・マスキングを行う試験は、前期・後期の定期試験と再度の試験とする。

(出典：平成17年7月法科大学院運営委員会配布資料)

さらに、科目間や担当者間の採点分布に関するデータについては、法科大学院運営委員会において資料が配布され、関係教員間で共有されているほか、TKC教育研究支援システムを通じて、学生にも公開されている。【解釈指針4-1-1-2(3)】

○別添資料9

科目名成績分布(2007)

(出典：法科大学院運営委員会資料)

表 4 1 1 4

○TKC教育研究支援システム(成績分布の公表)



(出典：TKC教育研究支援システムウェブサイト)

学生に対しては、定期試験(筆記試験の方式によるもの)につき、採点后又は成績評価後に講評を行うこととし、当該試験における成績評価(採点)の基準について説明している。

表 4 1 1 5

○TKC教育研究支援システム(定期試験講評の例)

The screenshot shows the TKC Education Research Support System interface. At the top, there is a green header with '東北大学法科大学院' and a user name '法学 次郎'. Below this is a navigation bar with buttons for 'TOP MENU', '授業の詳細', '科目の参照', '全体のお知らせ', 'ロー・ライブラリー', 'ログアウト', and 'HELP'. The '全体のお知らせ' button is selected, leading to a yellow 'お知らせ' (Notice) page. The page title is 'お知らせ' with a link to '【お知らせ一覧へ】'. The main content area shows a selected notice with a '印刷' (Print) button. The notice details are as follows:

●選択したお知らせの詳細内容です。	
掲載日	2008/02/28
掲載者	専門職大学院係
件名	「法曹倫理」定期試験講評について
内容	「法曹倫理」定期試験講評(官澤教授ご担当分)を科目のお知らせ欄に掲載しておりますので、参照してください。

At the bottom of the page, there is a button labeled 'お知らせ一覧へ'.

(出典：TKC教育研究支援システムウェブサイト)

成績分布に関しては、教員間で共有されているデータのうち、学生に公表すべきデータをTKC教育研究支援システム上に掲示し、周知を図っている。【解釈指針4-1-1-3】

多くの授業科目において、筆記試験の方式による定期試験が実施されている。定期試験監督要領を策定し、試験の実施に当たっては、その公正かつ適正の確保に努めている。

表 4 1 1 6

○定期試験監督要領

1. 監督者は、試験開始15分前に事務室から問題紙、答案紙、座席表を受領すること。
2. 試験開始前に次のことを発言すること。
  - ア 出題教員から特に使用を許可されたものおよび筆記用具以外のかばん等の中に入れ、机の下か床に置くこと。  
携帯電話等を持っている人は電源を切ること。また、計算や翻訳の機能を備えた時計は使用しないこと。
  - イ ケース等から出した学生証を机の端に置くこと。学生証を忘れたものは、すぐに事務室に行って仮学生証を交付してもらうこと。
  - ウ 答案紙は持ち帰らないこと。
  - エ 試験開始後30分を経過しなければ退出を許可しないこと。
  - オ 不正行為は、退学を含む厳しい処分の対象となるので、絶対に行わないこと。
3. 六法は、破損、汚損、特に書き込みをしないよう注意すること。なお、試験終了後、六法は所定の位置に返却すること。
4. 試験開始30分経過後でなければ、試験室からの退室を認めないこと。遅刻者は試験開始後30分以内ならば受験を認めること。
5. 試験中は、監督者の許可なくして、試験室外に出さないこと。
6. 試験中の喫煙は厳禁させること。
7. 監督者が当該試験室を離れざるを得ない事由が発生したとき、受験者の健康状態が急変したとき、又はトイレ等に付き添う必要があるとき、監督者は廊下に待機している事務職員へ引き継ぐこと。
8. 監督中は、常に試験室内を巡回し、不正行為の行われないように注意すること。巡回途中試験開始30分経過後なるべく早期に「学生証」により受験者を確認すること。
9. 不正行為の疑義があると監督者が認めた場合は、その証拠となる物件があるときはそれを一時預かり、当該受験者を試験終了まで着席させておくなど、必要な措置を取ること。

法科大学院

(出典：平成19年度定期試験実施関係資料)

また、いわゆる再試験及び追試験については、東北大学法科大学院履修案内において、「再度の試験」、「別途の試験」として受験資格等について規定している(東北大学法科大学院履修案内第6条第5項「やむをえない事由(忌引き、病気その他これに匹敵する事由に限る。)により試験(再度の試験を除く。)を受けられなかった者については、別途に試験を行う。」及び第6項「試験に合格しなかった者(不合格者)のうち、当該授業科目の担当教員が特に認めた者については、再度の試験を行う。ただし、第1年次科目のうち前期配当の授業科目については、すべての不合格者に対し、後期において再度の試験を行うものとする。」)。本法科大学院においては、期末試験及び再度の試験につき、厳正な成績評価が行われており、前期・夏季・後期試験を合わせて第1年次生延べ22人、第2年次生延べ46人、第3年次生延べ30人が「再度の試験」の対象となり、計60人が合格(第1年次生15人、第2年次生27人、第3年次生18人)し、計38人が不合格となった。このうち、第1年次科目・基幹科目について不合格となった者は、第1年次生7人、第2年次生19人である。このほか、「再度の試験」(履修案内第6条第5項)で合格した者が、「試験」(履修案内第6条第3項)に合格した者より有利に扱われることがないよう、実施教員に対して周知を行っている。平成19年度においては、体調不良により期末試験を欠席した者に対し、同人が不当に利益又は不利益を受けないよう配慮した上で、追試験を実施した。【解釈指針4-1-1-4】

○別添資料2  
平成20年度法科大学院学生便覧P40  
東北大学法科大学院履修案内 第6条参照

○別添資料11102  
平成19年度進級認定資料参照  
(出典：法科大学院運営委員会配布資料)

試験問題の内容・水準や成績分布等の分析を行う委員会として、本法科大学院では、カリキュラム等委員会を設けている。当該委員会は、平成16年度については成績分布に偏りがあると判断し、以後、成績評価基準の教員への周知や教員間での理解の共有化に努めた結果、科目間の成績分布は平準化してきている。

表4117

○別添資料9  
科目名成績分布(2007)  
(出典：法科大学院運営委員会配布資料)

○カリキュラム等委員会・評価委員会・FD委員会懇談会議事録

(5) 2007年度FD委員会メモ(3月)  
・3月19日(水)12:00から、評価委員会・カリキュラム委員会と合同で、「成績評価に関する懇談会」開催。  
・最終的な成績評価の方法(特に、可・不可の判断方法、最終成績(点数)の算出方法、それらとシラバスに示した方法との相違の有無など)について、刑事法(刑法、刑事訴訟法)、民事法(民法、商法、民事訴訟法)、公法(憲法、行政法)の各担当教員から、報告があり、種々、意見交換を行った。  
(文責・FD委員会委員長 成瀬)

**基準 4-1-2**

学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

(基準4-1-2に係る状況)

本法科大学院に入学する前に東北大学大学院、他大学の大学院又は外国の大学院において履修した授業科目に関わる既修得単位のうち10単位については、展開・先端科目に該当する科目についてのみ、東北大学法科大学院運営委員会の定めるところにより、東北大学法科大学院で修得したものと認定できるものとした。

○別添資料2  
平成20年度法科大学院学生便覧P33～P34  
東北大学法科大学院規程 第3条, 第9条参照

○別添資料2  
平成20年度法科大学院学生便覧P42  
東北大学法科大学院履修案内 第12条参照

第1年次科目、他校に類を見ない基幹科目のほか、実務基礎科目や基礎法・隣接科目といった本法科大学院独自の科目設定がなされている科目群への適用を認めないこととしたのは、これらの科目群について既修得単位の認定を許すことにより、本法科大学院の教育課程の一体性が損なわれることを回避するためである。

さらに、法学既修者については東北大学法科大学院規程第3条の適用がないが、これは、法学既修者については第1年次科目30単位を履修したものとみなしていることから、これ以上に既修得単位を認定する必要はないとの判断に基づく。

なお、展開・先端科目についての既修得単位の認定については、当該科目の成績がA評価であり、かつ、シラバスで同一性が確認される授業科目についてのみ認定することにより、厳正で客観的な成績評価の確保に努めている。具体的には、当該科目に対応する科目を担当する教員が、本法科大学院のシラバスと当該校のシラバスを比較して同一性の審査を行うものとなっている。平成16年度において既修得単位の認定を申請した者は1人であったが、既修得単位の認定には至らなかった(それ以降の申請は無い)。

表 4 1 2 1

○既修得単位認定協議資料

報告事項

1. 既修得単位認定について

【方針】

申請者1名：民事訴訟法研究と行政法研究は基幹科目に当たり、同一性なし。

国際取引法研究は、国際取引関係法の西谷助教授に同一性の判定を要請したところ、西谷助教授より同一性の認定はできない旨回答があったので、申請を却下した。

(出典：カリキュラム等委員会議事録)

**基準 4-1-3**

一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準4-1-3に係る状況）

本法科大学院では、非常に厳しい進級制を採用している。第2年次に進級するためには、第1年次科目の授業科目（30 単位）の単位を修得しなければならない、第3年次に進級するためには、基幹科目の授業科目（28 単位）の単位を修得しなければならない。

**○別添資料 2**

平成20年度法科大学院学生便覧 P 34

東北大学法科大学院規程 第8条、第9条参照

上記のとおり、第1年次科目の授業科目を1科目でも不合格になった者は、第2年次に進級することはできない。しかし、東北大学法科大学院履修案内第8条を改正し、平成19年度より、例外として、第1年次科目の授業科目30単位をすべて修得できなかった者のうち、第1年次科目群として開講される科目のうち、不合格科目数が2科目以下かつ不合格科目単位が4単位以下の者であって、第1年次科目群の不合格科目を除いた単位加重平均値が70点を超え、かつ、第1年次科目群の不合格科目を含む単位加重平均値が60点を超える者については進級を認め、第2年次に配当される授業科目の履修が認められることとなった（ただし、これにより進級を認められた者が翌年度に第1年次科目群の不合格科目をすべて合格できなかった場合は、在学年限が満了する。）。第1年次生は、1年間で基本的な法律科目をすべて修得することを要求されている（特に、後期開講科目については、半年足らずの学修により、これを修得しなければならないとされている）が、同じ時期に、従前は1科目であった公法（6単位）と民法（12単位）を、それぞれ憲法及び行政法の2科目、民法Ⅰ～Ⅲの3科目に分割する教育課程の改訂も実施したことから、第1年次科目を1つでも不合格となった者につき、基幹科目の履修に適さず、その進級を認めないとするのが、酷に過ぎ、また、不合格となった授業科目の単位数が4単位以下で、単位加重平均値が一定の水準を超える場合には、その者を第2年次に進級させることが不当とはいえないと判断されたことによる。

**○別添資料 2**

平成20年度法科大学院学生便覧 P 41

東北大学法科大学院履修案内 第8条参照

これらについては、学生に対し、学生便覧において周知を図るとともに、年度当初のオリエンテーションの際、直接口頭で説明を行っている。

原級留置となった再履修者は、単位を修得できなかった第1年次科目あるいは基幹科目の授業を再履修しなければならない（すでに合格した第1年次科目あるいは基幹科目の単位については影響がない。）。ただし、第1年次に原級留置された者については、既に修得した第1年次科目であっても履修することができ、第2年次に原級留置された者については、当該年次の最大履修登録単位数に至るまで第2年次・第3年次配当科目（実務基礎科目、基礎法・隣接科目及び展開・先端科目）を履修することができる。

**○別添資料 1 1 2 0 2**

平成20年度総合履修指導配布資料 P 3【8条について】

（出典：平成20年4月3日総合履修指導配布資料）

これらについても、学生に対し、学生便覧で周知を図るとともに、年度当初のオリエンテーションの際、説明を行っている。

なお、本法科大学院においては、同一年次の在学年限を2年とし、在学年限を経てなお各年次に必要な単位数を修得できない者を除籍するものと定めていることから、厳しい進級制を採用、維持しているといえる。

○別添資料2  
平成20年度法科大学院学生便覧P39  
東北大学法科大学院履修案内 第2条参照

平成18年度において原級留置となった者(退学者を除く。)は、第1年次生が1人、第2年次生が14人であった。平成19年度においては、第1年次生が8人、第2年次生が7人であった。このうち、第2年次生1人が同一学年で2度目の原級留置となり、除籍予定であったが退学している。

【解釈指針4-1-3-1】【解釈指針4-1-3-2】

表4131

○進級状況、修了・学位取得状況

年度	学年	在籍者数	進級者・修了者数	原級留置者数
H18	L1	47	44	3
	L2	109	93	16
	L3	81	79 (法務博士学位取得)	2
H19	L1	46	40	6
	L2	121	113	8
	L3	95	92 (法務博士学位取得)	3

○別添資料11102  
平成19年度進級認定資料  
(出典：法科大学院運営委員会資料)

○別添資料11101  
平成19年度修了認定資料  
(出典：法科大学院運営委員会資料)

○別添資料41301  
平成18年度進級認定資料  
(出典：法科大学院運営委員会資料)

## 4-2 修了認定及びその要件

## 基準4-2-1

法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科, 専攻又は学生の履修上の区分にあっては, 当該標準修業年限)以上在籍し, 93単位以上を修得していること。

この場合において, 次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から, 他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を, 30単位を超えない範囲で, 当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお, 93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては, その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から, 当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を, アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で, 当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお, 当該単位数, その修得に要した期間その他を勘案し, 1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下, 「法学既修者」という。)に関して, 1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し, アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき, それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし, 3年未満の在学期間での修了を認める場合には, 当該法科大学院において, アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア	公法系科目	8単位
イ	民事系科目	24単位
ウ	刑事系科目	10単位
エ	法律実務基礎科目	6単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を, 修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2-1-3参照。)

(基準4-2-1に係る状況)

本法科大学院における修了の認定のためには, まず, 標準修業年限である3年以上在学する

こと、かつ、96 単位以上を修得することが必要である。【解釈指針4-2-1-1】

○別添資料2  
平成20年度法科大学院学生便覧P35  
東北大学法科大学院規程 第12条参照

法学未修者については、教育上有益であるとの観点から、東北大学法科大学院履修案内第12条第1項及び第2項により、他の大学院(他の専攻を含む)において、又は本法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位の認定は、展開・先端科目に属する科目につき、10 単位を上限として、行うものとしている。

○別添資料2  
平成20年度法科大学院学生便覧P42  
東北大学法科大学院履修案内 第12条参照

法学既修者については、本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められる者として、法科大学院の1年次に在学し、第1年次科目の授業科目30 単位を本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすものとしている。それ以外に既修得単位の認定を行うことはできない。

○別添資料2  
平成20年度法科大学院学生便覧P34  
東北大学法科大学院規程 第9条参照

次に、基準4-2-1(2)における科目群についての修了要件単位数は、公法系科目12 単位(憲法4単位、行政法2単位、実務公法6単位)、民事系科目32 単位(民法Ⅰ4単位、民法Ⅱ4単位、民法Ⅲ4単位、商法4単位、民事訴訟法2単位、実務民事法14 単位)、刑事系科目14 単位(刑法4単位、刑事訴訟法2単位、実務刑事法8単位)、法律実務基礎科目12 単位以上(法曹倫理2単位、民事・行政裁判演習3単位、刑事裁判演習3単位、民事要件事実基礎2単位、及び実務基礎科目である選択必修科目2単位以上)、基礎法学・隣接科目4単位以上(基礎法・隣接科目である選択必修科目4単位以上)、展開・先端科目22 単位以上(展開・先端科目である選択必修科目22 単位以上)である。

ただし、法学既修者について、基準4-2-1(2)アからウに定める授業科目に関する修了要件単位数は、本法科大学院においては、基幹科目(実務民事法、実務刑事法、実務公法)28 単位である。

○別添資料2  
平成20年度法科大学院学生便覧P34, 35  
東北大学法科大学院規程 第9条, 第12条参照

本法科大学院では、法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1(96 単位中32 単位)以上習得している必要がある(法律実務基礎科目12 単位以上、基礎法学・隣接科目4単位以上、展開・先端科目22 単位以上、計38 単位以上を習得している必要がある)。最後に、本法科大学院において、法律基本科目である第1年次科目及び基幹科目のほかに、実質的な内容が法律基本科目に当たる授業科目は開設されていない。【解釈指針4-2-1-2】

## 4-3 法学既修者の認定

**基準4-3-1**

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

（基準4-3-1に係る状況）

本法科大学院においては、必要とされる法学の基礎的な学識を有する者を認定するために、法学未修者コースとは別に法学既修者コースの入試を設けて志願者を募り、法学専門科目試験（公法（憲法・行政法）・民法（民法・商法・民事訴訟法）・刑事法（刑法・刑事訴訟法））を実施して、公平で開放的な入学試験を実施している。法学専門科目試験の配点割合は、憲法70点、行政法30点、民法100点、商法60点、刑法100点、民事訴訟法60点、刑事訴訟法60点の総計480点を900点に換算することとしている。【解釈指針4-3-1-1】

**○別添資料5****平成20年度東北大学法科大学院学生募集要項**

法学専門科目試験については、その出題範囲や試験の目的・形式を、本法科大学院の学生募集要項およびウェブサイトにより受験者に明示した上で実施している。さらに、試験実施後には、出題内容とその趣旨についても、同ウェブサイトに掲載している。採点についても、志願者が自校出身者であるかどうか明らかにならないように、マスキングの措置を採っている。また、出題に関しては、自校出身者が有利とならないよう、入試実施内部方針に定めるような、特段の措置を講じている。【解釈指針4-3-1-2】

**○別添資料5****平成20年度東北大学法科大学院学生募集要項（別紙）参照****○別添資料43101****2008年度東北大学法科大学院入学試験問題及び出題趣旨**  
（出典：東北大学法科大学院ウェブサイト）**○別添資料43102****平成20年度入試実施内部方針 P5の巻頭参照**

（出典：法科大学院運営委員会配付資料）

本法科大学院では、法学既修者として単位を修得したものと認定される授業科目に該当するすべての法律科目について入学試験を実施している。【解釈指針4-3-1-3】

**○別添資料5****平成20年度東北大学法科大学院学生募集要項****○別添資料43103****平成20年度法律科目試験問題**

既修者コースの入試については、公平で開放的な試験であると評価できる日弁連法務研究財団の実施する法科大学院法学既修者試験において好成績を修めた者について、合否判定の際に、加点事由となる旨を、学生募集要項及びウェブサイトで公表している。

【解釈指針4-3-1-4】

表 4 3 1 1

○加 点 事 由 説 明 文

日弁連法務研究財団の実施する法科大学院法学既修者試験の成績（憲法・民法・刑法の三科目の総合成績）の偏差値平均が 65 点以上のものについては 30 点，60 点以上の者については 15 点を，それぞれ加算します。

（出典：東北大学法科大学院ウェブサイト，東北大学法科大学院学生募集要項）

本法科大学院の既修者コースの入学者について修得したものと認められる単位数は 30 単位であり，在学期間の短縮は1年であり，両者の間に適切な関係があるといえる。【解釈指針4-3-1-5】

○別添資料 2

平成 2 0 年度法科大学院学生便覧 P 3 4

東北大学法科大学院規程 第 9 条参照

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### (1) 優れた点

第1に、適正かつ公平な成績評価の実効性を確保するために、複数の教員が関わる科目（実務民事法、実務刑事法、実務公法）における成績評価については、教員が相互に緊密に連絡を取り合い、協議をして採点するように努める一方、各科目間で評価のバラツキが生じることを防ぐため、カリキュラム等委員会を中心として、評価基準の統一化について調整を図るよう努めている。

第2に、採点の公正さを確保するため、法律基本科目（第1年次科目及び基幹科目）の期末試験及び再度の試験において、答案のマスキングを徹底している。

第3に、成績評価について説明を希望する学生に対しては、全体の学生を対象とした全体講評とは別に、個別の講評の求めに対しても、オフィス・アワーを利用して、きめ細かく時間をかけて対応している。また、第1年次科目、基幹科目を不合格となった者に対しては、その申出に基づいて、当該科目の開講された年度中に、担当教員による講評・指導を実施するものとしている。

第4に、定期試験後に行う全体講評において、当該試験における成績評価の基準を学生に開示する一方、不合格者に対しては、成績評価不服申立て制度を設け、担当教員の成績評価に裁量権の逸脱・濫用があったか否かにつき、カリキュラム等委員長による審査を行うものとして、公正な成績評価の実現に努めている。

平成18年度における第2年次の原級留置者の中で、平成19年度においても原級留置となった者がおり、この者は除籍対象となる者であったが、退学した。この例を始め、例年、原級留置の対象となる者が相当数みられ、また、法律基本科目以外の授業科目でも不合格とされる者がみられることから分かるように、本法科大学院における成績評価は厳正であり、進級制も十分に機能している。

### (2) 改善を要する点

成績評価の基準に関して、第1年次科目については、到達すべき水準が各法分野における基礎的知識・素養の修得であることに、教員間に意見の一致があるといえるが、基幹科目については、法的知識の正確性や確実性、事案の分析能力に関して到達すべき水準をめぐり、教員間に、なお若干の認識の相違がみられる。このことは、平成18年度における成績分布及び法律基本科目の不合格者（原級留置者）の数に関する授業科目間のバラツキとして顕在化したが、平成19年度においては、前年度の反省を踏まえ、教員の間で、成績評価基準の周知・共有化を図ることにより、科目間における成績分布の平準化の点で一定の成果を得た。今後も、統一的な成績評価の実現を目指して、運営委員会及びカリキュラム等委員会において継続的に議論を重ね、教員間における成績評価基準の共通化に努める必要がある。

## 第5章 教育内容等の改善措置

### 1 基準ごとの分析

#### 5-1 教育内容等の改善措置

##### 基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

本法科大学院では、教育の内容及び方法について改善を図るべき事項及びその方法に関する方針を決定し、改善に関する情報を管理し、改善のための諸措置の実施を担当する組織として、法科大学院運営委員会の下で、当初のFD担当教員を平成18年度よりFD委員会へと発展させ、平成19年度現在、担当教員4名を置いている。平成19年度においてFD委員会は随時メール会議の形で開催され、教育の内容及び方法の改善につき、主に教員授業参観、授業評価アンケート及び成績評価の方法について検討された。【解釈指針5-1-1-1】【解釈指針5-1-1-2】

表5111

##### ○別添資料51101

##### 平成19年度法科大学院諸委員会等構成・分担

(出典：法科大学院運営委員会資料)

##### ○カリキュラム等委員会・評価委員会・FD委員会懇談会議事録

(5) 2007年度FD委員会メモ(3月)

・3月19日(水)12:00から、評価委員会・カリキュラム委員会と合同で、「成績評価に関する懇談会」開催。

・最終的な成績評価の方法(特に、可・不可の判断方法、最終成績(点数)の算出方法、それらとシラバスに示した方法との相違の有無など)について、刑事法(刑法、刑事訴訟法)、民事法(民法、商法、民事訴訟法)、公法(憲法、行政法)の各担当教員から、報告があり、種々、意見交換を行った。

(文責・FD委員会委員長 成瀬)

FD委員会とは別に、法科大学院副院長が招集する、第1年次科目、基幹科目の担当教員による懇談会を開催している。当該懇談会においては、上記授業科目における教育上の諸問題について、授業担当教員相互の自由な討議を行うことにより、学生に対する指導のあり方や授業実施において各教員が問題と感じている点などの改善等について検討している。さらに、法科大学院運営委員会のもとに設置された評価委員会においては、授業及び教材等に対する学生による評価のため、当該科目の最終回にアンケートを実施しており、その集計結果及び自由記述欄にされた学生の意見をまとめて、担当教員に渡し、今後の改善の基礎資料として活用できるようにしている。【解釈指針5-1-1-1】【解釈指針5-1-1-2】

表 5 1 1 2

## ○第1年次科目・基幹科目担当教員懇談会開催通知（例）

開催通知

第1年次科目・基幹科目担当教員各位

専門職大学院

第1年次科目・基幹科目担当教員懇談会を下記のとおり開催いたしますので  
ご出席ください。

記

日 時：平成19年12月19日（水）12:00～（1時間程度）

場 所：川内キャンパス 小会議室

（出典：担当教員への事務担当者からの開催通知）

## ○別添資料51102

平成19年度授業評価アンケート集計結果

（出典：法科大学院運営委員会資料）

さらに、FD委員会は、双方向授業における学生への発問・解答に対する応答の仕方に関する改善に資するために、運営委員会構成員の担当する授業を相互に自由に参観する制度を創設し、平成19年は通年で実施した。参観した教員から提出されたアンケートからは、他の教員の工夫に対する評価とともに、さらなる改善点の指摘もみられた。FD委員会は、この結果を踏まえ、平成20年度以降も、授業参観制度を改良のうえ実施することとして、運営委員会に報告を行った。

## ○別添資料51103

法科大学院FD・教員授業参観制度実施要領

（出典：法科大学院運営委員会資料）

また、FD委員会は、学内で行われる各種講演会への参加を積極的に告知する一方、学外で開催される各種研究会や研修に関する情報を一元的に把握したうえで、参加の要否及び参加すべき教員について、法科大学院院長及び副院長の意見も徴しつつ判断し、適宜派遣を行っている。

平成20年3月には、教員からの申し出を受けて、平成17年度には刑事法3名の教員を他大学の刑事法関連課目の参観のため派遣し、また平成19年度には、実務家教員1名を、立命館大学における第13回FDフォーラム「大学教育と社会」に派遣し、授業内容・方法改善の研修を行った。

## ○別添資料51104

同志社大学・大阪大学ロースクールの視察

（出典：同志社大学・大阪大学ロースクールの視察同行者メモ）

## ○別添資料51105

第13回FDフォーラム「大学教育と社会」報告書

（出典：派遣者メモ）

さらに、上記懇談会では、例えば、各科目の授業で取り上げる項目と試験範囲の設定の仕方について意見交換を行い、統一的な成績評価の実現に向けた努力を重ねている。【解釈指針5-1-1-3】

**基準 5-1-2**

法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保，及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

(基準5-1-2に係る状況)

本法科大学院では、法科大学院運営委員会の下にあるFD委員会が、学外で開催される各種研究会や研修に関する情報を一元的に把握したうえで、参加の要否及び参加すべき教員について、法科大学院院長及び副院長の意見も徴しつつ、判断することとしている。

その際、実務家として十分な経験を有する教員であって、法科大学院において初めて本格的に法曹教育に携わることとなった者、及び、大学の学部や大学院において十分な教育経験を有する教員であって、実務上の知見を拡充する必要の認められる者に対して、それぞれ、教育能力の向上に資する、あるいは、実務上の知見を拡充する機会となる研究会や研修への参加を積極的に促し、平成17年度のべ18名(実務家教員6名、研究者教員12名、平成18年度3名(実務家1名、研究者2名)、平成19年度11名(実務家6名、研究者5名)の派遣を行った。【解釈指針5-1-2-1】

○別添資料 5 1 2 0 1

FD研修等派遣状況一覧

また、学内FDとして、実務家による講演会(学生の参加も認めている。)を開催して、研究者教員の実務上の知見の補完に努めてきた。とりわけ平成19年度には、法と心理に関する一連の講演会を開催し、弁護士のみならず、臨床心理士、医師といった実務家、および専門研究者を講師として招き、研修を実施した。【解釈指針5-1-2-1】

表 5 1 2 1

○平成19年度東北大学法科大学院FD記録(学内)		
日付	開催内容	開催場所
平成19年 12月12日 (水)	「精神疾患の基礎知識」講演会 講師：林みづ穂(仙台市精神保健福祉総合センター・医師)	法科大学院第4 講義室
平成19年 12月25日 (火)	「神経症性障害—PTSDと解離(多重人格など)」 講演会 講師：二木文明(東北文化学園大学医療福祉学部・教授)	法科大学院第4 講義室
平成20年 1月18日 (金)	「ストレス・マネジメントの方法」講演会 講師：小林愛((財)宮城県精神障害者救護会国見台病院・臨床心理士)	法科大学院第4 講義室
平成20年 2月22日 (金)	「民事訴訟と心理学—法心理学を学ぶにあたって」研究会 菅原郁夫(名古屋大学大学院法学研究科・教授)	法科大学院第4 講義室
平成20年 2月27日	「DV被害者の心理と法」ワークショップ 村松敦子(半澤・村松法律事務所・弁護士)	法科大学院第4 講義室

(金)	門間久美子 (つばさ法律事務所・弁護士)	
平成20年 3月3日 (月)	「モラル・ハラスメント」ワークショップ 橋本智子 (あおば法律事務所 (大阪)・弁護士) 熊谷早智子 (モラハラ・サイト管理運営者) 橋本俊和 (あおば法律事務所 (大阪)・弁護士)	法科大学院第4 講義室
(出典：事務資料)		

このほか、本法科大学院の属する東北大学大学院法学研究科は、毎年1回、東北法学会学術大会という形で実務家の講演会を主催し、本法科大学院専任および兼任教員に、実務家の知見を修得する機会を設けるとともに、地元の法曹三者から法科大学院教育の教育内容に対する提言、要望等を聴取すべく、意見交換を行っている。【解釈指針5-1-2-1】

○別添資料51202  
東北法学会大会講演題目一覧  
(出典：内部資料)

なお、本法科大学院では、基幹科目(実務民事法、実務刑事法、実務公法)においては、研究者教員と実務家教員が共同して授業を行うこととなっているが、それは、当該授業科目を行うにあたり、事前に研究者教員と実務家教員との間で綿密な打合せを行うことにより、実務家教員の有する実務上の知見を研究者に伝達し、かつ、研究者教員の有する理論教育上の経験に基づく知見を実務家教員に伝達することを目的の1つとしているためである。

○別添資料2  
平成20年度法科大学院学生便覧P48  
平成20年度東北大学法科大学院開講科目一覧 基幹科目担当教員参照

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### (1) 優れた点

①教育内容等の改善措置に関する優れた点として、まず、FD 研修のために予算を確保し、FD 委員会の統括の下、適当と認められるシンポジウムに継続的に教員を派遣して、その教育技量の涵養や有益な知見の補完に努めてきたことを挙げることができる。

さらに、法科大学院の授業科目において、複数の教員が同時に教室に在席し、授業を進める中で生じた疑問や問題に、異なる視点からの指摘や解答を、適時に与えることができる授業科目が、基幹科目や3年次学生向けの必修科目の中にも含まれていることも優れた点といえるであろう。

②とりわけ、実務家教員1名及び研究者教員 3 名が共同して担当する、基幹科目の実務刑事法(通年8単位)では、研究者教員が担当する回には実務家教員が、また、実務家教員の担当する回には研究者教員のいずれかが出席して、理論と実務の架橋を実践するとともに、授業前後の打ち合わせや意見交換を通じて、授業内容を調整するとともに、学生に対する発問や応答への対処、議論すべき項目ごとの時間配分などについて、同席した教員からの指摘を踏まえて、その後の授業に反映するサイクルを定着させている。さらに、同科目では、教員は、授業後、学生から提出された質問票に目を通し、できるだけ早い段階で疑問を解消するとともに、その要望を取り入れることに心掛けている。これらの努力は、従来のオムニバス講義に見られた弊を避けるにとどまらず、授業相互の有機的な関連を維持するもので、日常的なFDの実践例として特筆に値する。

### (2) 改善を要する点

上記②の試みは、担当教員の負担が著しく重くなるため、他の科目においてもそのまま導入することは容易ではないことも事実であり、現に導入されていない。

そこで、今後は、教育内容等の改善のために設置されたFD委員会が、上記の試みを含め、法科大学院開設以来蓄積された経験を整理・分析し、他の科目や教員に、そのエッセンスを伝える作業を進めることが重要である。これまでのところ、そのための活動が十分とは言えず、改善の余地が残されている。

この点、FD委員会も、すでに、教員による授業参観制度を創設し、回収したアンケート結果等を、授業を担当した教員に伝えるとともに、運営委員会において報告するなどの活動を行ってきているものの、具体的な改善措置の提案にまでは至っていない。また、授業参観制度を設けているものの、実際に制度を利用して授業改善に努めている教員数は限られたままにとどまる。委員の増員等を含むFD委員会の体制整備を進めるとともに、専門職大学院助教の活用や評価委員会との連携によって、継続的に教育内容等の改善に関する情報を吸収し、より積極的に改善のための措置を実施していくことが今後の重要課題だと思われる。

## 第6章 入学者選抜等

### 1 基準ごとの分析

#### 6-1 入学者受入

##### 基準6-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

（基準6-1-1に係る状況）

本法科大学院は、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を責任を持って行うために、運営委員会の下に入試委員会を設置し、同委員会委員長の下で月一回程度委員会を開催して、入試の理念やあり方から具体的な実施の方法に至るまで、適宜検討を加えている。すべての入試委員会における検討結果は、直近の法科大学院運営委員会において報告されている。【解釈指針6-1-1-1】

○別添資料61101

平成19年度第1回～第8回入試委員会議事録

（出典：入試委員会委員長作成議事録）

また、入学志願者に対して、本法科大学院の理念及び教育目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法、並びに基準9-3-2に関わる事項を、学生募集要項及びウェブサイトなどによって、事前に周知するように努めている。本法科大学院の入試制度の基本的な考え方と具体的な仕組みとをなるべく広い範囲の人々に理解していただけるように、学内入試説明会のほかに、学外入試説明会及びオープン・キャンパスを行っている。平成19年度においては、学内入試説明会は5月15日に、学外入試説明会は5月13日にそれぞれ開催し（参加人数は、それぞれ31名、25名）、カリキュラムの概要と入試制度を説明した。学外入試説明会においては、実務家教員による講演も行った。また、オープン・キャンパスは、10月14日に開催した。そこでの入試制度の説明に関するものとしては、法科大学院案内、入試・カリキュラム・新司法試験の説明、実務家教員・研究者教員・在学院生による個別相談及び懇談を挙げるができる。くわえて平成19年度は、東京においてもミニ・オープンキャンパスを行い（平成20年3月8日、会場は、東京八重洲ホール 201 会議室）、法科大学院案内、入試・カリキュラム・新司法試験の説明、質疑応答等において、入試制度の基本的な考え方と具体的な仕組みを説明している。これらの説明会等の情報については、ウェブサイトで広報するほか、大阪以北の主要国立私立大学（40校）や司法試験予備校（4校）等にポスターを送付するなどして、周知に努めた。【解釈指針6-1-1-2】

○学外入試説明会プログラム

平成 20（2008）年度東北大学法科大学院  
学外入試説明会（第 1 回）

2007 年 5 月 13 日（日）9:30

アエル 28 階 エル・ソーラ仙台 大研修室

プログラム

1. 開会の挨拶

坂田 宏（東北大学法科大学院院長）

2. 講演「法曹を目指す人々へー東北大学法科大学院からのメッセージ」

石井彦壽（東北大学法科大学院副院長・元仙台高等裁判所部総括判事）

3. 東北大学法科大学院の概要

坂田 宏（東北大学法科大学院院長）

4. 2008 年度東北大学法科大学院の入試について

小粥太郎（東北大学法科大学院教授）

5. 閉会の挨拶

坂田 宏（東北大学法科大学院院長）

（出典：平成 19 年 5 月 13 日開催学外入試説明会配布資料）

○別添資料 6 1 1 0 2

平成 20 年度（2008 年度）東北大学法科大学院学外入学試験説明会（第 1 回）資料

**基準6-1-2**

入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

(基準6-1-2に係る状況)

本法科大学院のアドミッション・ポリシーは、「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、国際的視野を持つ者で、将来の司法の担い手としての法曹(裁判官・検察官・弁護士)に必要とされる法的思考に対する適性と、正義と公正についての基本的な考え方を有する者を学生として受け入れる」というものである。このようなポリシーに基づいた入学者選抜が行われるように、志願理由書(各種証明書等の書類の添付を認める)及び大学(学部)の成績証明書についての書類審査、適性試験、小論文試験(未修者コースのみ)、法学専門科目試験(既修者コースのみ)、面接試験を課して、多面的かつ総合的に志願者の適性を判定している。

具体的な選考方法は、入試実施内部方針のとおりであり、上記のアドミッション・ポリシーに基づいて実施されている。

○別添資料5

平成20年度東北大学法科大学院学生募集要項 P 1

○別添資料43102

平成20年度入試実施内部方針

(出典：法科大学院運営委員会配布資料)

**基準6-1-3**

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

(基準6-1-3に係る状況)

本法科大学院では、入学者選抜において、東北大学法学部に在学し、または卒業した者について、優先枠を設ける等の特段の優遇措置は講じていない。

東北大学法学部出身者のみならず他大学出身者の受験を積極的に促進するために、平成20年度入試では、第二次選考に関して仙台会場とは別に東京会場を設置(会場:東京海洋大学〔東京都港区〕)して、東京で受験をすることが可能となるように措置をとった。仙台会場での受験者が、法学未修者75名、法学既修者87名、計162名であったのに対して、東京会場での受験者は、法学未修者153名、法学既修者241名、計394名であり、受験者数は東京会場が上回る結果となった。平成20年度の入学者における東北大学法学部出身者の割合は、約27%であり、現在のところ、本法科大学院では、入学者に占める自校出身者の割合が著しく高いとはいえない。

○別添資料61301

平成20年度入学試験結果概要

(出典:法科大学院運営委員会配布資料、東北大学法科大学院ウェブサイト)

○別紙2(別紙様式2) 学生数の状況

また、入試実施内部方針から明らかなように、自校出身者であるかどうかにかかわらずの客観的な筆記試験(適性試験・小論文試験・法学専門科目試験)が、配点の大きな部分を占めている(未修者について計約71%、既修者について計約86%)。小論文試験と法学専門科目試験に関する作題者及び採点者は、入試委員会委員以外は、知りえない体制をとっている。また、それらの試験の採点に際しては、マスキングを行うこととしている。なお、面接の実施体制は、面接担当者2名を1組とし、9~10組で同時並行して面接試験を行うこととしている。受験者は抽選により9~10組に割り振られることとなる。面接担当者には、受験者の氏名と受験番号以外の情報は与えられない。このように、面接担当者による評価の恣意性、作為可能性を極力排除する体制を整えているので、自校出身者が優遇される可能性は極めて乏しい。【解釈指針6-1-3-1】

○別添資料43102

平成20年度入試実施内部方針

(出典:平成19年度法科大学院運営委員会配布資料)

なお、入学者への寄付等の募集は、行っていない。【解釈指針6-1-3-2】

**基準6-1-4**

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準6-1-4に係る状況)

入学者選抜にあたっては、法科大学院における履修の前提として要求される判断力・思考力・分析力・表現力等が、適確かつ客観的に評価するために、適性試験を導入している。適性試験については、学内の追跡調査の結果を踏まえて、適性試験と入学後の成績に相当の相関関係が確認されたので、平成18年度入試から、全体の配点における適性試験のウェートをかなり高めることとした(未修者コース 25.0%→42.9%, 既修者コース 13.3%→21.4%)。本法科大学院では、適性試験は、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等を適確かつ客観的に評価することのできる試験であると考えている。

さらに、適性試験のほかに、書類審査(志願理由書, 大学(学部)の成績証明書及び添付書類の審査), 小論文試験(法学未修者コースのみ), 法学専門科目試験(法学既修者コースのみ), 面接試験を行っている。

書類審査では、受験生の経歴や志願理由を精査し、大学(学部)の成績証明書及び自由に添付することを許している客観的な証明書を参照することによって、入学者の適性及び能力を評価している。なお、予備評価において「改善を要する点」として指摘を受けた点については、次のように改善を行った。

評価基準6-1-4に関して、予備評価において改善を要する点として、次の指摘を受けた。「入学者選抜において、法学未修者・法学既修者に共通して、旧司法試験短答式試験ないしは論文試験の合格を書類審査の加点事由としており、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適正及び能力等が適格かつ客観的に評価されるよう改善する必要がある。(評価基準を満たしていない基準6-1-4)」

この指摘を受け、平成20年度募集要項において、法学未修者の選考において、添付された各種資格証明書のうち、もっぱら法学の専門的知識習得の有無を示すものは、審査の対象としない旨、明記した。またこれに従い、入試実施にかかる内規である、平成20年度法科大学院入試書類審査の手引きにおいて、法学未修者の審査においては、法学の専門的な知識の習得を示す書類については考慮の対象とせず、法律専門職の資格についても法律的知識の有無・修得を保証するものとしては評価しない旨、明記し、くわえて、大学成績における法律科目の成績が特に優れていることをもって加点事由とはしない旨も、明記した。

## ○別添資料5

平成20年度東北大学法科大学院学生募集要項P2

## ○別添資料61401

平成20年度法科大学院入試書類審査の手引きP2, P5

(出典：書類審査委員配付資料)

小論文試験では、「思考力、表現力を問うために、『現代社会に生じる諸問題』について論述させる形式の出題をする。採点に際しては、志願者の大学における専門分野、社会経験等によって有利・不利が生じないように、留意する」ことを内部方針に明記し、法学未修者コースにおいては、法学系学部以外の志願者に不利が生じないように配慮しつつ、判断力・思考力・分析力・表現力を、適確かつ客観的に評価している。法学既修者コースにおいては、法学専門科目試験を

通じて、志願者の判断力・思考力・分析力・表現力を適確かつ客観的に評価することができるので、小論文入試は課していない。

面接試験では、将来実務法曹として活躍するために必須の「公正さ」「客観性」「柔軟性」「人の話を聞く力」「口頭の表現力」を測定する試験を実施している。

○別添資料43102

平成20年度入試実施内部方針 P4

(出典：法科大学院運営委員会配布資料)

○別添資料43101

2008年度東北大学法科大学院入学試験問題及び出題趣旨

(出典：東北大学法科大学院ウェブサイト)

なお、法学専門科目試験における科目間格差を生じさせないために、平均点、基準点および得点分布の目安を定め、各科目の採点委員に周知している。

○別添資料61402

法学専門科目の採点のあり方について

(出典：平成19年度法学専門科目試験採点委員配布資料)

本法科大学院は、「優れた法曹」を養成することを設置目的としており、「優れた法曹」とは、「判断力・思考力・分析力・表現力」がバランスよく卓越しているものであると考えているので、上記のように、極めて多面的な能力を測定しうる成績資料を総合して合否を判断することを通じて、入学者を適切に選抜できるように努めている。【解釈指針6-1-4-1】

○別添資料43102

平成20年度入試実施内部方針

(出典：法科大学院運営委員会配布資料)

**基準6-1-5**

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準6-1-5に係る状況)

本法科大学院では、大学等の在学者について、入学者選抜において、学業成績のほか、多様な経歴や学識及び課外活動等の実績が適切に評価されるように、所定の基準を設けて書類審査(志願理由書及び添付書類の審査)を行っている。書類審査に関しては、複数の教員が審査作業に従事するため、責任者による審査教員に対する講習会を行うとともに、実際の複数の書類をもとに模範採点を行い、明確な基準の下に採点作業ができるようにしている。採点者は、採点の際、①書類審査の平均点が一定の点数の幅に収まること、②審査の結果が、合否の結果に対して影響を与えることができるように努力すること等に留意することとされている。

より具体的には、TOEFL や TOEIC など各種公的語学試験における優れた成績、国際的な経験があり、それが人格的成長と結びついていることが窺われる場合、大学における受賞歴、優れたクラブ活動、社会人における本業以外の活動で優れた成果がある場合、社会における公益活動歴がある場合、社会的身体的困難を克服して現在に至っていることが窺われる場合等に加点事由に該当するものとしている。【解釈指針6-1-5-1】

## ○別添資料61401

## 平成20年度法科大学院入試書類審査の手引き

(出典：書類審査委員配付資料)

また、同様に、社会人等についても、入学者選抜において、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価するために、所定の基準を設けて書類審査(添付書類を含む。)を行っている。

具体的には、一般に、社会的に取得の容易ではないと考えられている資格等を保持しており、それが将来の展望と有機的に関連している場合、修士号・博士号の取得者、公務員、会社員等の社会経験・実務経験(原則として、2年以上)を持ち、それが法科大学院の志望と有機的に関連している場合、国際的な経験があり、それが人格的成長と結びついていることが窺われる場合、社会人における本業以外の活動で優れた成果がある場合、社会における公益活動歴がある場合等に加点事由に該当するものとしている。【解釈指針6-1-5-2】

## ○別添資料61401

## 平成20年度法科大学院入試書類審査の手引き

(出典：書類審査委員配付資料)

以上のように、多様な実務経験や社会経験を有する者が、適切な仕方で書類審査において高く評価されるよう努力しており、実際にも、入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を履修した者、または実務等の経験を有する者の割合が3割以上となっている。なお、本法科大学院においては、実務等の経験を有する者を、入学時において大学卒業後2年以上(主として昼間に授業が行われる教育課程で学んだ機関を除く。なお、ここに予備校等における受講は含まれないので、予備校生は、社会的実務経験を有する者とされる。)の社会的実務経験を有する者と定義している。【解釈指針6-1-5-3】

○入学者の状況

表 6 1 5 1

区 分	平成 20 年度	平成 19 年度	平成 18 年度	平成 17 年度
入 学 定 員	100	100	100	100
入 学 者 数	103(20)	112 (20)	97 (25)	98 (17)
うち、法学未修者	49(13)	45 ( 9)	42 (11)	47 ( 8)
うち、法学既修者	54( 7)	67 (11)	55 (14)	51 ( 9)
うち、他学部出身者 または社会人経験者	52( 8)	47 ( 7)	49 ( 6)	35 ( 6)
うち、他大学出身者	72(13)	69 (11)	61 (14)	54 ( 9)
入学定員に占める 入学者数の率	1.03	1.12	0.97	0.98
入学者数に占める他学部 出身者または社会人経験 者の率	0.50	0.41	0.50	0.35
入学者数に占める 他大学出身者の率	0.70	0.61	0.62	0.55

○別添資料 6 1 3 0 1

平成 2 0 年度入学試験結果概要

(出典：法科大学院運営委員会配布資料，東北大学法科大学院ウェブサイト)

○別添資料 6 1 4 0 1

平成 2 0 年度法科大学院入試書類審査の手引き

(出典：書類審査委員配付資料)

○別紙 2 (別紙様式 2) 学生数の状況

平成 20 年度までに、入学者のうち法学未修者又は社会人経験者が 2 割に満たないことはなかったもので、現時点で具体的措置を講ずる必要はない。【解釈指針 6-1-5-4】

## 6-2 収容定員と在籍者数

**基準6-2-1**

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

(基準6-2-1に係る状況)

本法科大学院の在籍者数は265名であり(このうち原級留置者12名, 休学者1名), 収容定員(300名=入学定員100名×3)を上回る状態とはなっていない。【解釈指針6-2-1-1】

**○別紙2(別紙様式2) 学生数の状況**

本法科大学院では、現在のところ、在籍者数が収容定員を上回っておらず、今後そのような状態が生じ、しかも、それが恒常的なものとなることは考えがたいが、万が一に備え、様々な観点から、そのような事態が生じることのないように配慮し、努力している。すなわち、入学者選抜における適正人数の選抜が図られるよう、入試委員会において、入試に関する諸問題について頻繁に検討を行っている(基準6-1-1参照)だけでなく、原級留置者が増大することによる収容定員超過の事態が生じないようにするために、本法科大学院生に対する履修指導等を徹底し(第2章から第3章参照)、また、各教員が的確な成績評価を行い、適正に修了認定が行われるように努め(第4章参照)、さらに、学生の学習意欲を高め、教員と学生の相互にとって有益な授業が行われることを可能にするために授業評価アンケート等を活用して教育内容等の改善を図っている(第5章参照)のである。

このような努力にもかかわらず、在籍者数が収容定員を上回るようになった場合について、そのような状態を解消するための専門的な委員会等を、制度的に設けることはしていないが、仮に、そのような状態が生じた場合には、法科大学院長を中心に、対応委員会を設置することを検討する予定である。

平成20年度まで、在籍者数が収容定員を上回ったことがないので、現時点で具体的措置を講ずる必要はない。【解釈指針6-2-1-2】

**基準 6-2-2**

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

(基準6-2-2に係る状況)

本法科大学院では、所定の入学定員と実際の入学者受入数が乖離しないように、当初の合格者数を適切に限定したのち、入学手続完了者数と照らし合わせて最小限度の追加合格者を出す措置を講じている。

具体的には、入試委員会は、入学手続終了後、入学手続を完了した者の数が100名の入学定員を満たさない場合には、「法科大学院入学試験における追加合格決定方法について」において規定された手順にしたがい、追加合格者を決定することとしている。

平成20年度入試においては、113名の合格者(未修者53名、既修者60名)を決定し、手続者が105名(未修者50名、既修者55名)であったため、追加合格は行っていない。

○別添資料 6 1 3 0 1

平成20年度入学試験結果概要

(出典：法科大学院運営委員会配布資料、東北大学法科大学院ウェブサイト)

○別添資料 6 2 2 0 1

平成20年度法科大学院入学試験における追加合格決定方法について

(出典：法科大学院運営委員会配付資料)

○別添資料 6 2 2 0 2

追加合格者への電話連絡例

(出典：法科大学院運営委員会配付資料)

現在のところ、在籍者数は収容定員を上回っていないため、入学定員の見直しが入試委員会における議題となったことはないが、大幅な収容定員超過状態が生じた場合には、入学定員の増加を検討する必要があるだろうし、また、同一クラス内の学生の学習到達度に著しい差異が生じてしまったような場合には、入学定員の削減を検討する必要があるだろう。このような状況への対応については、入試委員会で適宜検討することとなっている。【解釈指針6-2-2-1】

○別紙 2 (別紙様式 2) 学生数の状況

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### (1) 優れた点

本法科大学院の入学者選抜制度の優れた点は、＜一発試験＞の批判があたらないように、志願者を種々様々な角度から評価して、その適性を、多面的・総合的に判定していることである。具体的にいえば、平成20年度入試については、未修者コース志願者に対しては、①志願理由書、②各種客観的証明書、③法科大学院適性試験成績、④小論文試験、⑤面接を課し、また、既修者コース志願者に対しては、①志願理由書、②各種客観的証明書、③法科大学院適性試験成績、④法学専門科目試験(公法・民法・刑法・商法・民事訴訟法・刑事訴訟法の6科目)、⑤面接を課している。このような多様な成績資料を用いて合否の判定を行うことを通じて、法科大学院教育における適性のある者の選抜、入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を履修した者、または実務等の経験を有する者を相当程度選抜することを可能にしている。

次に、様々に変化する入試情勢に臨機応変に対処するため、入試委員会が月1回程度の割合で、頻繁に開催され、その検討結果が法科大学院運営委員会において報告されることにより、本法科大学院所属の教員各自が入試問題に関する問題状況を共有することができるよう制度的枠組みが設けられていることも特長として挙げることができる。

予備評価において指摘を受けた「改善を要する点」については、上述のとおり適切に対応した(基準6-1-4参照)。

### (2) 改善を要する点

改善すべき点としては、現在までのところ、入試における成績と入学者の入学後の成績および司法試験の結果の相関関係に関する追跡調査が不十分であること、したがって、そのような追跡調査をもとにした、各試験における配点や採点のあり方についての客観的な見直し作業を今後十分に行っていかなければならない。

## 第7章 学生の支援体制

### 1 基準ごとの分析

#### 7-1 学習支援

##### 基準7-1-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

(基準7-1-1に係る状況)

本法科大学院では、学生が法科大学院課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げることができるよう、4月の早い段階で、入学者(第1年次生及び第2年次生)及び第3年次生に対して、年次ごとの総合履修指導(オリエンテーション)を実施することとしている。さらに、4月初旬には、総合履修指導を補足するものとして個別の希望者に対する履修相談の機会を設け、授業科目の選択等、適切な履修ができるよう、指導を行っている。【解釈指針7-1-1-1】

表7111

#### ○総合履修指導及び履修相談の実施について

##### 【総合履修指導】

下記により新年度の総合履修指導を実施します。全学生が必ず出席してください。  
なお、各学年に原級留置となった方も必ず出席してください。

日時:平成20年4月3日(木)13:00~16:00

場所:

- L1: 第1講義室(担当: 嵩准教授)
- L2: 金研講堂(担当: 久保野准教授)
- L3: 魯迅階段教室(担当: 佐藤准教授)

1. 教務関係について
2. 学生支援(アドヴァイザー・学生相談)について

##### 【希望者に対する履修相談】

希望者に対する個別履修相談を下記のとおり実施しますので、希望する学生は出席して下さい。

日時:平成20年4月4日(金)13:00~15:00(予定)

場所:第1講義室(担当:石井教授、坂田教授、佐藤准教授)

(出典:TKC教育研究支援システム掲示文)

#### ○総合履修指導配付資料一覧

1. 東北大学法科大学院履修案内
2. 履修案内指導メモ
3. エクスターンシップについて
4. 2008年度オフィス・アワー制度
5. 座席表
6. 学生自習室の割り振りについて
7. 学生自習室の使用について
8. 学生自習室割当表
9. 東北大学片平地区配置図  
(出典:総合履修指導配付資料)

#### ○別添資料71101

##### 履修相談受付表

(出典:事務資料)

法学の未修者に対しては、合格発表後入学にいたるまでの間に、基本七法に関して読んでおくことが望ましい本を文書で示している。

○別添資料 7 1 1 0 2  
 東北大学法科大学院に進学する法学未修者の皆さんへ  
 (出典：東北大学法科大学院ウェブサイト)

総合履修指導において、法学未修者に対して、第1年次に配当される法律基本科目の学習が適切に行われるように、自宅での学習の方法について特に指導を行っている(なお、平成20年度においては、「勉強に当たっては、基本書を読み、各科目の基本的事項(用語の正確な定義、当該法分野を規律する基本原理、制度の趣旨等)を理解することが、肝要である。」という注意を与えた)。【解釈指針7-1-1-2】

○別添資料 1 1 2 0 2  
 平成20年度総合履修指導配布資料 P4 【L1生に対して】  
 【L1生に対して】参照  
 (出典：平成20年4月3日総合履修指導配布資料)

法学既修者として入学した者については、第2年次生への入学時のオリエンテーションの中で、理論的な実務教育にかかわる基幹科目を中心に履修をしていくこととなる点を具体的に説明した。

【解釈指針7-1-1-3】

○別添資料 1 1 2 0 2  
 平成20年度総合履修指導配布資料 P4 【L2生・L3生に対して】  
 【L2生・L3生に対して】  
 (出典：平成20年4月3日総合履修指導配布資料)

第2年次生及び第3年次生に対しては、それぞれ、①実務法律科目のうち、とくに重要な法曹倫理及び民事要件事実基礎科目につき説明し、また、実務家教員あるいは実務家の非常勤講師が担当する実務基礎科目の履修を奨励し、②新司法試験選択科目対応科目だけで展開・先端科目を埋めないように注意し、③基礎法・隣接科目及び展開・先端科目のうち、非常勤講師の担当する科目についてとくに説明を行ったが、このほかの科目の重要性が低いわけではないことも付言した。

総合履修指導においては、本法科大学院ではいかなる教育課程が編成されているかを、各年次ごとに、また、各授業科目ごとに個別的に説明をし、本法科大学院における教育課程の編成の意義・目的を学生に理解させ、それぞれの学生が適切に履修計画を立てることができるよう、きめ細かな指導を実施している。【解釈指針7-1-1-4】

○別添資料 1 1 2 0 2  
 平成20年度総合履修指導配布資料 P4・5 【L2生・L3生に対して】  
 (出典：平成20年4月3日総合履修指導配布資料)

○別添資料 7 1 1 0 1  
 履修相談受付表(平成20年度)  
 (出典：事務資料)

**基準 7-1-2**

各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

(基準7-1-2に係る状況)

本法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図るため、オフィス・アワー制度を設けている。オフィス・アワー制度については、学生がそれを有効に活用することができるように、各教員のオフィス・アワーの日時または面談の予約の方法等、当該制度の詳細に関する掲示を出し、学生に対し、周知徹底を図っている。【解釈指針7-1-2-1】

○別添資料 7 1 2 0 1  
オフィス・アワー説明文書

(出典：平成20年4月3日総合履修指導配布資料)

本法科大学院では、オフィス・アワーをはじめとする学習相談等を有効に機能させるため、1号棟3階にオフィス・アワー用の面談室を設けている。また、場合に応じて、空いている演習室等も積極的に活用して、適切な時期に時間を気にすることなく十分な相談等が行えるよう、配慮している。なお、TKC 教育研究支援システムを活用した学生の学習相談にも応じている。

○別添資料 2  
平成20年度法科大学院学生便覧 P 9 0  
3 F の「作業室」が面談室となっている。

延べの利用者等については、別添資料のとおりである。【解釈指針7-1-2-2】

○別添資料 7 1 2 0 2  
オフィス・アワー制度利用状況 (2007年度)

**基準7-1-3**

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

(基準7-1-3に係る状況)

法科大学院では、平成18年度に7人、平成19年度に3人のティーチング・アシスタントを教育補助者として採用し、主として第1年次生の基礎学力の獲得の支援を行わせると同時に、第2年次生・第3年次生の学習に関する相談に応じさせるなどの教育補助に従事させた。ティーチング・アシスタントに採用された者は、東北大学大学院法学研究科の大学院生(博士後期課程の学生)である。

並びに、各専門分野の助教を配することにより、学生の個別的な学習相談に対応している。各分野の法学博士号ないし法学修士号を取得した全6名の助教による個別の教育支援は、教育課程の成果を具体的に実現するうえで、講義・演習で不可避免的に生ずる学習の間隙を埋める重要な役割を果たしている。

**○別添資料71301****平成19年度法科大学院教育補助者一覧**

平成19年度法科大学院担当TA一覧参照

7-2 生活支援等

基準7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

(基準7-2-1に係る状況)

本法科大学院では、年度初めに、専門職大学院係において、日本学生支援機構による奨学金への応募の紹介を行い、学生が奨学金制度を利用できるように努めている。また、随時募集依頼があるその他奨学金についても広く周知して応募を呼びかけている。日本学生支援機構による奨学金については、平成19年度現在、本法科大学院在学中の学生計267名のうち、計145名が奨学金の貸与を受け、平成19年度においてはのべ96名が授業料免除の認定を受けている。また、平成19年度からは、JR東日本からの寄付金の一部を活用し、法科大学院生を対象とする「JR東日本奨学生」制度を開始した。「JR東日本奨学生」制度では、成績優秀者計10名に対し、1人あたり20万円の奨学金を給付している。【解釈指針7-2-1-1】

表7211

○日本学生支援機構奨学金等採用状況

2007年度  
奨学金(日本学生支援機構)

	申請数			新規採用数			奨学生数		
	予約	定期	緊急採用	第一種	第二種	併用	第一種	第二種	併用
1年次	25	10	0	13	18	3	14	17	3
2年次	31	5	0	13	20	2	27	39	7
3年次	0	4	0	1	3	2	36	38	16
計	56	19	0	27	41	7	77	94	26

奨学金(その他)

- ・JR東日本奨学金 1年次3名 2年次7名 計10名
- ・三菱信託山室記念奨学財団奨学金 申請数1名 奨学生数1名

○授業料免除制度利用状況

年度	出願者	全額免除	半額免除	不許可
平成18年前期	48	9	9	30
平成18年後期	43	4	19	20
平成19年前期	64	26	19	19
平成19年後期	63	33	18	12
平成20年前期	70			

(出典：事務資料)

学生の健康相談の窓口として、東北大学片平キャンパス保健室(内科のみ)、及び、川内キャンパス保健管理センター(内科・外科・歯科)を利用することができるほか、予約の上、専門医による健康相談(精神科・歯科)を受けることができる。これらの施設の利用方法については、入学時に行われるオリエンテーションにおいて説明を行っている。平成19年度からは、「専門職大学院等教育推進プログラム」に採択された「心理学的法曹実務教育プログラムの構築」の一環として、心理療法士による学生心理相談室を月2回開き、心理学的ケアを学生に提供している。

○別添資料72101  
 学生心理相談室について  
 (出典：TKC)

基準7-1-2で述べたオフィス・アワー制度は、学習相談のみならず、修学や学生生活一般に関する相談・助言のためにも広く利用することが予定されているほか、学生担当教員が随時相談に応じている。なお、本法科大学院では、退学・休学の申出があった場合、必ず学生担当教員による面談が実施されることになっている。

## 表7212

## ○休学願い出に関する説明文

- ① 一度に願い出ができる休学期間は、3か月以上1年以内です。  
 ただし、病気、留学等の特別の事情がある場合は、願い出により継続して休学することができます。
- ② 休学願には、保護者等の連署が必要です。
- ③ 理由欄には「一身上の都合」などとは記入せず、具体的に記入してください。  
 病気の場合には医師作成の診断書(病名等の秘密は厳守します。)、留学の場合は受け入れ先の留学許可書の写し、経済的事情の場合はその事情が分かる資料(保護者等からの添書も可)などの書類を添付してください。なお、理由が外部へ漏れることはありません。
- ④ 休学願は、修学上やむを得ない事情であると認められる場合に受理されます。審査の結果によっては許可されないことがあります。
- ⑤ 休学願の提出に当たっては(学部1, 2年生はクラス顧問, 学部3, 4年生は学生委員, 大学院生は指導教官又はアドバイザー)の認印を必要としますので、認印を得てから事務室へ提出してください。  
 なお、休学許可書は、教授会等で承認された後に送付します。
- ⑥ 休学期間は、授業計画及び授業料の関係で、原則として月単位(月の初日から末日まで)となります。  
 また、休学期間の初日は、休学願の受理日以前とすることはできません。  
 4月1日から休学を希望する場合は、3月4日(火)、10月1日から休学を希望する場合は9月2日(火)までに休学の手続きを事務室で行ってください。休学期間については、事前に事務室に相談してください。
- ⑦ 休学期間内に、その理由がなくなったときは「復学願」を提出し、復学することができます。  
 なお、病気で休学している場合は、回復した旨の診断書を添付してください。  
 休学期間が満了し復学する場合は、休学期間が満了する以前に「復学届」を提出してください。
- ⑧ 休学期間中の授業料については、「東北大学学生の授業料の免除並びに徴収猶予及び月割分納の取扱いに関する規程」に基づき、免除される場合がありますので、早めに事務室で相談してください。
- ⑨ 休学期間が引き続き3か月以上の場合は、在学年数に算入されません。  
 休学は、通算して標準修業年限と同年数を超えることはできません。

(出典：平成19年4月事務資料)

各種ハラスメントの相談については、川内キャンパス保健管理センター2階に全学学生相談窓口が設けられており、女性を含む専門の相談員が応じている。また、法学研究科にも相談窓口が設けられている。【解釈指針7-2-1-2】

○別添資料72102  
 国立大学法人東北大学におけるハラスメントの防止等に関する規程

### 7-3 障害のある学生に対する支援

#### 基準 7-3-1

身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

(基準7-3-1に係る状況)

本法科大学院の入学試験は、書面審査である第一次選考の後に行われる、第二次選考(論述)・第三次選考(口述)では、身体に障害のある者に対して、等しく受験の機会を確保するため、該当受験者の障害の種類や程度に応じ、特別の受験室を準備したり、教員・職員を特に配置することができるよう、体制を整えている。平成20年度入試においては、該当する受験者がいなかったが、受験会場としての教室を確保するとともに、予備の監督教員を配置した。【解釈指針7-3-1-1】

#### ○別添資料 7 3 1 0 1

##### 平成20年度東北大学法科大学院第2次選考試験監督者等配置表

(出典：入試監督者用配布資料)

身体に障害のある学生の修学のために、1号棟の入口に車いす用のスロープを設置して、教室への移動に伴う負担軽減を図っている。平成20年度現在、移動に際して恒常的に特別の支援を要する学生は在籍していない。もっとも、本法科大学院として、教室棟の2・3階にある教室、教員研究室、専門職大学院係に行くためのエレベータが設置されていないため、該当する学生が入学した場合には、1号棟の北側に位置する多元物質科学研究所と交渉を行い、同研究所内のエレベータ利用について承諾を得ている。また、学生自習室の座席指定に当たっても必要な配慮を行っている。【解釈指針7-3-1-2】

#### ○別添資料 7 3 1 0 2

##### 片平1号棟平面図

(出典：事務資料)

平成17年度までに法科大学院に在籍していた弱視の学生に対しては、その座席を黒板の文字の見やすい教室前方に定めるとともに、各種配布物及び定期試験の問題用紙等については拡大コピーを用意するなどして、修学上の支援を行い、相当な配慮に努めた。平成20年度現在は、身体に障害のある学生は在籍していないが、身体に障害のある学生を支援する体制として、法科大学院長・副院長からなる正・副院長会議により対処することを予定している。

#### 【解釈指針7-3-1-3】

また、平成19年度に東北大学片平キャンパスマスタープランが策定され、専門職大学院等の整備方針が示された。このマスタープランにおいては、身体に障害の有る学生に対する、施設及び設備の充実が一層はかられている。

#### ○別添資料 7 3 1 0 3

##### 井上プラン2007

(出典：東北大学ウェブサイト)

## 7-4 職業支援（キャリア支援）

### 基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準7-4-1に係る状況）

学生支援の一環として、学生がそれぞれの目指す進路の選択ができるように、基準7-1-2で述べたオフィス・アワー制度において、教員が相談に応じ、助言を行っている。学生は、特定の教員に対して、進路相談を内容とするオフィス・アワーの申込みを行うことができ、その窓口である専門職大学院助教室から連絡を受けて、教員が応じている。

また、平成19年度より、法科大学院運営委員会のもとに就職担当（平成20年度より就職委員会）を設け、平成19年9月26日に就職説明会を開催し、仙台弁護士会の協力の下に、卒業生・在校生の就職支援を行った。【解釈指針7-4-1-1】

#### ○別添資料74101

##### 平成20年度法科大学院諸委員会等構成・分担

（出典：平成20年4月16日法科大学院運営委員会資料）

#### ○別添資料74102

##### 平成19年度就職支援説明会概要

（出典：東北大学法科大学院ウェブサイト）

##### 連続講演会開催のお知らせ

（出展：平成20年3月21日法科大学院運営委員会資料）

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### (1) 優れた点

優れた点としては、まず、新入生一般のオリエンテーションの後、それぞれの年次に分かれて総合履修指導が行われていることである。ここでは、履修登録の方法ばかりでなく、本法科大学院履修案内に規定する教務に関する重要事項を取り上げてきめ細かく説明を行うよう努めている。とくに第2年次生については、必修科目 28 単位を除いた8単位の選択につき、指針となりうる有用な情報を提供している。第3年次生については、実務基礎科目、基礎法・隣接科目及び展開・先端科目について、適切な履修ができるよう情報を提供している。

その後の複数日にわたる履修相談も、この総合履修指導を補足するものとして好評である。主として第2年次生が多いが、これは豊富なメニューの中で選択の幅が8単位(4科目)に限定されているからである。平成 17 年度はカリキュラム等委員長がこれに当たったが、平成 18 年度より複数の教員により履修相談がもたれるようになった。

また、オフィス・アワー制度も学生により積極的に活用されており、学生と教員との個別的なコミュニケーションの場としても授業科目の履修に意欲的に取り組むことに寄与している。

さらに、ティーチング・アシスタントも平成 20 年度現在3人が採用されており、主として第1年次生の学修支援のために有効に用いられている。

### (2) 改善を要する点

まず、ティーチング・アシスタントの採用人数の絶対的不足が挙げられる。上記のように、ティーチング・アシスタント制度は、第1年次生の学修支援に有効に活用されているが、第2年次生や第3年次生のニーズに対応するためには、絶対数が不足している感は否めない。これに対応して助教による個別的学習指導を導入しているが、依然として学生のニーズに充分対応できていない面もあり、今後、拡充を検討する必要がある。

次に、障害のある学生に対する設備面での支援の不十分さが挙げられる。本法科大学院の建物は戦前に建設されたものを改修したものであり、建設当時の時代認識等が反映されているために、必ずしも障害のある者にとって使いやすいものとはいえない。また、財政上の理由から、新たに身体に障害のある学生のための設備を設けることも困難であった。しかし、この点については、平成 19 年度に策定された東北大学片平キャンパスマスタープランの中に専門職大学院等の整備が含まれているので、今後、大幅に改善される見通しがついている。

卒業後の学生の学習・就職支援の体制につき、いまだ始まったばかりで、必ずしも充分でない面もあり、発足した就職委員会による支援の経験の上で、一層の充実をはからなければならない。

また、現在のところ、本法科大学院においては、平成 19 年度に発足した「JR 東日本奨学生」制度を除いて、奨学基金の設定や卒業生等の募金による基金の設定の計画が立てられていない。法科大学院学生の関心の1つが、経済的な問題にあることに鑑みれば、この点については、一層の対応が必要なものと考えられる。

## 第8章 教員組織

### 1 基準ごとの分析

#### 8-1 教員の資格と評価

##### 基準8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

本法科大学院の全教員の配置は、添付資料のとおりである。

##### ○別添資料

##### 別紙2(別紙様式3)教員一覧

教員分類別内訳参照

基準日現在の教員の分類別内訳を抜き出してみると、次表のように、専任教員24名(みなし専任教員3名を含む)、兼任教員10名、兼任教員(外部非常勤講師)22名である。

表8111

##### ○教員分類内訳

	教授	准教授	講師	計	法曹実務経験者
専任教員	9	8	0	17	0
専任ではあるが他専攻の専任教員	0	0	0	0	0
実務家・専任教員	4	0	0	4	3
実務家・みなし専任教員	3	0	0	3	3
兼任教員(他専攻の教員)	3	7	0	10	
兼任教員(他大学等の教員等)	0	1	21	22*	

\*派遣裁判官1名、その他法曹実務経験者5名を含む。

(出典：事務資料)

教員の配置を総合してみると、科目群間のバランス、年齢構成、授業科目と個別の教員の専門・経歴との対応関係のいずれにおいても、均衡のとれたものであり、教育上必要な教員が置かれているといえる。また、教員の採用・昇任に際しても、教育上の指導能力を一定程度評価する方向に移りつつある。

とりわけ、実務家教員については、他の法科大学院に比較しても、充実していると自負するところが大きく、専任教員7名(派遣裁判官1名、派遣検察官1名を含む)に加え、兼任教員においても多数の法曹実務経験者(派遣裁判官1名、派遣検察官1名を含む)を擁している。裁判官経験者の専任教員には前高裁部総括判事を迎え、弁護士である専任教員も実務経験約13年から27年という経験豊

かな弁護士であるなど、実務家の層は厚いといえる。

専任教員を教育上または研究上補助するために、図書館司書の資格を有する助手、東北大学大学院法学研究科博士後期課程や修士課程を終えた助教など、必要な人員を配置している。いわゆる研究専念期間制度の導入については、詰めるべき検討事項も少なくないが、法学研究科として検討を開始することが承認されている。

法学研究科では、2年に1度、『東北大学法学研究科・法学部 研究・教育の概要』と題する自己評価報告書を刊行しており、この中で、全専任教員について、対象期間における専任教員の教育上・研究上の業績や公的活動・社会貢献活動に関する情報が記載・公表されている。

○別添資料7

東北大学法学研究科・法学部 研究・教育の概要

また、東北大学では、「東北大学情報データベースシステム」にもとづき、全学の研究内容や研究者情報を広く社会に紹介する「東北大学研究者紹介」というシステムが稼働しており、検索サイトは一般に公開されている。

表 8 1 1 2

○東北大学研究者紹介ウェブサイト



(出典：東北大学ウェブサイト)

このシステムでは、研究内容にもとづいて分類したクラスター検索、所属部局にもとづいて分類した所属検索、名前検索、著書等のタイトルで分類した著書論文等検索、任意の語句で絞り込みを行うキーワード検索が可能であり、教員名で名前検索を行えば、当該教員の氏名・所属・職名・学位・研究クラスター・研究キーワード・専門分野・所属学会・主要著書・主要論文・学外活動等が表示される仕組みになっている。また、法学研究科の教員紹介のページから教員名をクリックすれば、上記システムの検索結果が表示されるようにリンクが張られており、各教員の情報が見やすいかたちで一般に公開されている。

表 8 1 1 3

○東北大学法学研究科ウェブサイト教員紹介ページ例

東北大学法科大学院

TOP 概要 カリキュラム キャンパスライフ 入試情報 Q&A メールマガジン リンク 所在地 アクセス 法学部 法学研究科 専門職大学院等 教育推進プログラム

TOP > 教員紹介

**教員紹介**

法学研究科長	<b>稲葉 馨</b> 行政法、実務公法
法科大学院長	<b>坂田 宏</b> 民事訴訟法、実務民事法、リーガル・クリニック、エクスターンシップ、民事執行・保全法

	<b>石井彦壽 【実務家(裁判官)】</b> 実務民事法、法曹倫理、民事・行政裁判演習、民法発展演習、民事特別法
	<b>植木俊哉</b> 国際法発展、国際法発展演習
	<b>大内 孝</b> 西洋法曹史
	<b>岡本 勝</b> 実務刑事法
	<b>榊島博志</b> リーガル・リサーチ、実務法理学I、実務法理学II、外国法文献研究II
	<b>官澤里美 【実務家(弁護士)】</b> 法曹倫理、リーガル・クリニック、エクスターンシップ
	<b>菊池静香 【実務家(派遣検察官 教員)】</b> 実務刑事法、法曹倫理、刑事裁判演習、刑事事実認定論、模擬裁判、刑事実務演習II

(出典：東北大学法学研究科ウェブサイト)

東北大学情報データベースシステムでは、各教職員が登録することができる項目として、社会活動(報道、学外の社会活動、学会活動及び外部機関における活動)、行政機関・企業・NPO等参加、ベンチャー企業設立、オープン・キャンパス、研究所公開等)も含まれており、研究上の業績等にとどまらない研究者情報の公開制度が確立している。兼任教員に関しては、上記東北大学情報データベースシステムを利用できないため、法科大学院のホームページ上で、職歴、担当科目および主要業績を公開している。そのなかには本務地のより詳細な情報源にリンクされているものもあり、兼任教員についても情報の開示のための基盤整備を行っている。【解釈指針8-1-1-1】

基準 8-1-2

基準 8-1-1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8-1-2 に係る状況)

本法科大学院の全教員の配置は、添付資料が示すとおりである。

○別添資料

別紙 2 (別紙様式 3) 教員一覧

なお、専門職大学院設置基準附則 2 項及び解釈指針 8-1-2-4 が許容するところであるが、平成 20 年度より、専任教員 26 名のうち 2 名について、法科大学院(総合法制専攻)と研究大学院(法政理論研究専攻)の専任教員の兼任を廃止し、また、平成 16 年度の設置当初より、法科大学院の専任教員と専門職大学院である公共政策大学院(公共法政策専攻)の専任教員を兼ねている者はいない。

【解釈指針 8-1-2-3】【解釈指針 8-1-2-4】

法学研究科では、2 年に 1 度、『東北大学法学研究科・法学部 研究・教育の概要』と題する自己評価報告書を刊行しており、この中で、全専任教員について、対象期間における専任教員の教育上・研究上の業績や公的活動・社会貢献活動に関する情報が記載・公表されている。

○別添資料 7

東北大学法学研究科・法学部 研究・教育の概要 第 8 号 2007 年

また、東北大学では、「東北大学情報データベースシステム」にもとづき、全学の研究内容や研究者情報を広く社会に紹介する「東北大学研究者紹介」というシステムが稼働しており、検索サイトは一般に公開されている。

○東北大学研究者紹介ウェブサイト

基準 8-1-1 表 8 1 1 2 参照

このシステムでは、研究内容にもとづいて分類したクラスター検索、所属部局にもとづいて分類した所属検索、名前検索、著書等のタイトルで分類した著書論文等検索、任意の語句で絞り込みを行うキーワード検索が可能であり、教員名で名前検索をすれば、当該教員の氏名・所属・職名・学位・研究クラスター・研究キーワード・専門分野・所属学会・主要著書・主要論文・学外活動等が表示される仕組みになっている。また、法学研究科の教員紹介のページから教員名をクリックすれば、上記システムの検索結果が表示されるようにリンクが張られており、各教員の情報が見やすいかたちで一般に公開されている。

○東北大学法学研究科ウェブサイト教員紹介ページ例

基準 8-1-1 表 8 1 1 3 参照

東北大学情報データベースシステムでは、各教職員が登録することができる項目として、社会活動(報道、学外の社会活動、学会活動及び外部機関における活動、行政機関・企業・NPO 等参加、ベンチャー企業設立、オープン・キャンパス、研究所公開等)も含まれており【解釈指針 8-1-2-2】、研究上の業績等にとどまらない研究者情報の公開制度が確立している。【解釈指針 8-1-2-1】また、兼任教員については、本法科大学院の HP 上で教育・研究・実務上の基本情報を公開している。

以上のような教員の配置及び教員の研究教育上の業績、実務経験等に関するデータに鑑みると、本法科大学院では、基準 8-1-2 の(1)から(3)号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれているといえる。

基準 8-1-3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準8-1-3に係る状況)

本法科大学院の専任教員の候補者を選考しようとするときは、運営委員会の議を経て、院長が総合運営調整教授会で発議し、同教授会において選考委員会を設けて選考させることとされているが(東北大学大学院法学研究科法科大学院運営委員会内規 14 条, 東北大学大学院法学研究科総合運営調整教授会内規 16 条), 教員の選考過程において、選考委員会は、当該教員候補者につき、研究上の能力だけでなく、教育上の指導能力等をも評価している。なお、平成 18 年 2 月 8 日開催の法学研究科運営会議では、教育能力を含めた選考基準の明文化について検討を開始することが承認された。

表 8 1 3 1

○東北大学法学研究科運営会議議題一覧(平成 18 年 2 月 8 日)

1. 助手の採用について
2. 法学研究科に対する部局評価ヒアリング(2月1日実施)と必要な対応事項について
3. 研究環境の確保のための「研究専念期間」の制度化(明文化)について
4. 教員選考基準の明文化について
5. 総合運営調整教授会内規の再検討について
6. 法学研究科研究棟 3 階の院生研究室の利用形態について
7. その他

(出典:東北大学法学研究科運営会議議事録)

○東北大学大学院法学研究科法科大学院運営委員会内規(抜粋)

第 4 章 教授、准教授及び専任講師候補者の選考

(選考の発議)

第 1 4 条 専攻の教授、准教授又は専任講師の候補者を選考しようとするときは、運営委員会の議を経て、院長が総合運営調整教授会において発議するものとする。

○東北大学大学院法学研究科総合運営調整教授会内(抜粋)

第 6 章 教授、准教授及び専任講師候補者の選考

(選考委員会)

第 16 条 各専攻の教授、准教授又は専任講師の候補者を選考しようとするときは、当該専攻の専攻長の発議に基づき、教授会は選考委員会を設けて選考させる。

2 選考委員会は、研究科長、当該専攻の専攻長及び教授会において選挙する教授又は准教授 3 人以上の選考委員をもって構成する。ただし、選考委員の半数以上は教授でなければならない。

3 前項により選挙される選考委員は、教授会の構成員である教授又は准教授でなければならない。ただし、専攻長の申し出に基づき、当該専攻の運営委員会の構成員である教授又は准教授の中から選挙するものとするができる。

4 第 2 項の選挙には第 11 条第 2 項の規定を準用する。ただし、有効投票の最多数を得た者が選挙すべき選考委員の数を超えるときは、教授と准教授との間において

は教授を当選者とし、教授相互又は准教授相互の間においては教授又は准教授の任命の日付の最も先である者を当選者とする。

- 5 選考委員会の存続期間は、設置の日から1年とする。
- 6 選考委員会の存続期間の中途において研究科長の異動があったときは、前研究科長はその存続期間の残任期間に限り選考委員として追加選出されたものとみなす。
- 7 前項の規定は、選考委員会の存続期間の中途において選考委員である専攻長の異動があった場合に準用する。

(報告)

第17条 選考委員会は、選考が終ったときは、その結果を教授会に報告しなければならない。

- 2 選考委員会は、設置の日から半年を経過しても選考が終らないときは、選考の経過を教授会に報告しなければならない。

(議決)

第18条 前条第1項の選考の結果の報告があったときは、教授会は次回以後の会議においてその可否を議決する。

- 2 前項の議決は、構成員の3分の2以上が出席した教授会において、出席者の3分の2以上の同意によって成立する。

第18条の2 本章前条までの規定にかかわらず、任期の定めのある教員候補者の選考を行う場合の手続については、別途これを定めるものとする。

これをうけて、平成19年6月20日、法科大学院運営委員会において「東北大学法科大学院における教員の資格に関する申合せ」を策定し、第2章において、専任教員の資格を、担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者とし、研究者教員は原則として法科大学院において2年以上の教育経験年数を有する者、実務家教員は5年以上の実務経験を有する者を有資格者と定めた。兼任教員については、研究者教員につき大学等における1年以上の教育経験を有する者を有資格者とし、実務家教員については、5年以上の実務経験を有する者を有資格者とした。また、兼任教員については、専任教員と同一の基準を採っている。

○別添資料 8 1 3 0 1

東北大学法科大学院における教員の資格に関する申し合わせ

(出展:平成19年6月20日 法科大学院運営委員会資料)

上記のように、これまで、法科大学院の専任教員候補者の選考は、総合運営調整教授会において選考委員会を設けて選考することとされていたが、任期の定めのある専任教員候補者の選考については、法科大学院運営委員会の下に選考委員会を設けて選考することになった。特に実務家教員の選考について、法科大学院の独立性を強化するとともに、法科大学院教育の趣旨にふさわしい教育能力等を適切に評価するためである。

表 8 1 3 2

○東北大学大学院法学研究科における任期の定めのある専任教員候補者の選考手続に関する申合せ（平成18年5月17日総合運営調整教授会承認）

- 第1条 東北大学大学院法学研究科総合運営調整教授会内規第18条の2の規定に基づく専任教員候補者（以下、本申合せでは教員候補者という）の選考は、本申合せに定める手続に従って行う。
- 第2条 教員候補者を選考しようとするときは、当該教員候補者が所属予定の専攻の専攻長が、研究科長と協議した後、当該専攻の運営委員会の下に選考委員会を設けて教員候補者の選考を行うことを総合運営調整教授会に提案するものとする。
- 第3条 前条の規定する提案があったときは、総合運営調整教授会は、これを審議し、その可否を議決する。
- 2 前項の議決は、構成員の3分の2以上が出席した総合運営調整教授会において、出席者の3分の2以上の同意によって成立する。
- 第4条 前条の規定に基づいて可決の議決がされたときは、当該教員候補者の所属予定の専攻の運営委員会は、その下に選考委員会を設置して教員候補者の選考を行わせ、その選考結果の可否を議決する。
- 2 研究科長及び当該専攻の専攻長は、前項に定める選考委員会の委員に加わるものとする。
- 第5条 教員候補者に関する選考委員会が教員候補者を選考し、当該専攻の運営委員会がこれを議決したときは、当該専攻の専攻長は、その結果を総合運営調整教授会に報告し、承認を得るものとする。
- 第6条 本申合せに従って任用する専任教員の任期（再任の場合を含む）は3年以内とする。
- 第7条 本申合せに定める教員候補者の選考手続に関する細則は、各専攻の運営委員会がこれを定める。
- （出典：総合運営調整教授会配布資料）

表 8 1 3 3

○東北大学大学院法学研究科法科大学院における任期の定めのある専任教員候補者の選考手続に関する申合せ（平成19年6月20日法科大学院運営委員会承認）

- （目的）
- 第1条 この申合せは、東北大学大学院法学研究科における任期の定めのある専任教員候補者の選考手続に関する申合せ（平成18年5月17日総合運営調整教授会承認。以下「申合せ」という。）にもとづき法科大学院において選考を行う際の手続の細則その他必要な事項を定めることを目的とする。
- （選考手続開始の提案）
- 第2条 法科大学院長（以下「院長」という。）が申合せ第2条による提案をしようとするときは、法科大学院運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経るものとする。
- （選考委員会）
- 第3条 申合せ第4条第1項により設置される選考委員会は、研究科長、院長及び運営委員会において選挙する教授又は助教授3人以上の選考委員をもって構成する。
- 2 前項により選挙される選考委員は、運営委員会の構成員である教授又は助教授でなければならない。
- 3 任期の定めのある専任教員は、その退任にともなう後任者を選考する選考委員になることができない。
- 4 第1項の選挙は、構成員の3分の2以上が出席した運営委員会において出席者の無記名投票によって行い、次の各号に掲げる者を当選者とする。
- 一 任期の定めのない者のうち最多数を得た者1名
- 二 任期の定めのある者のうち最多数を得た者1名
- 三 一号および二号に掲げる者を除き最多数を得た者1名（一号及び二号に掲げる者がいずれも教授でないときは、一号及び二号に掲げる者を除き最多数を得た教授1名）
- 四 選挙すべき選考委員の数が3人を超えるときは、一号から三号までに掲げる者を除き最多数を得た者
- 5 前項各号の当選者を決定する場合において、有効投票の最多数を得た者が選挙すべき選考委員の数を超えるときは、教授と助教授との間においては教授を当選者とし、教授相互又は助教授相互の間においては教授又は助教授の任命の日付の最も先である者、任命の日付が同じ者の間においては年長の者を当選者とする。
- 6 選考委員会の存続期間は、設置の日から1年とする。
- 7 選考委員会の存続期間の途中において研究科長の異動があったときは、前研究科長はその存続期間の残任期間に限り選考委員として追加選出されたものとみなす。
- 8 前項の規定は、選考委員会の存続期間の途中において院長の異動があった場合に準用する。
- （報告）
- 第4条 選考委員会は、選考が終わったときは、その結果を運営委員会に報告しなければならない。
- （議決）
- 第5条 前条の選考の結果の報告があったときは、運営委員会はその可否を議決する。
- 2 前項の議決は、構成員の3分の2以上が出席した運営委員会において、出席者の3分の2以上の同意によって成立する。

（出典：平成19年6月 法科大学院運営委員会配布資料）

兼任教員の採用については、法学研究科の専任教員の選考として、総合運営調整教授会において、選考委員会を設けて選考させ、選考委員会報告を審議・議決する。

明文の規程は置いていないが、法科大学院の法律基本科目については、原則として教育歴ないし実務歴5年以上の専任教員だけが担当することとし、兼任教員には担当させない扱いとしている。また、その他の科目についても、法学研究科に新規に採用されたばかりの教員には法科大学院の授業を担当させず、学部ないし研究大学院の授業を経験してから兼任教員とすることになっている。法学研究科専任教員が兼任教員として法科大学院の授業を担当する基準については、「東北大学法科大学院における教員の資格に関する申合せ」第3章に明文の規定を置いている。また、兼任教員(非常勤講師)の委嘱については、毎年度、関連教員からの申請を取りまとめて、カリキュラム等委員会においてその必要性や妥当性を審議・検討した上で、法科大学院運営委員会で審議事項として承認する扱いとしている。兼任教員の本法科大学院の授業を担当する基準については、「東北大学法科大学院における教員の資格に関する申し合わせ」第4章に明文の規定を置いている。

○ 別添資料 8 1 3 0 1

東北大学法科大学院における教員の資格に関する申合せ

(出展:平成19年6月20日 法科大学院運営委員会資料)

8-2 専任教員の配置と構成

基準 8-2-1

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準8-2-1に係る状況）

(1) 教員分類別内訳（別紙様式3）が示すとおり、基準日現在の本法科大学院の専任教員数は、24名（みなし専任教員3名を含む）である。

本法科大学院における専任教員数は、基準8-2-1にしたがえば、以下の①及び②の要件を充足しなければならない。

① [平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数5名×1.5倍の数(小数点以下切り捨て)=7名]+[同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数5名]=12名であるから、12名以上であること。

② 同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員20名に4分の3を乗じて算出される収容定員の数(小数点以下切り捨て)=15名につき1人の専任教員が置かれていること。すなわち、東北大学法科大学院の収容定員は100名であるから、 $(100 \times 3) \div 15 = 20$ より、20名以上であること。

本法科大学院の専任教員数は24名であるから、①及び②をともに充足している。

専任教員24名のうちで公共政策大学院その他の専門職学位課程について専任教員として取り扱われている者はいない。【解釈指針8-2-1-1】また、専任教員24名のうち、教授16名、准教授8名であり、教授が約7割を占めている。【解釈指針8-2-1-2】

(2) 科目別専任教員数一覧（別紙様式4）から、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）の専任教員数を抜粋してみれば、以下に示すとおりであり、法律基本科目については、いずれも専任教員（研究者教員1名以上+実務家教員）が配置されており、それぞれの科目を適切に指導できる体制が組まれている。【解釈指針8-2-1-3】

表 8 2 1 1

○法律基本科目専任教員数

	憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法
教授	1	1	3*	1	1	2*	1*
准教授	1	0	1	1	1	1	1

\*民法、刑法および刑事訴訟法のうち各1名は実務家教員を含む。

本法科大学院の入学定員は100人であるが、上の表に示すとおり、法律基本科目7科目のうち5科目（憲法・民法・商法・刑法・刑事訴訟法）において複数の専任教員を置いている。また、公法系3名、刑事法系4名、民法に関する分野4名、商法に関する分野2名、民事訴訟法に関する分野2名の専

任教員を置いており、入学定員に比して十分かつ充実した専任教員を置いている。

このように、本法科大学院においては、基準8-2-1において定める数を超えて専任教員を配置し、特に法律基本科目については、公法系・民事法系・刑事法系のいずれについても3名以上の専任教員を擁しており、徹底した少人数教育を実施する上でより望ましい教員配置にしている。【解釈指針8-2-1-5】

## 基準 8-2-2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

(基準8-2-2に係る状況)

## (1) 基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の教員配置

科目別の専任教員数は、添付資料(科目別専任教員数一覧(別紙様式4))のとおりであるが、法律基本科目も含め科目群ごとの専任教員数を示す。

表 8 2 2 1

## ○科目群ごと専任教員数

	法律基本 科目	法律実務 基礎科目	基礎法学・ 隣接科目	展開・ 先端科目	合計
教授	10	9	2	11	32
准教授	6	0	3	3	12
合計	16	9	5	14	44

(出典：事務資料)

このように、本法科大学院においては、本自己評価書の冒頭に掲げた法科大学院教育の理念や目的に応じ、基礎法・隣接科目に7名、展開・先端科目に14名の専任教員を配置しており、特に第3年次の学生に向けて多様かつ充実した展開・先端科目を開講できるように配慮している。【解釈指針8-2-2-1】

## (2) 専任教員の年齢構成

専任教員24名の年齢構成を30歳代、40歳代、50歳代、60歳代に分けて整理してみると、下の表のようになる。各世代に散らばり、世代的にもバランスの取れた教員配置ができています。研究者教員については、教育・研究ともに最も働き盛りであるともいえる30歳代～40歳代の人材がやや多く、実務家教員については、40歳代以降の経験豊かな人材を迎えるよう努めており、専任教員の年齢構成は、偏りがなく、むしろ理想的ともいえるバランスになっている。【解釈指針8-2-2-2】

表 8 2 2 2

## ○専任教員の年齢構成

	30代	40代	50代	60代	合計
専任教員(研究者)	7	6	3	1	17
専任教員(実務家)	1	2	2	2	7

(出典：事務資料)

### 8-3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

#### 基準 8-3-1

基準 8-2-1 に規定する専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8-3-1 に係る状況)

#### (1) 実務家教員の实務経験と実務能力

本法科大学院の専任教員 24 名のうち 7 名がいわゆる実務家教員であり(みなし専任教員 3 名を含む)、これら 7 名の実務経験と経験年数を略記すれば以下のとおりである(詳細は、実務教員略歴参照)。最も短い者でも 11 年以上の法曹実務または行政実務の経験を有し(7 名のうち 6 名が法曹としての実務経験を有する)、経歴を一瞥するだけでも高度の実務能力を有する者であることは明らかであろう。

教授 石井彦壽 元裁判官(仙台高裁判事部総括) 実務経験年数 36.1 年

教授 菊池静香 派遣検察官(仙台高検検事) 実務経験年数 13.1 年

教授 藤田紀子 弁護士 実務経験年数 37.1 年

教授 平塚政宏 元特許庁審査官 実務経験年数 16.0 年

教授 谷村武則 派遣裁判官(仙台高裁判事)(みなし専任) 実務経験年数 11.1 年

教授 官澤里美 弁護士(みなし専任) 実務経験年数 22.1 年

教授 佐藤裕一 弁護士(みなし専任) 実務経験年数 23.1 年

#### ○別添資料 8 3 1 0 1

#### 実務家教員略歴 (出典：事務資料)

谷村武則教授、官澤里美教授、佐藤裕一教授は、いわゆるみなし専任教員に該当する。3 名はそれぞれ年間に 6.1 単位、8.3 単位、9.3 単位の授業を担当し、かつ、法科大学院運営委員会(基準 9-1-1 に関する説明参照)の構成員として、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担っており、いずれもみなし専任教員の要件(平成 15 年文部科学省告示第 53 号 2 条 2 項)を充たしている。【解釈指針 8-3-1-2】

なお、平成 18 年 4 月より知的財産法担当教員として特許庁審判官を迎えており、平成 18 年度中に専任教員として資格審査を申請し、認められた。

#### (2) 実務家教員の担当科目

これら 7 名の実務家教員は、実務基礎科目を中心に、その実務経験に関連の認められる授業科目を担当している。担当授業科目を教員一覧(別紙様式 3)から抜き出して記載すれば、以下のとおりである。

教授 石井彦壽(実務民事法、法曹倫理、民事・行政裁判演習、民事特別法、民事法発展演習)

教授 菊池静香(実務刑事法、法曹倫理、刑事裁判演習、刑事事実認定論、模擬裁判、刑事実務演習Ⅱ)

教授 藤田紀子(民事・行政裁判演習、リーガル・クリニック、エクスターンシップ、消費者家族と法、民事法発展演習)

教授 平塚政宏(知的財産法Ⅰ、知的財産法発展)

教授 谷村武則(法曹倫理、民事要件事実基礎、民事法発展演習)

教授 官澤里美(法曹倫理、リーガル・クリニック、エクスターンシップ)

教授 佐藤裕一(実務民事法、ローヤリング、エクスターンシップ、民事法発展演習)【解釈指針 8-3-1-1】

基準 8-3-2

基準 8-3-1 に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準8-3-2に係る状況)

以下に挙げるように、本法科大学院の実務家教員7名のうち6名は、法曹としての実務の経験を有する者である。

教授 石井彦壽 元裁判官(仙台高裁判事部総括) 実務経験年数 36.1 年

教授 菊池静香 派遣検察官(仙台高検検事) 実務経験年数 13.1 年

教授 藤田紀子 弁護士 実務経験年数 37.1 年

教授 平塚政宏 元特許庁審査官 実務経験年数 16.0 年

教授 谷村武則 派遣裁判官(仙台高裁判事)(みなし専任) 実務経験年数 11.1 年

教授 官澤里美 弁護士(みなし専任) 実務経験年数 22.1 年

教授 佐藤裕一 弁護士(みなし専任) 実務経験年数 23.1 年教授

○別添資料

別紙 2 (別紙様式 3) 教員一覧

## 8-4 専任教員の担当授業科目の比率

### 基準8-4-1

各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

(基準8-4-1に係る状況)

本法科大学院では、法律基本科目(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法)に属する科目について、第1年次に第1年次科目7科目(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法)計30単位、第2年次に基幹科目3科目(実務公法、実務民事法、実務刑事法)計28単位を必修科目として課しているが、これらの科目の授業については、民法の1人を除き、すべて専任教員(研究者教員及び実務家教員)が担当している。

また、実務基礎科目のうち、法曹倫理(2単位・必修科目)については、裁判官・検察官・弁護士の実務経験を有する実務家教員が共同で担当しているほか、民事・行政裁判演習(3単位・必修科目)及び刑事裁判演習(3単位・必修科目)についても、非常勤教員の協力を仰ぎつつ、実務家専任教員が共同担当者として加わり、責任をもって実施する体制を組んでいる。民事・行政裁判演習の三輪佳久講師は弁護士教員であるが、設置審により民事・行政裁判演習の行政裁判部分(1単位相当)の担当教員として合格している。また、平成19年度の刑事裁判演習では、派遣検察官である専任教員の菊池静香教授を中心に、派遣裁判官である小池健治講師、弁護士教員の翠川洋一講師・伊藤恒幸講師を加えて授業内容の充実を図った。

これらの科目における非常勤教員の協力を考慮に入れても、必修科目のおよそ9割が専任教員によって担当されている。

基礎法・隣接科目(2単位×10科目のうちから4単位以上選択必修)についても、全科目のうちおよそ7割については専任教員が担当している。

逆に、兼任教員(法学研究科の他専攻に属する教員)や兼任教員(他大学に属する教員や学外の実務家教員)が担当する科目の大半は、実務基礎科目の一部(たとえば、エクスターンシップ等は科目の性質上、学外の弁護士に非常勤講師を委嘱して学生の受入れを依頼しているクラスも多い。)や展開・先端科目(これも科目の性質上、専任教員だけでは担当しきれない分野・領域の科目が少なくない。)に限られている。

法科大学院で開講されている授業科目について、主要な授業科目と主要でない授業科目に分類することは必ずしも適当ではないとも思われるが、「優れた法曹」の養成を目指し、研究者教員と実務家教員とがお互いの特性を生かし合いながら、体系的な法理論教育及び法曹実務教育を実施するという本法科大学院の教育目的から、ここでは、法律基本科目(1年次科目と基幹科目)及び実務基礎科目を主要な授業科目として、授業科目数及び専任教員の割合を計算する。

平成18年度・19年度における授業科目数及び専任教員の割合は以下のとおりであり(教員数は述べ人数)、専任教員の割合は、以下のとおりであり(教員数は延べ人数)、専任教員の割合は、法律基本科目では90%以上、実務基礎科目を含めても80%前後に達している。

表 8 4 1 1

平成19年度				平成20年度			
区 分	科目数	専任教員	担当教員	区 分	科目数	専任教員	担当教員
1年次科目	9	10	11	1年次科目	9	9	11
基 幹 科 目	6	26	26	基 幹 科 目	6	24	26
実務基礎科目	22	39	53	実務基礎科目	22	38	53
計	37	75	90	計	34	71	90
専任教員の割合		83.33%		専任教員の割合		78.89%	

以上のように、本法科大学院では、法律基本科目のほとんどすべてを専任教員が担当し、実務基礎科目のうち必修であるものの全部または一部を実務家専任教員が担当するなど、教育上主要と認められる科目については、専任教員が担当している。【解釈指針8-4-1-1】

○別添資料  
別紙2（別紙様式3）教員一覧

## 8-5 教員の教育研究環境

### 基準 8-5-1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準8-5-1に係る状況)

専任教員 24 名の年間授業負担(他専攻, 他研究科及び学部等の授業負担を含む)を別紙様式3の記載に従い単位数によって整理してみると, 以下のようになる。

12 単位以下 6名(みなし専任教員 3名を含む)(最少 6.1単位)

12 単位超 16 単位以下 6名

16 単位超 20 単位以下 3名

20 単位超 24 単位以下 4名

24 単位超 28 単位以下 5名(最多27.7単位)

(在外研究につき担当授業なし1名を含む。)

専任教員のうち半数以上の教員の年間授業負担は 16 単位以下であり, 適正な範囲に抑えられている。しかし, 最多で27.7単位を負担している教員がおり, 20 単位を超える教員が9名を数えていることは, 率直に反省したい。このように一部教員の授業負担が重くなっている原因は, ①共同担当の授業科目について, 教員間の緊密な連携を図るために, 1回の授業に複数の教員が同時に参加している場合があること, ②1つの専門分野に1人の教員しかおらず, 法科大学院・法学部・研究大学院等の関連授業科目の負担がその1人に集中する場合があること, ③授業負担に比べて専任教員の数がやや少ない分野があること(特に刑事法系)などによるものであると考えられる。

今後, 共同担当である授業科目について教員間の緊密な連携を損なわないようにしつつ教員の負担を軽減するよう工夫したり, 専任教員を補充したりすることによって(刑事法系専任教員の補充については, 平成 20 年4月1日より本法学研究科法政理論研究専攻(研究大学院)に専任教員を迎え, 法学部・研究大学院の講義・演習を担当することとなり, 法科大学院専任教員の講義負担の軽減を図った。), 専任教員の年間授業負担が多くても 20 単位以下となるよう検討をすすめているところである。【解釈指針8-5-1-1】

基準 8-5-2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準8-5-2に係る状況)

研究専念期間の制度は、大学全体ないし法学研究科全体における制度設計とも関連しており、基準日現在、本法科大学院では未だ設けられていない。しかし、徹底した少人数教育を実践する法科大学院の開設後、教員の教育負担が格段に重くなったこと等に鑑みると、法学研究科の研究水準を維持・向上させていくためにも、研究専念期間を何らかの形で制度化する必要性は大きい。そこで、平成18年2月8日開催の法学研究科運営会議(研究科長+副研究科長2名+法科大学院長+公共政策大学院長+評議員+法政実務教育研究センター長+事務長により構成される会議)において議題として取り上げ、研究環境確保のための「研究専念期間」の制度化に向けて、検討を開始することが承認された。

○東北大学法学研究科運営会議議題一覧(平成18年2月8日)

基準 8-1-3 表 8131 参照

東北大学では、平成18年3月14日付理事(人事担当)裁定により「サバティカル制度を実施するためのガイドライン」が定められ(添付資料参照)、各部局において、このガイドラインを基本に、部局の事情に応じた実施細目を定め運用することが可能となった。

## ○サバティカル制度を実施するためのガイドライン

このガイドラインは、サバティカル制度の実施に関する指針を示すものです。各部局においては、このガイドラインを基本に、部局の事情に応じた実施細目を定め運用してください。

## 1. サバティカル制度

## (1) 定義

サバティカル制度とは、下記に定める資格を有する教員に対し、その職務の一部を一定期間免除し、自らの計画に基づき研究に専念させる制度です。

## (2) 目的

サバティカル制度の目的は、①教員の専門分野に関する能力の向上を図ること、②それにより本学の研究・教育の推進に資することです。

## (3) 資格

サバティカル制度を利用することができる者は、本学の教員として、原則6年間継続して勤務した者としします。

なお、2回目以降については、直前のサバティカル期間終了の日の翌日から勤務期間を起算することになります。

## (4) 期間等

サバティカル期間は、原則として6月以上1年以内の引き続く期間としします。また、サバティカル期間の始期は、原則として4月又は10月としします。

## 2. 利用の手続き

教員は、サバティカル制度を利用しようとする場合には、部局長に申請し、その承認を得なければなりません。

なお、この申請、審査及び承認の手続きについては、部局において定めることとなります。

## 3. 就業上の手続き

サバティカル制度を利用する教員は、サバティカル期間中の研究に従事する態様に応じて、出張、研修、休職、兼業その他必要な就業上の手続きをとることとなります。なお、通常どおり大学に出勤して研究に専念する場合もあります。

## 4. 研究成果等の報告

サバティカル制度を利用した教員は、サバティカル期間終了後、その研究内容及び研究成果に関し、部局長に報告しなければなりません。

## 5. 運用等

サバティカル制度の実施に関しその他必要な事項については、このガイドラインを基本に、部局が定めることとなります。例えば、下記のこと等が考えられます。

①申請募集の時期・方法

②申請書様式

③研究計画の適正審査の手続き

④承認基準(件数制限、当該専攻等の推薦(承諾)の有無等)

⑤報告の時期・方法

⑥報告書等の様式

## 6. その他

このガイドラインは平成18年4月1日から実施します。

なお、運用の状況等により、必要が生じた場合にはその都度適切な見直し、改訂を行なうものとします。

(出典:人事担当理事裁定文書)

研究専念期間の制度を実施するにあたっては、研究専念期間を与える対象者や要件の策定、研究専念期間に入った教員に代わる教員の手配(ことに授業を担当しうる教員が1人しかいない専門領域をどう扱えばよいか。)など、詰めるべき検討事項は少なくないが、今後、法学研究科の他専攻との調整・協議も必要であるが、制度の導入に向けて検討を進めている。

現時点では、平成20年5月21日の法学研究科総合運営調整教授会において、サバティカル制度の導入について審議されたが、具体的実施方法については継続審議中である。

○資料：総合運営調整教授会議題 平成20年5月21日(抜粋)

審議事項

1. 各種委員の推薦について
2. 平成20(2008)年度寄付金の支出予算(案)について
3. 平成19(2007)年度図書費の決算について
4. サバティカル制度の導入について
5. その他
  - 1) 教員の外国出張について

基準 8-5-3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準8-5-3に係る状況)

本法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、本法科大学院が置かれている片平地区には、法政実務図書室に助手が2名、専門職大学院助教室に助教が5名、院長室付助手として1名がそれぞれ配置されている。

法政実務図書室の助手には、主として教育上の職務を補助するため、図書館司書の資格と豊かな経験を有する者が配置されている。専門職大学院助教室の助教は、教材・資料の作成や授業準備など教育上及び研究上の職務を補助しているが、高度専門的な職務をも果たせるよう、4名は東北大学大学院法学研究科博士後期課程を修了した者が、1名は東北大学大学院法学研究科修士課程を修了した者が配置されている。院長室付助手は、教育上、とりわけ院長・副院長の職務を補助する者であり、東北大学大学院国際文化研究科博士前期課程を修了した者である。

○別添資料 7 1 3 0 1

平成 1 9 年度法科大学院教育補助者一覧

教育補助職員一覧参照

また、研究者教員のほとんどは川内地区に研究室を有しているが、川内地区には研究補助室に助教1名および助手2名が配置されており、これらの助教や助手もその職務の一部ではあるが法科大学院関係の補助業務に関与している。

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### (1) 優れた点

本法科大学院では、教員組織について、各個別教員の教育・研究能力の高さ、必修科目等に配置された専任教員の数、専任の実務家教員の実務家としての実務及び教育能力・経験の豊かさなど、他の法科大学院と比べても、充実しているものと考えている。

また、法律基本科目ばかりでなく、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目についても、高度の教育・研究能力を有する専任教員を多数配置している。本法科大学院が目的としている、「優れた法曹」の養成のためには、法律基本科目に関する知識はもとより、隣接科目や先端科目に関する豊かな素養を身につけさせることが必要不可欠であると考えられるために、このような手厚い人員配置を行っているのである。

さらに、年齢構成からみても、40歳代を中心とした、いわゆる脂ののった世代に属する研究者教員と経験豊かな実務家教員とが適切に組み合わせられた組織となっていることは、特記に値しよう。

### (2) 改善を要する点

教員の採用及び昇任に関しては、従来から、教員の教育上の指導能力をも含めて選考してきたところであるが、根拠となる規程が存在していなかった。教員の教育上の指導能力をより適切に評価しつつ選考できるよう、教員の採用及び昇任に関する規程を早急に整備する必要がある。

また、授業の負担については、科目及び教員により若干の偏りが見られるので、これを平準化するよう努める必要がある。

研究専念期間制度については、代替教員の手当てなど困難な課題も存するが、大学として部局ごとの判断により制度を導入することが可能になったことを受け、法学研究科の他専攻との調整・協議を図りながら、実現に向けて検討していく必要がある。

## 第9章 管理運営等

### 1 基準ごとの分析

#### 9-1 管理運営の独自性

##### 基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

(基準9-1-1に係る状況)

本法科大学院(総合法制専攻)は、研究大学院(法政理論研究専攻)、公共政策大学院(公共法政策専攻)とともに、東北大学大学院法学研究科の専攻の一つとして位置付けられているが(東北大学大学院法学研究科及び法学部組織運営規程5条)、法科大学院における教育活動等を適切に実施するために、以下のような、ふさわしい独自の運営の仕組みを有しており、その詳細については、東北大学大学院法学研究科法科大学院運営委員会内規(以下、「運営委員会内規」という)によって定めている。

まず、本法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議として、法科大学院運営委員会が置かれており(同規程9条1項)、毎月(原則として第3水曜日に)開催されている。

運営委員会は、法科大学院の専任の教授、准教授及び法学研究科長をもって構成され(運営委員会内規2条1項)、このほか、運営委員会の決議により、法科大学院において開設される授業科目を担当または担当することが予定されている法学研究科の他専攻の専任の教授または准教授を構成員に加えている(同内規2条2項)。**【解釈指針9-1-1-1】**また、平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項により法科大学院の専任教員とみなされる者(いわゆるみなし専任教員)についても、法科大学院の専任の教員として運営委員会の構成員とされており、法科大学院の教育課程の編成等に関して責任を担っている。**【解釈指針9-1-1-4】**

本法科大学院では、法科大学院に関する事項で次に掲げるものは、運営委員会の審議に付さなければならぬこととしている(運営委員会内規3条)。**①**教員の人事に関する事項、**②**教育研究上の組織に関する事項、**③**授業に関する事項、**④**試験に関する事項、**⑤**教育課程に関する事項、**⑥**学生の定員に関する事項、**⑦**学生の身分に関する事項、**⑧**学生の懲戒に関する事項、**⑨**授業料の減免に関する事項、**⑩**学生の厚生補導に関する重要事項、**⑪**学位に関する事項、**⑫**規程等の制定改廃に関する事項、**⑬**予算に関する重要事項、**⑭**その他総合法制専攻に関する重要事項。

本法学研究科では、法学研究科全体に共通する事項に関する調整・審議は、総合運営調整教授会によって行うこととされており、研究科に関する一定の事項は、同教授会の審議に付さなければならないが、法科大学院(総合法制専攻)を含む各専攻の重要事項については、当該専攻の運営委員会において決定またはあらかじめ審議するものとしており(東北大学大学院法学研究科総合運営調整教授会内規3条)、法科大学院運営委員会における審議は、総合運営調整教授会において尊重されている。**【解釈指針9-1-1-3】**

また、本法科大学院では、法科大学院の業務を掌理する院長(専攻長)が置かれている(同規程2条・6条1項)。院長(専攻長)は、法科大学院の専任の教授または准教授の中から、法科大学院運営委員会の選挙によって選出することとなっている(運営委員会内規9条1項)。なお、法科大学院の研究・教育の推進と円滑な運営のため、院長の職務を補佐する者として、副院長2名を置いている(同内規11条)。**【解釈指針9-1-1-2】**

○別添資料9-1-1-0-1  
東北大学大学院法学研究科及び法学部組織運営規程  
○別添資料9-1-1-0-2  
東北大学大学院法学研究科法科大学院運営委員会内規

基準9-1-2

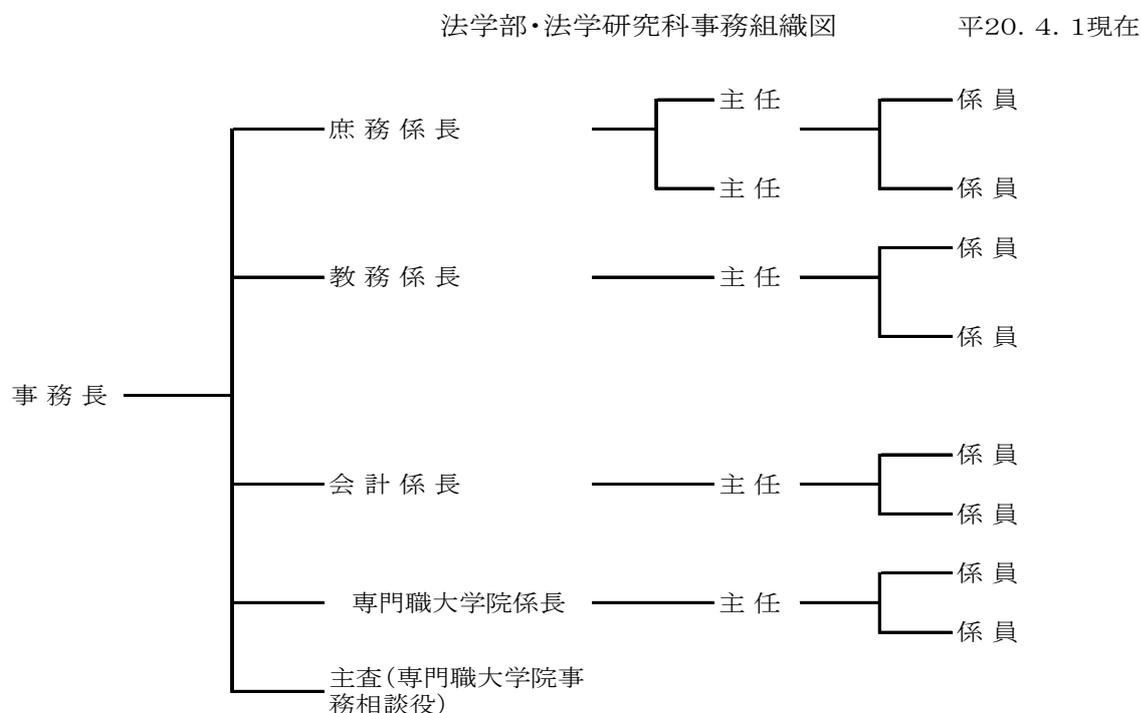
法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

(基準9-1-2に係る状況)

本法科大学院は、法学研究科の中の専攻(綜合法制専攻)として位置付けられている。法学部・法学研究科の中で、法学部と研究大学院は川内地区に置かれ、法科大学院と公共政策大学院は片平地区に置かれている。また、法科大学院の専任教員の多くは、川内地区に研究室を有している。そこで、このような事情に対応しながら事務を円滑かつ適切に処理できるよう、川内地区に教務係・庶務係・会計係を置くとともに、片平地区に専門職大学院係を置いている。なお、人員配置と所管事務の詳細については、別紙・法学部・法学研究科事務組織図のとおりとなっている。

表9121

○法学部・法学研究科事務組織図(平成20年4月1日現在)



業務内容

庶務係:	○公印の管守, ○教授会及び委員会等, ○職員の任免, 分限, 懲戒及び表彰, ○職員の職階及び給与, ○職員の服務, ○退職者の退職手当, ○共済組合の長期給付, ○職員の研修, ○職員の保健衛生, ○職員の出張, ○科学研究費補助金, ○職員の諸願届及び諸証明, ○諸規程の制定及び改廃, ○公文書類の收受, 発送, ○公用車の運転業務
教務係:	○入学, 編入学, 退学, 休学, 除籍及び卒業, ○教育課程, ○授業及び試験, ○学生の学籍及び身上, ○学生の厚生及び補導, ○学生の奨学育英, ○授業料等の免除及び徴収猶予, ○学生の諸願届及び諸証明, ○教育職員免許法に基づく事務, ○研究生及び科目等履修生等, ○外国人留学生等, ○学生の就職
会計係:	○財務(予算), ○不動産等, ○物品の管理, ○給与及び旅費等の支払, ○共済組合(長期給付に関するものを除く。), ○科学研究費補助金の経理, ○物品の寄付, ○庁務職員の監督, ○構内の警備及び衛生, ○火災その他災害の防止
専門職大学院係:	【法科大学院及び公共政策大学院に関する次の事務】 ○入学, 退学, 休学, 除籍及び修了等, ○教育課程, ○授業及び試験, ○学生の学籍及び身上, ○学生の厚生及び補導, ○学生の奨学育英, ○授業料等の免除及び徴収猶予, ○学生の諸願届及び諸証明, ○職員の服務に関すること, ○公文書類の收受, 発送, 浄書及び保存, ○物品の管理, ○火災その他災害の防止

(出典: 事務資料)

専門職大学院係は、法科大学院の教務事務及び片平地区の庁舎管理事務を中心に、管理運営事務を統括している。同係は、平成17年度までは係長1名、係員3名が配属されていたが、平成18年度以降主査1名が加わり体制を強化した。専門職大学院係の所管事務には公共政策大学院関係の事務も含まれるが、公共政策大学院の定員が30名であるのに対して法科大学院の定員は100名であり、法科大学院の管理運営に重点が置かれることになる。

このほか、庶務係は、各種書類の作成や資料の準備、法科大学院運営委員会の招集や議事録の作成、教職員の任用・処遇等を通じて、会計係は、財務関係事項の処理を中心に、法科大学院の管理運営事務に関与している。【解釈指針9-1-2-1】

本法科大学院では、独自に職員の能力の向上を図る研修会等は実施していないが、本法科大学院を設置している東北大学では、全学的に職員の能力向上を図るための研修会が頻繁に開催されており、そのような研修会に積極的に参加することにより、専門職大学院係等の事務職員も能力の向上に努めている。平成19年度についてみると、専門職大学院係の係長・係員が計4回の研修会に参加している。また、専門職大学院係長と庶務係長は、大学評価・学位授与機構が行った法科大学院認証評価に関する説明会にも参加している。【解釈指針9-1-2-2】

表9122

○ 事務職員研修実施状況

研修内容	実施月日	出席者
平成17年度東北大学ハラスメント防止対策講習会	平成18年2月3日	事務長, 庶務係長
第4回東北地区国立大学法人管理事務セミナー	平成18年3月1日	事務長
平成18年度東北大学メンタルヘルス対策講習会	平成18年3月7日	事務長, 庶務係長
スタッフデベロップメント	平成18年9月21日～9月22日	専門職大学院係員
平成18年度東北地区国立大学法人等中堅職員研修	平成18年11月14日～11月16日	専門職大学院係員
第7回東北地区国立大学法人管理事務セミナー	平成19年1月30日	事務長
平成18年度東北大学メンタルヘルス対策講習会	平成19年1月30日	会計係長
平成18年度東北大学マネジメントセミナー	平成19年2月9日	事務長
平成18年度東北大学ハラスメント防止対策講習会	平成19年2月9日	会計係長, 専門職大学院係長
平成18年度部局学生支援相談所担当者へのカウンセリングの基礎に関する研修会	平成19年3月13日	教務係員
法科大学院認証評価に関する説明会	平成19年6月28日	庶務係長
平成19年度東北大学メンタルヘルス対策講習会	平成19年7月3日	庶務係員, 教務係員, 会計係員, 専門職大学院係員
内部統制等に係る研修会	平成19年10月5日	事務長
平成19年度東北大学初任者研修	平成19年10月1日～3日	庶務係員
法科大学院認証評価に関する説明会	平成19年11月22日	庶務係長, 主査

(出展:事務資料)

## 基準9-1-3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

(基準9-1-3に係る状況)

既に触れたように、本法科大学院は、法学研究科の中の専攻(綜合法制専攻)として位置付けられ、また、法学部・法学研究科の中で、法学部と研究大学院は川内地区に置かれ、法科大学院(と公共政策大学院)は、裁判所や検察庁に近い片平地区に置かれている。

法科大学院を開設するにあたって、新棟を建築することはかなわず、片平地区の既存の建物を改修し、教室・自習室・図書室等の必要な施設を整備するしかなかった。また、川内地区の法学部図書室とは別に、新たに法科大学院(・公共政策大学院)用の図書室(法政実務図書室)を設け、文献・資料を揃えなければならなかった。

こうした状況下において、大学本部から、総長裁量経費等で、平成15年度に5510万円余りの予算の配分を受け、平成16年4月の開設に漕ぎ着けた。法学研究科は定員増加にともなう施設拡充の必要性を大学本部に継続して強く働きかけ、この結果、平成16年度には、総長裁量経費3900万円の予算を受けて講義室等の増設や自習室の拡張を実施し、さらに、平成17年度には、共通経費と総長裁量経費で1,610万円の予算の配分を得て、学生1人に座席1席を確保するための学生自習室の大幅な拡張を実現することができた。

このように、法学研究科からの働きかけもあり、本法科大学院の設置者である国立大学法人東北大学では、本法科大学院がその趣旨・目的に沿った教育活動を展開できるよう、その開設前後において十分な予算措置を講じてきたといえる。【解釈指針9-1-3-1】

国立大学法人である東北大学においては、本法科大学院において生じる授業料等の収入が直ちに法科大学院の収入となるわけではない。しかし、部局ごとの教育研究基盤経費の配分を決定する際には、学生定員に応じた配分が考慮されており、平成16年4月の本法科大学院(及び公共政策大学院)の開設後、年次進行で法学研究科の総学生定員が増加するのにもない、法学研究科が配分を受ける教育研究基盤経費の額も毎年度増加している(現在、学生1人あたり計175,500円の経費が配分されている)。学生数の増加にともなう教育研究基盤経費の増加は、設置計画が完成する18年度を限りとするが、これらの増加分は、法政実務図書室の図書資料等の整備、法科大学院用教育支援システム使用料の増加分、片平地区の施設拡充にともなう光熱水道料の増加分など、法科大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用されるよう、法学研究科内でも配慮されている。

このほか、実務家教員等に対する手当として、平成16年度には259万9000円、平成17年度には802万4000円、平成18年度には1,047万2000円、平成19年度には972万6000円の経費の支援を受けている。

上述の総長裁量経費の配分と相俟って、本法科大学院において生じる収入に見合うかたちで、本法科大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために支出できるように予算の配分がなされている。【解釈指針9-1-3-2】

東北大学では、予算要求や総長裁量経費の配分にあたっては、総長ヒアリングなど部局ごとの聴聞の機会が設けられており、本法科大学院の意見を聴取する機会として適切に機能している。【解釈指針9-1-3-3】

以上のように、本法科大学院は、教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的な基礎を有しているが、本法科大学院の施設面では、改善すべき課題が残っており、さらなる財政的基礎の確立が今後の課題となっている。平成19年度に東北大学片平キャンパスマスタープランが策定され、専門職大学院等の施設整備の方針が示されたので、この点については、具体的な改善が見込まれている。

## 9-2 自己点検及び評価

### 基準9-2-1

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

(基準9-2-1に係る状況)

本法科大学院では、法科大学院の教育水準の維持向上を図り、本法科大学院の目的であり、かつ、社会的使命でもあると自認する「優れた法曹」の養成を達成するために、法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検を行うために、『東北大学法学研究科・法学部 研究・教育の概要』を2年に1度作成している。本法科大学院は、同書を関係諸大学に送付するとともに、その内容と同一のものを法学研究科のウェブサイトに掲載し、本法科大学院の教育活動等の状況を広く社会に対して公表しているところである。

また、平成17年度より東北大学において、教育・研究・社会貢献等について、学内で部局別評価を行っており、本法科大学院も大学院法学研究科のなかの総合法制専攻という項目で自己評価書を作成し、学内での部局別評価を受けている。また、この自己評価書に基づき、仙台在住の有識者を中心とした外部評価委員による第三者評価を実施し、その結果はHP上で公開している。

○別添資料7

東北大学法学研究科・法学部 研究・教育の概要

○別添資料9 2 1 0 1

平成19年度東北大学大学院法学研究科外部評価（第三者評価）実施概要

(出典:平成19年7月18日開催総合運営調整教授会資料)

また、本法科大学院では、所属の教員個人に、教育活動の実態を示すデータや資料を、東北大学が開発した「東北大学情報データベースシステム」に入力してもらうことにより、大学のウェブサイトを通じて、各教員の教育活動や研究活動等の実態を広く社会に公表している。

○東北大学研究者紹介ウェブサイト

基準8-1-1 表8 1 1 2参照

さらに、本法科大学院では、開講されている全授業科目について、そのシラバスを法科大学院のウェブサイトにPDFファイル形式で掲載することにより、いかなる内容の授業をいかなる形式で実施しているかを、授業で扱う項目や判例等に至るまで詳細に示すことにより、授業科目の実質的な教育内容を広く社会に対して公表している。また、シラバスにおける成績評価の方法についての記載もウェブサイト上で公表することにより、社会に対して、教育活動の根幹とも言える成績評価に関する一定の情報を開示している。

表 9 2 1 1

○東北大学法科大学ウェブサイト

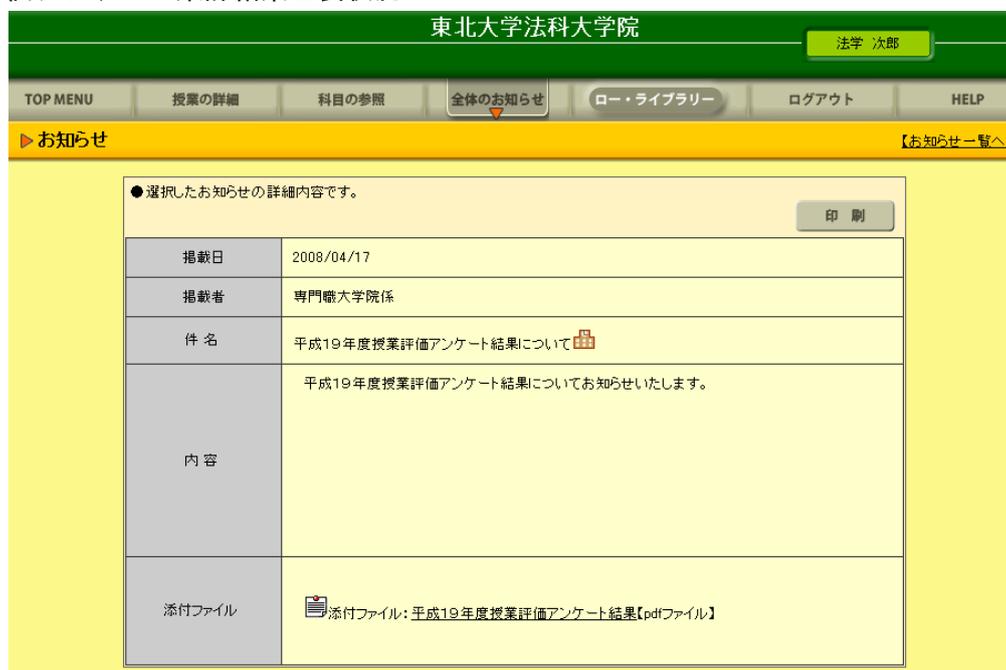


(出典：東北大学法科大学ウェブサイト)

教育活動の実態を反映する資料の一つとしての授業評価アンケートに関しては、TKC 教育研究支援システムを通じて、その結果を、本法科大学院に所属している教員・事務職員・学生が閲覧できる状態にしている。

表 9 2 1 2

○授業評価アンケート集計結果公表状況



(出典：TKC教育研究支援システムウェブサイト)

○後日配付資料（訪問調査時に提示します。）

平成19年度版東北大学学内教育、研究、社会貢献等評価にかかわる部局自己評価報告書

基準9-2-2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

(基準9-2-2に係る状況)

本法科大学院では、法科大学院のカリキュラム及び教材の作成等について、それぞれ継続性をもって教育活動の実態と問題点を把握するために、法科大学院運営委員会の下にカリキュラム等委員会を設置している。当該委員会では、把握した問題点につき、重要なものであると判断したものについては、法科大学院運営委員会に諮ることとしている。

また、適切な教育活動を実施するために必要な優れた学生を選抜するための入試方法のあり方等については、法科大学院運営委員会の下に設置された入試委員会が不断の検討を行っており、問題点があると判断した場合には、法科大学院運営委員会に諮ることとしている。

これら各論的な教育活動等の諸問題を分析・検討する各委員会とは別に、本法科大学院では、教育実施体制や教育施設・設備を含む教育全体についての問題を扱う評価委員会が法科大学院運営委員会の下に設置されている。同委員会は、教育活動等の状況を把握するために必要な各種データの収集・蓄積を行い、その分析に基づき、見直し・改善を運営委員会等に提言することを所掌事項としている。【解釈指針9-2-2-1】

○別添資料74101

平成20年度法科大学院諸委員会等構成・分担

(出典:法科大学院運営委員会配付資料)

○別添資料92201

東北大学法科大学院における自己点検評価の作成及び公表に関する申し合わせ

(出展:平成20年5月21日法科大学院運営委員会配布資料)

現在のところ、評価委員会によって、各授業科目における教育方法等の実態を把握するべく授業評価アンケートが実施されている。

なお、基準9-2-1に挙げた東北大学において各部局が作成している「教育、研究、社会貢献等評価にかかわる部局自己評価報告書」においては、教育、研究、社会貢献等に関して、全16個の評価項目が設けられ、評価項目の下に評価の観点、観点を評価する視点がかなりの数挙げられているが、そこには、「優れた法曹」の養成という本法科大学院の目的及び社会的使命を達成するために必要と思われる項目も含まれており、上記報告書の作成及び作成のための準備作業として行われる各種委員会における関連諸項目に関する検討は、本法科大学院にとって、教育活動等の状況について、自ら多角的に自己点検及び評価を行う格好の機会となっている。

表 9 2 2 1

## ○東北大学学内教育，研究，社会貢献等評価にかかわる部局自己評価報告書（抜粋）

<大学院課程>

（４）教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており，その内容，水準，授与される学位名において適切であること

《法科大学院》

視点１：教育の目的や授与される学位に照らして，教育課程が体系的に編成されており，目的とする学問分野や職業分野における期待にこたえるものになっているか。

・視点に関わる状況を以下の資料を用いて説明

法科大学院は，優れた法曹（法科大学院では，現行法体系全体の構造を正確に理解する能力，具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察する能力，緻密で的確な論理展開能力，他者とのコミュニケーションを図る高度の能力などを備えた法曹を「優れた法曹」と考えている）の養成を目的とした独自のカリキュラムを組んでいる。

まず，法学未修者に対して第１年次科目（公法（憲法，行政法），民法，刑法，商法，民事訴訟法，刑事訴訟法）を開講して，１年間で法学既修者と呼ぶに相応しい能力を備えることを目的とした教育を行う。

次に，２年次には従来の六法の縦割り授業から脱却した視点をもつ基幹科目として民法，商法，民事訴訟法を融合した実務民事法，刑法及び刑事訴訟法を融合した実務刑事法，憲法及び行政法を融合した実務公法を開講している。このほか，実務基礎科目（法曹倫理，民事・行政裁判演習，刑事裁判演習（以上，必修科目），民事要件事実基礎，刑事事実認定論，リーガル・リサーチ，リーガル・クリニック，エクスターンシップ，模擬裁判（以上，選択必修科目）），基礎法・隣接科目（日本法曹史演習，西洋法曹史，実務法理学Ⅰ・Ⅱ，実務外国法Ⅰ・Ⅱ，法と経済学），展開・先端科目（環境法，経済法理論，経済法実務，倒産法，実務労働法Ⅰ・Ⅱ，知的財産法Ⅰ・Ⅱ，企業課税論，国際法発展，国際私法など）を開講している。

とりわけ３年次の必修である実務基礎科目（法曹倫理（２年次・３年次開講），民事・行政裁判演習，刑事裁判演習）は，将来の法曹の職務に直結する内容となっている（資料６－４－１－１－１：学生便覧，資料６－４－１－１－２：シラバス）。また，基礎法・隣接科目は，過度に実務的な見方に傾斜しないように留意し，法学の理論的素養を涵養することを目的とした教育を目指し，展開・先端科目は民事法，刑事法，公法が相互に絡み合う分野について，現代のわが国の法学・法曹実務が直面している課題に対して的確に対応できる能力を涵養することを目的とした教育を行っている。

総じて言えば，１年次は法学未修者のための教育，２年次は法曹となるために必要な理論的な深化を目指すとともに，実務の基礎にも触れる教育，３年次は理論に基づいた法曹実務の初歩的な理解と経験に関する教育を行う。そのために，研究者教員及び実務家教員相互の不断の努力がなされている。課程修了要件は，第１年次科目３０単位，基幹科目２８単位，実務基礎科目のうち必修科目８単位及び選択必修科目２単位以上，基礎法・隣接科目４単位以上，展開・先端科目２４単位以上の修得及び９６単位以上の修得である（資料６－４－１－１－１－１：学生便覧）。

・各資料の分析結果とその根拠理由

○研究者教員及び実務家教員相互の不断の努力により，理論科目と実務科目との間に有機的関連がある。

○講義，演習が適切に構成され，教育目標を達成するように配置されている。

○授業科目担当における研究者教員と実務家教員とのバランスが適切である。

○法科大学院カリキュラムは，法曹養成のために適切なものである

以上のことから，教育の目的や授与される学位に照らして，教育課程が体系的に編成されており，目的とする学問分野や職業分野における期待に応えるものになっていると判断される。

・優れた点及び改善を要する点

○理論と実務の架橋を強く意識した授業科目が設けられていること，基幹科目において民事法，刑事法，公法という大きな括りの科目を設けることにより，隣接法領域の理解が深まるように配慮されていること，理論的な教育を重視しつつも，実務科目を通じて，実務家として必要不可欠な素養を獲得できる科目を配置していることが特長である。

○特に，展開・先端科目については，社会の変化等に応じて，臨機応変にカリキュラム等委員会において，カリキュラムの見直し・検討を行っていく体制を整備することが課題である。

<資料一覧>

資料６－４－１－１－１：学生便覧（冊子体）

資料６－４－１－１－２：シラバス（冊子体）

（出典：東北大学学内教育，研究，社会貢献等評価にかかわる部局自己評価報告書）

基準 9-2-3

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

(基準9-2-3に係る状況)

本法科大学院では、評価結果に基づき、教育の質の向上・改善に結びつけるため、カリキュラム等委員会、入試委員会、評価委員会、広報委員会を設置している。

○別添資料 7 4 1 0 1

平成 20 年度法科大学院諸委員会等構成・分担

(出典：法科大学院運営委員会配付資料)

このうち、カリキュラム等委員会が、教育課程の見直しを、入試委員会が入試制度の見直しを、評価委員会が、評価一般に関する業務を担当している。各委員会における自己点検及び評価に関する議論は、本法科大学院における教育活動等を改善するために必要な具体的な目標を設定し、この目標を達成するための方法及び取組の状況等を示しながら、法科大学院運営委員会において、随時報告されている。【解釈指針9-2-3-1】このことにより、運営委員会構成員各自は、本法科大学院の直面している諸課題に対して問題意識を共有することができるようになっている。

評価結果が具体的改善策に結実した例として、平成 16 年度には、前期のみで開講されていた第1年次科目である刑法について、前期半年のみで刑法全般を学習するのは困難であるとの意見が授業評価アンケート及び試験結果に対する講評の際に示されたことを受け、平成 17 年度からは、通年科目として開講されるようになったことや、入試委員会における入試結果等の分析から、入試段階で、優秀な人材を確保するためには、東北(仙台)という地理的条件が不利に作用しているとの分析結果が得られたことを受け、平成 18 年度入試から、東京に受験会場を設けることとしたことなどを挙げるができる。

表 9 2 3 1

○別添資料 9 2 3 0 1

「刑法」授業評価アンケート回答例

(出典：平成16年度授業評価アンケート)

○別添資料 9 2 3 0 2

平成 17 年度「刑法」シラバス

○法科大学院運営委員会議事録(抜粋)

3. 平成 18(2006)年度入学試験の実施について

小粥教授から、平成 18(2006)年度入学試験の実施内容について資料により説明があり、種々審議の結果、既修者に対する小論文試験の廃止を承認。また、特に支障がないかぎり第二次選考について東京会場も設置する方向で検討することが承認された。

(出典：法科大学院運営委員会議事録)

また、本法科大学院を専攻として抱える東北大学大学院法学研究科では、評価結果に基づき教育の質の向上、改善に結びつけるため、評価改善委員会をはじめとする諸委員会の体制を整備している。

○別添資料 9 2 3 0 3

組織図、委員会所掌内容一覧

(出典：事務資料)

評価改善委員会は、評価に止まらず、改善をも明示的に自己の任務として掲げた画期的な組織である。当該委員会は、研究科長がオブザーバーとして加わり、副研究科長が委員長となって、

関係する諸委員会の長から構成されているものであるが、その構成員の中には、法科大学院評価委員会委員長も含まれている。評価の結果を受けた改善を実施するためには、予算措置を伴うものが含まれることが考えられるが、そのような課題については、法科大学院が単独で対処するには様々な点で限界が存在する。評価改善委員会の存在は、そのような困難な問題について、法学研究科全体として、実効的かつ機動的に対処することを可能にするものとして、本法科大学院にとっても極めて重要な存在となっている。

○別添資料92303  
組織図，委員会所掌内容一覧  
(出典：事務資料)

基準 9 - 2 - 4

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準9-2-4に係る状況)

本法科大学院では、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広く、高い識見を有するものと考えられる弁護士等の実務家に対して、みなし専任教員あるいは非常勤講師として授業科目を担当することを依頼しているが、その際、当該実務家に対して、本法科大学院における教育活動等の状況について、資料等を活用しながら、直接説明すると同時に、授業科目のあり方等について、教育課程全体を見据えた提言を頂戴するよう努めている。【解釈指針9-2-4-1】

また、平成19年度より、学内での部局別評価において本法科大学院の行った自己評価書をもとに、外部者による評価・検証を実施している。本法科大学院としては、法科大学院修了生を受け入れることとなる裁判所、検察庁、弁護士会に対して、本法科大学院における教育活動等の状況、特に、実際の授業科目の内容、授業の実施方法等について、意見を聴取し、それを種々の改善方針に取り込む必要があることに鑑み、在仙の各機関を中心に評価委員の選出を依頼し、法科大学院関係者と財界からの委員会を加えて、社会的見地からの第三者評価を実効たらしめるよう実施体制を整えた。この第三者評価の公表結果はHP上で公開している。

○別添資料 9 2 4 0 1

平成19年度東北大学大学院法学研究科外部評価（第三者評価）結果

（出典：事務資料）

## 9-3 情報の公表

## 基準9-3-1

法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

(基準9-3-1に係る状況)

本法科大学院では、法科大学院運営委員会の下に広報委員会を設け、当該委員会を中心に、本法科大学院の目的、教育理念、教育課程全般、授業科目担当教員、在学生の本法科大学院についての意見等を掲載した法科大学院用のパンフレットを作成すると同時に、専用のウェブサイトやメールマガジンを設けることにより、教育活動等の状況について、広く社会に周知を図ることができるよう、積極的に情報を提供するように努めている。

## ○別添資料6

東北大学法科大学院概要（パンフレット）

## ○東北大学法科大学院ウェブサイト

基準9-2-1 表9211参照

また、本法科大学院では、平成17年度から、年に1度、法科大学院のオープン・キャンパスを実施し、本法科大学院の入学希望者のみならず、広く社会に対して、法科大学院の教育方法等について、周知する機会を設けることとした。平成19年度に東京で開催したミニ・オープン・キャンパスは、3月8日（日）に実施され、20名を超える参加者があった。

さらに、本法科大学院を専攻として抱える東北大学大学院法学研究科は、法科大学院に関する教育活動等に関する記述をも含む『東北大学法学研究科・法学部 研究・教育の概要』を2年に1度発行している。当該冊子は、関係諸大学に送付されるとともに、その内容は法学研究科のウェブサイトに掲載されており、本法科大学院の教育活動等の状況の広く社会に対する公表に寄与している。

## ○別添資料7

東北大学法学研究科・法学部 研究・教育の概要 2007年版

基準 9-3-2

法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

(基準9-3-2に係る状況)

本法科大学院では、法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書として、「東北大学法科大学院年次報告書」を作成し、毎年度、法科大学院のウェブサイト上で公表することとしている。上記報告書においては、(1)設置者、(2)教育上の基本組織、(3)教員組織、(4)収容定員及び在籍者数(5)入学者選抜、(6)標準修了年限、(7)教育課程及び教育方法、(8)成績評価及び課程の修了、(9)学費及び奨学金等の学生支援制度、(10)修了者の進路及び活動状況が記載されている。

上記報告書の特徴として、(2)教育上の基本組織について、カラーの図表を用いることにより視覚的にその内容を把握できるように留意していること、(8)成績評価及び課程の修了において、成績評価の客観的基準や再度の試験のあり方などについての詳細を明示していることなどを挙げることができる。【解釈指針9-3-2-1】

○別添資料 9 3 2 0 1

東北大学法科大学院年次報告書（平成19年度）

## 9-4 情報の保管

## 基準9-4-1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準9-4-1に係る状況)

本法科大学院においては、教育活動等の自己点検・評価を、客観的資料に基づいて適正に行うことができるようにするために、基礎となる資料を、法科大学院運営委員会の下に置かれた各種委員会及び法科大学院に関する事務部門を中心に、積極的に、調査・収集すると同時に、自己点検・評価終了後、その結果について、客観的資料を示しながら、第三者による評価を受けることを可能とするために、1号棟3階の一室を保管用の資料室とし、上記評価の基礎となった各種資料をファイルとして綴じるなどして保存することとしている。また、それら資料のうち、時間の経過と共に、保存状態の劣化が懸念されるものについては、適宜、電子データ化して保存することにより、適切な保存状態を維持できるように努めている。上記資料に、基準9-2-1に規定された自己点検及び評価に関する文書並びに基準9-3-2に規定された公表にかかる文書が含まれているのは当然である。【解釈指針9-4-1-1】

## ○別添資料2

平成20年度法科大学院学生便覧P90

法学研究科片平1号棟配置図 資料室参照

なお、本法科大学院では、上記資料の保存期間について、特に規程を設けていなかった。ただし、自己点検・評価や自己点検・評価の結果に関する第三者による評価については、評価を受けた後、5年後には、再び自己評価、第三者評価を行う必要があると考えられるため、評価を受けた後、最低5年間は保存する必要があると考え、法科大学院運営委員会において、申合せを明記した。【解釈指針9-4-1-2】

## ○別添資料94101

東北大学法科大学院における法科大学院認証評価のための資料保存期間に関する申し合わせ

(出展：平成20年5月21日法科大学院運営委員会配布資料)

上記のように、本法科大学院の資料の保存方法は適切なものであり、評価機関等の第三者が評価を行うため、必要な資料の提示を求めた場合には、速やかに提出することができる状態になっているといえる。【解釈指針9-4-1-3】

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### (1) 優れた点

まず、管理運営面に関する本法科大学院の優れた点として、第1に、法科大学院の管理運営を適切に遂行するための事務体制として、法科大学院の管理運営に重点をおく専門職大学院係を設けていることを挙げることができる。法学部及び研究大学院に関する諸事務を取り扱う部門と法科大学院(及び公共政策大学院)の諸事務を取り扱う部門とを別個に設けることにより、事務の効率化が図られることは当然であるが、学生にとって「顔の見える身近な事務職員」との親近感が生まれ、学生生活上において生じる様々な手続き的な問題について、適時に相談することができるようになっている。

第2に、本法科大学院に対して設置者である東北大学が、平成15年度から平成17年度までの3年間、総長裁量経費を交付することにより、法科大学院の教育活動を支援し、国立大学法人としては比較的恵まれた環境整備(図書室の整備、自習室の確保など)を行うことが出来た点を挙げることができる。

次に、自己点検及び評価に関する優れた点として、各種委員会を整備し、法科大学院における教育活動等における諸問題を点検し、対応を図る体制が整えられていることを挙げることができる。特に、カリキュラム等委員会及び入試委員会の活動は極めて活発であり、教育活動面における実情・問題点の把握については、他大学と比較しても優れているはずであると自負するところが大きい。

また、自己点検・自己評価については、学内の部局別評価の評価項目に従い、精査を経た上で、外部委員による第三者評価を実施し、その結果を公表している。

さらに、情報の公表に関する優れた点として、オープン・キャンパスを実施していることを挙げることができる。これは、法科大学院における教育活動等を実際に体験してもらうものであり、これにより、本法科大学院の教育方法、教育目的などを、広く社会の人々に実際に体験してもらうことが可能になっている。

### (2) 改善すべき点

まず、管理運営面に関する本法科大学院の改善を要する点として、これまでの設備面の整備は、総長裁量経費を中心に行ってきた点を挙げなければならない。当該経費は臨時の課題に取り組むためのものであるため、安定した管理運営及び設備等の整備を推進するためには、より着実な予算項目が整備されるよう東北大学に働きかけていく必要がある。

次に、自己点検及び評価に関する改善を要する点として、卒業生に対しても積極的に意見聴取を行い、内部にいた者が外部に出たことによって気づいたことなど「生の声」を取り入れていくことも必要であると認識している。

さらに、情報の公表に関する改善を要する点として、ウェブサイトの充実を挙げることができる。本法科大学院のウェブサイトについては、更新の頻度が低いとの指摘があるところであり、適時に適切な情報を発信する必要があると考えているが、その整備のための財政的基礎の確保など、課題が少なくない。

## 第10章 施設、設備及び図書館等

## 1 基準ごとの分析

## 10-1 施設の整備

## 基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

(基準10-1-1に係る状況)

本法科大学院の収容定員は300名であるが、本法科大学院においては、講義室4室(収容人員60名程度。1室は模擬法廷教室も兼ねる)、演習室9室(収容人員20名程度)、ローヤリング用相談室2室を備えており、法科大学院において提供されるすべての授業を、支障なく効果的に実施できるだけの規模、質を持った教室等が確保されているといえる。【解釈指針10-1-1-1】

本法科大学院では、常勤専任教員(23人)すべてに個室が与えられ、研究・教育活動のためのスペースを提供している。研究者教員は、東北大学川内キャンパスに研究室を有するが、法科大学院のある片平キャンパスにも教員控室3室も設けられており、授業の準備等を行うことができるよう配慮されている。非常勤教員については、非常勤講師控室(座席7席)を設け、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるように、机・椅子、六法類、パソコン(2台)、プリンター(2台)を設置している。【解釈指針10-1-1-2】

本法科大学院では、基準7-1-2で述べたオフィス・アワー制度の円滑な運用を図るためのスペースとして、面談室1室を設けている。【解釈指針10-1-1-3】

本法科大学院では、すべての事務職員が十分かつ適切に職務を行うため、専門職大学院係室と資料室1室を設け、十分なスペースを確保している。【解釈指針10-1-1-4】

本法科大学院では、基準10-3-1で規定される図書室(法政実務図書室)に備えられた図書資料を有効に活用して学習することが可能となるように、図書室と同じ棟内にも自習室が設けられ、それ以外の棟に設置してある自習室を含めると21室、330名分の座席を自習スペースとして確保している。自習室のある建物入口は、学生に貸与されたカードキーによる入室管理が行われ、24時間利用することができる。なお、本法科大学院の修了生に対しては、修了後、司法試験終了までの間の自習室の利用を認めている。【解釈指針10-1-1-5】

## ○別添資料2

平成20年度法科大学院学生便覧P89～P98  
建物・講義室等配置図参照

## ○別添資料2

平成20年度法科大学院学生便覧P75～P76  
法科大学院教室等の利用について

上記法政実務図書室を含む各施設は、法科大学院の専用ないし同じく法学研究科の公共法政策専攻(公共政策大学院)と共用とされており、法科大学院の研究室担当教員がその管理を行い、公共法政策専攻の担当者と調整をしながら、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況を確保している。【解釈指針10-1-1-6】

また、東北大学片平キャンパスマスタープランの下、専門職大学院を含む片平エクステンション教育研究棟が、平成21年度から平成22年度にかけて新設されることが、平成19年11月27日開催理事・副学長会議において承認され、同年12月18日開催部局長連絡会議において報告された。

○別添資料101101

学内財源を活用した新たな整備手法による建物整備計画

(出典:平成19年12月18日開催部局長連絡会議配付資料)

○別添資料101102

施設計画:新規施設計画(短期)

(出典:平成19年11月29日開催片平キャンパス整備委員会配付資料)

10-2 設備及び機器の整備

基準10-2-1

法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

(基準10-2-1に係る状況)

本法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するため、視聴覚機材として第1講義室にプロジェクター、ビデオ上映機器を導入したほか、講義等の行われる講義棟及び学生の自習室が設置されている法政実務研修棟では、無線LANを利用することが可能となっている。また、法政実務図書室にパソコン2台とコピー機2台、教員用コピー室にコピー機2台、学生用コピー室にコピー機7台(内1台は私費コピー用)、パソコン室にパソコン18台及びプリンタ5台をそれぞれ設置している。

表10211

○機材配置状況一覧(出典:事務資料)

棟	教室等	配置機材等
片平1号棟	第1講義室	拡声設備,プロジェクター,ビデオ再生機
	第2講義室	拡声設備,プロジェクター
	第3講義室	拡声設備,プロジェクター,無線LAN設備
	演習室(8)	
	教材調整室	コピー機(2)
史料館1階	第4講義室	拡声設備,プロジェクター
片平2号棟 (法制実務研修棟)	法制実務図書室	コピー機(2),パソコン(2),プリンター(2)
	学生自習室(10)	無線LAN設備
	パソコン室	パソコン(8),プリンター(2)
	教材調整室	コピー機(3)(内1台は私費用)
	演習室	
片平3号棟 (施設部庁舎1階)	コモンルーム	
	学生自習室(5)	無線LAN設備
	パソコン室	パソコン(8),プリンター(2),コピー機(2)
片平4号棟 (旧アドミッションセンター)	コモンルーム	
	学生自習室(4)	無線LAN設備
	パソコン室	パソコン(2),プリンター(1),コピー機(1)

他に拡声装置(2),VHSビデオプレーヤー(1),DVDプレーヤー(1)、講義用PC(1)

次に、少人数による双方向授業を効果的に行うために、各講義室にワイヤレスマイクを複数本用意し、教員の質問に答える学生の声、マイクを通じて教室全体に届くよう配慮している。

また、TKCによる教育研究支援システムを導入し、教員・学生がともに大学内外から各種法律データベースにアクセスすることができるようにするとともに、授業や教務事務関係の連絡事項を入力・確認できるようにしている。

なお、教員及び学生は、法情報調査に関する専門的能力を有する准教授(法科大学院所属)の援助を得ることができる。

### 10-3 図書館の整備

#### 基準10-3-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

(基準10-3-1に係る状況)

本法科大学院の図書館は、法学研究科の公共法政策専攻(公共政策大学院)と共用(法政実務図書室)であり、両者が共同して管理して、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にある。【解釈指針10-3-1-1】

本法科大学院の図書館には、2名の職員(うち1名は図書館司書の資格を有する)が配置され、午後5時から7時までの開室時間には、専門職大学院所属の助手を配置し、その勤務時間を調整して対応している。また、教員及び学生は、法情報調査に関する専門的能力を有する准教授(法科大学院所属)の援助を得ることができる。【解釈指針10-3-1-2】【解釈指針10-3-1-3】

#### ○別添資料71301

#### 平成19年度法科大学院教育補助者一覧

法政実務図書室関係職員一覧参照

法政実務図書室の開設にあたっては、東北大学名誉教授、仙台地方裁判所元所長、仙台弁護士会元会長の蔵書の寄贈を得て、時代・法分野の両面で多様性に富んだ図書・資料を入手するとともに、各種法分野における最新の教科書・演習書に至る書籍を配架し、教員らによる教育及び研究並びに学生の学習のために必要な図書及び資料が適切に備えられている。

#### 表10311

#### ○法政実務図書室蔵書数等

図書 20,547冊(製本雑誌含む)【内、外国書464冊】、学術雑誌296種【外国雑誌12種】、視聴覚資料0点、データベース52種、座席数4席  
(出典：事務資料。平成20年5月1日現在)

なお、教員及び学生は、必要に応じて、川内キャンパスにある東北大学附属図書館や法学部研究棟内にある法学部図書室を利用することができ、法科大学院入学時のオリエンテーション時に案内を行っている。附属図書館所属の書籍は、オンラインで予約し、学内搬送サービスを経て、法政実務図書館にて貸出手続きを行うことができるので、学生はキャンパス間の移動の手間を省くことができる。【解釈指針10-3-1-4】

表 10312

## ○別添資料 2

平成20年度法科大学院学生便覧 P80, P95

法学部図書室(川内)利用案内, 文・教育・法・経済学部配置図参照

## ○新入生オリエンテーション式次第

日時 平成20年4月3日(木) 10:00~16:00

場所 片平キャンパス・魯迅階段教室

オリエンテーション I 部 10:00~12:00

1. 研究科長・院長挨拶
2. 教員紹介
3. 大学院施設(片平)の利用案内
4. 法政実務図書室利用案内
5. ネットワーク利用について
6. 駐車場の規制について
7. 法科大学院学生心理相談室の利用について

(出典:新入生オリエンテーション配布資料)

法政実務図書室では、学生証を提出させて、入退室の管理を行うとともに、所蔵する図書及び資料の貸借について規則を定めて、その適切な管理及び維持に努めている。なお、できるだけ多くの学生による図書利用を可能とするため、貸出期間を貸出日の翌日の昼 12 時までとしている。

## 【解釈指針10-3-1-5】

## ○別添資料 2

平成20年度法科大学院学生便覧 P77~P79

法政実務図書室(片平)利用案内

東北大学附属図書館のサービスとして、オンラインでの現物貸借や複写依頼申込が可能となっている。その手順を含めた図書(室)利用上の質問については、法政実務図書室の職員が適切に対応しており、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整えられている。入学時のオリエンテーションにおいて、法政実務図書室の使用等に関するガイダンスを実施し、学生が図書室を効率的に利用できるよう、配慮している。【解釈指針10-3-1-6】

## ○別添資料 103101

図書室利用案内

(出典:入学者オリエンテーション配布資料)

法政実務図書室には、閲覧室を設け、所蔵する法律データベース(52種類)を検索するためのパソコン2台とプリンタ2台、コピー機2台が設置され、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果を上げるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器を整備している。【解釈指針10-3-1-7】

## ○機材配置状況一覧

基準 10-2-1 表 10211 参照

## 2 優れた点及び改善を要する点等

### (1) 優れた点

優れた点は、まず、本法科大学院の運営に必要な十分な専用の教室、自習室等を、年次進行に従って、順調に整備してきていることである(自習室については、平成18年度以降、学生全員に対する固定席制を実施している。また、1学年の定員100名を収容する教室の確保も課題であるが、これも本法科大学院専用ではないものの、平成18年度に材料・物性総合研究棟「さくらホール」に確保することができた)。本法科大学院の立地も、仙台高裁・地裁、仙台高検・地検、仙台弁護士会に近いことから、裁判傍聴や施設訪問等の実施に伴う学生への負担も小さく、法律実務へのアクセスの容易さという点で望ましい環境が確保されている。

また、自習室について、本法科大学院開設当初より24時間利用の可能な体制を整備していることも特筆に値する。本法科大学院での学習にあたって十分な予習・復習は不可欠であり、長時間、学習に集中できる環境が整備されていることが重要と考えるからである(無線LANの利用により、TKCの提供するデータベースにアクセスし、自習室座席で資料を検索することも可能である)。

さらに、大学の附属図書館や法学部図書室とは別に、本法科大学院における教育の中核ともいべき法政実務図書室を片平地区に新設し、教科書、論文集、大系、講座や基本的な雑誌類、データベース類の充実に努めるとともに、東北大学にゆかりのある仙台市内の複数の実務法曹から多数の蔵書の寄贈を受け、短期間のうちに、学生の需要に十分応え得る質・量を持った図書室を整備するに至った(学生は、もちろん附属図書館、法学部図書室も利用することができる)。また、法政実務図書室においては、東北大学の全ての図書の配送サービスを行っており、大学附属図書館本館に所蔵された図書も、インターネットによる注文後翌日には法政実務図書室で貸し出すことができる。

### (2) 改善を要する点

法科大学院の教室は、従来の建物を改装することによって整備されたものであり、もともと教室としてつくられたものではないため、第1講義室、第2講義室は若干ではあるが縦に長すぎるため、法科大学院の双方向形式の授業に最適とはいえないこと、第4講義室では、横長に座席を配置することによって、授業時の、より緊密な雰囲気醸成しているが、左右の端の席からは黒板の字が見えにくく、教員の黒板利用を制約する結果となっていることなどが挙げられる。例えば、扇状に広がる階段教室や専用の法廷教室などの新設は、今後の重要な課題である。この点については、平成19年度に策定された東北大学片平キャンパスマスタープランの下、専門職大学院を含む片平エクステンション教育研究棟が、平成21年度から平成22年度にかけて新設されることが、平成19年11月27日開催理事・副学長会議において承認され、同年12月18日開催の部局長連絡会議において報告された。

上記の改善を要する点については、新しい施設の計画策定の中で、できるところから対応していく予定である。